是れまた五瓶を用ふ、既に大法方に授傳して師位を許すの義なり。凡そ瓶水灌頂に於て三義あり、是れ則ち世間の水に三種の表示有るに依てなり。一には洗除の義、二には潤生の義、三には流注の義なり、是の故に加持の所用に於て灌頂の差異あり。所謂る洗除とは結緣灌頂なり、四輩を簡ばず、塵垢を洗除して大益を施すが故に。潤生とは受明なり、宿因の勝善を潤生して修人を求むるが故に。此の二は弟子調機の方便に約するが故に、又結緣受明に通用すべきなり。流注とは、相續傳敎して佛種を斷せず、法水流注の義の故に傳法灌頂に限るなり。此れ等の義を以て五瓶灌頂の差異を知るべし。若し之れを通論すれば、表裏の不同ありと雖も、各〻此の衆義を含すべし。亦た更に三義あり、平等と清潔と緣起との義なり。是れ正しく諸佛の智水に約するの譬喩なり。所謂る如來の五智は、平等一相にして體性圓滿無碍なり、高下不融の異りなし。また清凉潔白智體分明にして萬德顯現す。また悲智緣起して自ら智身說法の音聲あり。是れ則ち波濤相ひ擊て音あるの義なり。今此の三義は佛に約す、以前の三種は機に依る其の意知んぬべし、此の外瀉瓶の譬、殊に之れを思ふに宜し。凡そ傳法灌頂の行儀作法に有無の二義元より之れあるが故に、法三の大王東寺に於て、禪定法皇に受けしめ御ます。彼の記に云く、延喜八年戊辰五月三日癸酉威力日鬼宿土曜、東寺灌頂堂に於て、傳法灌頂と金剛頂の壇中に阿闍梨總印を受け、次に胎藏壇に於て華を擲げず沐水を受けず、只だ傳法の總印を受く、(一)大阿闍梨法皇云云受者三御子眞寂此の記に依らば、同日に於て兩壇灌頂金剛界に儀式を用ひ、胎藏には更に以て授與の行儀を用ゐず、金剛界を以て本とするが故に、金剛界を以て胎藏を准知せしむるなり。儀式の授不授共に其の理違ふこと無きを以てなり、中に就て此の記の意は、大師八月の灌頂の兩名並べ擧ぐるか。或は傳法と云ひ、或は阿闍梨といふ、錄の文に傳法阿闍梨位とするが故に。但し南池院の奉狀に阿闍梨位の灌頂といふ、檜尾は傳法を以て阿闍梨位となす、明かに知んぬ一名の廣略なり、只だ人法の不同に依て一邊の名を取るなり。而も今高祖受學の六●七兩月の受明灌頂とは、投華灌水計りなり、此の時に得佛の印可を用ゐざるか、大法傳持の人たるべきが故に。八月の傳法とは小壇以後の職位なり、投華の作法を行せざるなり、之れを以て傳法灌頂の舊風の中に多種の樣あり、其の中に投華得佛を略して直ちに小壇の儀式に至るの作法あり、是れ即ち高祖傳法の式と謂ふべきか。仁海(ニンガイ)僧正の記に云く、傳法灌頂の式は、上堂、次に着座、次に阿闍梨供養法、次に前分念

(一)一本に大阿闍梨法皇寬平の受者三の御子眞齊云云といふ。

誦、已て大壇の瓶を移して壇邊の机の上に置く、次に新阿闍梨をして護身せしむ。次に阿闍梨新阿闍梨を率ゐて即ち小壇に着せしむ。（私に云く、已下即ち常の作法の如し云云）此の式の意は、投華作法を略して小壇に到て作法を致す、況んや彼の記の今の式の終りに云く、弘法大師第八葉阿闍梨耶仁海、始め大日如來より仁海に至て十五葉に當る。云云次ぎ下に寛平の御記を引き載するの意は、殊に弘法大師を以て根本となして、此の式の相承を示す、高祖傳受の作法とあるの義分明なり。また御記を引きて廣澤法皇の御相傳の由を存す、旁〻今の式を以て大師授學の八月灌頂の作法となすべし、此の外猶は同類の舊記あり。然るに錄の文に、八月の灌頂儀式を明さざるは、表奏の文繁を恐るゝ故か。所以は何ん、作法端多し擧げ盡すべからず、若し隨一を出さば、餘を漏すの過あるが故に、全分其の儀式を略す。文良に以あり、況んやまた秘密の行相は顯露に經軌に載す可からず、猶ほ以て錄の外之れを秘す、灌頂の軌則豈に是れ聊爾ならんや。尤も深意あり、其の文無しと雖も、其の儀則あることを遮す可からず。また五瓶灌頂差異の行儀なしと雖も、灌頂の寂要なるが故に、再灌の義あるか。表の八月灌頂の次ぎ下の文に云く、五部の眞言密契相續して受く。云云此の文自ら五瓶灌頂等の行儀あることを顯す。略出

等の意は、五部各部の眞言、殊に五瓶灌頂に於て之れを說くが故に。爰に當時傳來の行儀は、大師六●七兩月投華灌頂等の義相を以て、八月所受の傳法を加へて、彼れ是れ作法一度に授け來るなり。然れば則ち青龍相承の受明●傳法は、悉くみな門葉授け傳ふ。但し今の相承の、一座の初後は、大師の傳受受法の前後なり、然りと雖も其の意逕せず。凡そ此の投華等の行相は、入壇の通儀なるが故に、加へ用ふるに過なし、其の義は敎王●略出●遮那等の經文尤も分別なり。先師僧正和尙の口決に曰く、投華●瓶水●灌頂等とは入壇通相の儀式なり、結緣●傳法等強ちに差異なし。云云此の口決を以て、之れを案ずるに、初入受法の位に在て、此の作法を致すは受明なり、後位究竟の時に在て、此の行儀を作せば傳法の軌則なり。爾らば大師所受の受明の儀を以て傳法の行相に准用するなり、結緣灌頂の投花また然るべきなり。若し其理を細論すれば、傳法の投花は一切如來の加持攝受のためなり、必ず有緣の別尊を取らず、悉地の淺深を別たず、只だ曼荼に向て引入を祈つて、道場に臨みて海會の諸聖を見るの儀式なり。故に當時の傳法引入の時も纔かに花の至る所に依て其の尊を撿知すと雖も、悉地の成否を問はず九品の遠近を撰ばず、自ら是れ受明灌頂に簡異して、通相の法則を示すなり。故に略出並びに

傳法の式に眞言の句義を明して云く、論に曰く、願くは大力の菩薩汝を攝受したまへ。文此の文は大力菩薩とは其の詞廣し、必ず一尊に限る可からず。又た略出の文に云く、金剛薩埵攝受したまふが故に、無上金剛寶たることを得。文此の文は、(二)引入投花薩埵攝受の義を說く。此れ等の意は傳法の投花は、偏へに加持攝受入曼荼の通義を明す。加之らず花を以て曼荼を投ずるの儀は、諸尊鬘線の花索を以て輪壇に引入するの意なり、然れば則ち諸壇の引入に之れを用ふ。また高野舊風の投花の時に、得佛驗知の義を載せず、自ら今の傳法の作法に叶へり。之れに依て近來傳來の樣は、大師受明の作法を以て、更に結緣灌頂を開いて四衆に授く、別して受明の壇を行せず。大師の八月の傳法の職位に於て。投花通相の法則を加へて師位を傳受するなり、是れまた門葉今案の行儀に非ず、高祖判じ給ふ所の作法か。所以は何ん、大師歸朝の始め、先づ結緣灌頂を授く、是れ青龍傳授の受明に依るべし、況んや彼の百餘の弟子の中に、十八道を學ぶの人これあり、傍ら受明の義を存す。又た高野舊風傳法の式に、既に投花の行儀を用ふ、是れ大師授與の作法にして、尤も相承の龜鏡とするに足れり。然れば則ち遺告の中に、受明の別壇受法の義を明さず、門流の格式に非ずや。又た當時の傳法灌頂の

(二) 引入　引入とは受者を灌頂壇に引き入れ、花を投ぜしめ、以て得佛せし時に、金剛薩埵受者を攝受するなり。

三摩耶戒とは、大師受明同受の戒體なり、戒場既に彼れを准用す、投花豈に然らざらんや。また大師投花して(二)中臺を得るが故に、受明なりと雖も、傍らに普門傳法の謂あり、沐するに五瓶を以てす、偏へに常途の受明に異なれり。凡そ受明とは、心數の別尊に限る可きが故に、諸尊の儀軌に必ず寂初に之れを說く、大法を受學すべきの人、通じて五瓶を授くるが故に、心王普門の傳法に同ず、仍て惜んで受明を行せず(三)殘て傳法に用ふるなり。彼の(三)蓮花部心等の大法の儀軌に、初入の灌頂を說かざるも、粗〻此の意あるべし、初入受學の灌法有無の兩說元より之れあり、能く分別すべし。或は寂初に究竟の灌頂を得る、是れまた自家速疾の平等の誓約なり、況んや青龍高祖師資の附法、機熟し緣到れば受明を以て傳法を許すこと其の義惜むべきに非ず。然りと雖も、門華退代の式となし、風範を定め置く所なり、相承の謬らざることを貴ぶべし、努力疑難を作すこと莫れ。凡そ本經等に寂初に入壇の文ありと雖も、一經の終りに至て(四)統攝して灌頂授職の義を說く、則ち此の意に依るに、最後に具支の大道を許し、傳法の印璽を授け、重重諸位の灌頂みな此の極位を開くべし。自餘の諸法の莊嚴具支の義、其の作法あるべしと雖も、別法通修の時、悉く棄捨し灌頂の一位に用ふ、是れ即

(一) 中臺　大日如來ないふ。

(二) 一本に傳法の上に「殘して」の句あり。

(三) 蓮花部云云　具には金剛頂經蓮華部心念誦儀軌といふ。

(四) 統攝　該攝に作る。一本に

ち傳法授職は密家の一大事の因緣なるが故なり。所謂る齒木・五瓶・壇場等の義則、莊嚴、加持具さに本說を見るべし。

國譯[illegible]要秘鈔第三 終

國譯[illegible]要秘鈔第四

臨壇金剛弟子弘融 撰す

灌頂の要事

密藏中灌頂を以て本となす事　灌頂名義の事

諸尊の瑜伽最初に入壇の文の事　同じく入壇は密家通相の事

一尊一部阿闍梨の事　傳法灌頂兩界前後の事

灌頂儀式兩界の事　同じく行儀の舊風不同の事

不空大唐灌頂道場の事　大師平城御灌頂の事

弟子數量の事（已下二箇條脫落するか其の本を得ば宜しく之を入るべし）　青龍弟子の事

已上

問ふ。密藏の中に灌頂を以て詮要と爲すべきや。

答ふ。表制集の第一に云く、右臣竊かに灾を廢し、難を禦ぐの法を觀ずるに、秘密大乘に過ぎず、大乘の門には灌頂を冣と爲す。文

私に云く、此の文は、密藏の中に灌頂を以て冣要とするなり、其の詮要たるの義理

未だ分明ならず。但し其の道理を案するに、凡そ傳法の大道は、一宗の玄極なり、(二)速疾超昇の謂ひ、佛種相繼の門なるが故に、此の事を以て最と爲すか。又灌頂の所說の本據は、諸佛の眞言藏に通總して、之れを說くと雖も、(三)金剛頂を以てまた最の中の最となすべし。(三)授職の儀は此の界を以て本と爲す、其の義粗く上に分別するが如し。況んや表制集に、寶王の灌頂を以て諸佛成覺の總儀となす此の意か。東寺澤家の相承は殊に斯の旨あり、餘義を存せざるなり。

問ふ。灌頂の名字其の義理如何。

答ふ。表制集の第一に云く、右不空開く、毘盧遮那、萬界を包括し、(四)密印眞契衆經を呑納す。其の教に准せば宜しく頓あり漸あり、漸は謂く聲聞小乘、登壇學處、頓は謂く菩薩大士の灌頂の法門なり、是れ諸極の夷途入佛の正位たり。頂は謂く頭頂、大行の尊高なることを表す。(五)灌は謂く灌持、諸佛の護念することを明す、起昇出離何れか斯れに由ること莫らん。文

私に云く、此の文は、灌頂の二字の義を釋するなり。秘密行儀に至ては、事相の修行に於て灌頂の義これあり。灌とは五部瓶水の灌瀝なり、頂とは受者身分の頭頂な

(一)速疾超昇　現生にて佛身を得る故に速疾と云ふ、速疾の故に超昇なり。

(二)金剛頂　金剛頂經なり。

(三)授職　灌頂を受け自ら果位を得て大阿闍梨となるないふ。

(四)密印眞契　秘密眞實なる印契の義にして身密を表す。

(五)灌は謂く　本書の題の梵文ジンジャは洗滌にして阿毘洗滌の略名灌頂の梵語なり。

り、また自餘の行儀に廣く此の義あるべし。また頂の義は必ずしも頂上身分に限るに非ず、心を以て頂とするの義あり、是れ則ち淨菩提心高顯現證の義なり、灌頂授與の作法殊に之れを以て本とするなり。彼の行儀中に此等の兩種の頂の義並べ存すべし、更に大事の秘口あり、尋ね習ふべし輒く示すべからず。

秘藏記に云く、灌頂の義は、灌とは諸佛の大悲、頂とは上の義、菩薩の初地より乃し等覺に至るまで、究竟して妙覺に遷る時、諸佛の大悲水を以て灌頂すれば、即ち百行圓滿して佛果を證することを得、是れ頂の義なり。諸佛の大悲は是れ(一)灌頂の義なり。世人みな幡を以て灌頂と號す、是れ幡の功德を以て、先づ輪王となす、末後に終に佛となる、佛果を致すを以て名けて灌頂となす。是の故に知んぬ果を以て因に名くるなり、若し然らば、因により果に至るまで、其の間の一切の功德は、灌頂にあらざること莫し。文

私に云く、此の文は、灌頂の名字の釋にして、表制の說に違せざるか。また世人等の釋は常途の義を以て、灌頂の功德を釋成するなり。凡て此の記の意は、灌頂の義とは假授の義を存するなり、果を以て因と名くといふが故に、超越十地の經文は次

(一)灌頂　義の字なし。一本に

ぎ上の釋あり、其の意全同なるか、是れ常途に順して灌頂の義を釋すと雖も、因より果に至る等の文は、菩薩地位の灌頂を釋するなり。

問ふ。諸尊の瑜迦等に、寂初入壇の儀を說く、其の文理如何。

答ふ。略出經第一に云く、凡そ修行せんと欲せば、智慧を具すること有らん者は、明了に三摩耶眞實の呪法に於て、諸の壇場中に於て、尊者阿闍梨に從て、灌頂を受け已りて其の身を清潔にす等。文

私に云く、此の文意は別尊の修行に於て初入の灌頂あることを明す、諸の壇中に於て等といふ、其の諸の言は、先づ別尊壇に入り、普門大法に修行あることを顯すなり。之れに依て諸部の別行儀軌に多分之れを說く、大法受學の人は必ず此の儀あるべからず。是れ則ち今世の眞言行人は、受明の別壇に入らず、傳法の總位の軌儀を受くるの義なり。總別の二位に依て、二種の灌頂を存するが故に。此の二種を以て位に約する時、別尊を以て寂初となし、大法を以て後位となし、(二)一門を以て(三)普門に入り、因位より果位に到るの謂ひなり。(三)一流の意は寂初の(四)十八道に別尊の修行を用ふ此の儀あるべし。或は此等の義門に依りて二種の灌頂を判じ、或はは行儀に就

(一)一門　別尊と同じ。
(二)普門　一門の總位なり。
(三)一流　灌頂の義趣に付き數種に分る、之を一流といふ、流は派なり。
(四)十八道　流派に從て其の修行の方法を異にす、その最初に修行する十八道をいふ、十八道とは修行の名目にして、之れの修行の內容が十八の印契を以て組織されて居るが故なり

く、其の說往往なり、其の義粗〻前に分別するが如し、今重ねて本文を引くべし。

また六卷の略出の文には諸の字を略し、大法修行に於て、初入の灌頂を許すか。然らば高祖大師の傳受に同なるべし。

(一)普賢金剛薩埵の軌に云く、修行者は(二)勝解行地に住し、曾て金剛界大曼荼羅に入て菩提心戒を受く等。文

(三)千手軌に云く、行者、瑜伽阿闍梨の處に從て、菩提心律義戒を求受し、大曼荼羅に入て灌頂を受け、勝解行地に住すべし。文

私に云く、此れ等の文は、入曼荼羅行儀とは、菩提心戒受得の義なり、然れば必ず受明灌頂等入輪壇の位に非ず、只だ三昧耶戒の分を以て初入用心となすなり。凡そ眞言行人、寂初に三昧耶を受けて修行の儀を許すが故に、今の文は偏へに此の旨を說くなり。但し入曼荼羅等の文の如きは、受明灌頂とすと雖も、今の說文は委細の行儀を盡さざるか、廣く諸文を見るべし。

(四)觀自在王軌に云く、先づ須らく灌頂三昧耶曼荼羅に入て菩提心を發すべし。乃至其の曼荼羅壽像等の法は、廣くは餘經に說く所の如し。

(一)普賢金剛薩埵　具には普賢金剛薩埵瑜伽念誦儀軌といふ。
(二)勝解行地　或は信解行地といふ信解とは深信に對す、新智解を用て信ずるをいふ、之れ菩薩十地の位なり。
(三)千手　具には金剛頂瑜伽千手千眼觀自在菩薩修行儀軌經といふ。念剛界に由れる修行法を明す。
(四)觀自在云云　具には金剛頂瑜伽觀自在王大悲成就儀軌といふ。

私に云く、此の文粗〻上の所引の文と其の意同なり、自餘の軌等にまた違せず。但し今の文の三昧耶曼荼羅は三昧耶の言、若し是れ(一)授杵の義を指すか。爾れば行儀の一種を說くなり。或はまた壇場に三昧耶曼荼羅を用ふ、故に爾(しか)いふか。凡そ(二)敷(シキ)曼荼羅(ダラ)に於て大三法等の三種所用の不同あり、諸流傳來の差異なり、此の文は則ち三昧耶壇の明證なり、此の事更に下に至て論ずべし。

(三)尊勝軌一卷本に云く、先づ三昧耶曼荼羅に於て聖衆を見、灌頂を得本尊を知り、師に從て三昧耶を受得す。文

私に云く、此の文の三昧耶曼荼羅、また前の說に同じ、强ちに別異なし。三昧耶を受得する文に依れば、授杵の義を以て三昧耶曼荼羅といふか。凡そ此れ等は入壇通授作法なり。

(四)如意輪瑜伽に云く、曾て三昧耶に入り、師に從て灌頂を獲、既に印可を蒙り已て、久しからずして當さに成就すべし、私に云く、是れ五言の偈

私に云く、此の文意は、一尊傳授修行の時、度每に曼荼羅に入る可きに非るか。曾て三昧耶に入るの言は、寂初入壇の義を說て、當尊修行の時を明さざるが故に。爾

(一)授杵　五胡杵を授けることなり

(二)敷曼荼羅　灌頂の時に、灌頂大壇の上に敷く曼荼羅にて灌頂入壇者に投花得佛せしむるに用ゆ。

(三)尊勝軌　具には尊勝佛頂修瑜伽法儀軌といふ。

(四)如意輪瑜伽　具には觀自在菩薩如意輪瑜伽念誦法といふ。私本には念誦法なし、不空譯なり。

らば先づ初位に一度此の儀式を受くる者は、之れを通用して必ず別尊受法の時、各各に入灌の義を許さず。或はまた結緣の壇を指して曾入といふか。先師僧正の口訣に云く、眞言の機たる可きの輩は、寂初に結緣灌頂を受くべし。云云尤も今の軌の文に叶へり、法三の大王は、俗に於て結緣壇に臨みたまふの旨或る記に之れを見たり、其の意此の義に在るか。結緣・受明は一往の不同にして、其の大旨違せず。凡そ此の文並びに上に引く所は、普賢金剛薩埵等の曾入の言は、初入受明の義を顯すなり、先入も亦た是れ同じ。然れば則ち瑜伽に說く所の曾入金剛界大灌頂の文は此の意なり。此の大灌頂は薩埵の軌の如くならば、大曼荼羅所入の義か。或はまた五部總通の受明に約するか。而るに一流の愚案の輩、瑜伽に說く所の二種の灌頂の中に、大灌頂を以て傳法と爲す。此の外に阿闍梨位を存す、案內を知らざる事なり。曾入の言は、餘處に受明の說分明なり、異求す可からず。

(一)軍荼利の軌に云く、然るに(二)三歸を與授し菩提心を發さしめ、次に(三)三世無礙の三種戒、菩薩の律儀を授與し、方さに輪壇に引入して、本所尊の持明の諸の灌頂を授與して、漫曼羅を示し告げて三昧耶ならしむべし、今より成佛に至るまで、菩提心

(一)軍荼利の軌　具には甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌といふ、不空の譯なり

(二)三歸　佛法僧に歸依するといふ

(三)三世無礙　三昧耶戒といふ、次の三種戒とは三聚淨戒又は三種の菩提心戒なり三聚淨戒とは攝律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒なり、三種菩提心戒は菩提心論の如し。

を捨すること勿れ、阿闍梨を恭敬すること一切佛に等同なり、猶ほ執金剛の若し、諸の同學の處に於て深く敬て輕慢せず、師に從て金剛を受け、及び金剛鬠(クイ)を受けよ、悉地を求むるがための故に、乃し菩提場に至るまで常に持して捨つべからず。文私に云く是れ五言の偈なり

私に云く、此の文は初入の灌頂を持明と名く、受明同一の灌頂なり。また三昧耶と云つば戒相を指す、今より等の文は此の意なり。四重禁の中に、猶ほ本體を取て菩提心の一種を擧ぐ、是れ則ち三昧耶戒の直體なり。また此の文に道具の附授を說く、然るに(二)杵(シヨ)の外に(三)鈴(レイ)を加ふ、金剛鬠とは則ち鈴なり。薩埵兩手の持物に約して此の二種を說く、當時の灌頂相承に金剛拳の授與の儀なし。本經等に其の義見えず、但し五秘密軌に依らば、三十七智を總持するの意なり。杵は十六智の初めを擧げ、鈴は(三)三十七智の終りを取る。此の中に今(四)五佛四波を取らざることは(五)五古を攝するの義なり。若しまた十六智の始終に依らば、慢印の薩埵即ち是れなり、金剛拳の義思ふべし、此の事尤も秘すべし。

金輪の軌時に云く、灌頂師、若し此の如くの勝法器を見ば、種種の方便を以て慰誘して、先づために大乘秘密の門を說き、三世の諸の如來みな此の法に入るに依て、速に一切智を獲たまへり、種種に開示し已て、敎へて菩提心を發さしめ、佛性戒と金剛堅固の禁とを授與し、當さに輪壇に引入し、灌頂受職し已りて、聖會を瞻覩せしめ、三昧耶を告げ示すべし。今より成佛に至るまで、菩提心を捨することなかれ。文私に云く、次ぎ下に多種に三昧耶を說く、また是れ五言の偈なり。

私に云く、此の文は初入灌頂の軌則の說相、漸く廣博にして多種に亘る。種種の方便を以て等は三摩耶戒の授與を明す。此の中に三重を存す、種種の方便、常途の大小權實の戒相、三聚の妙戒等なり。是を以て寂初調機の用心となす、大乘の菩薩通相の學處なるが故に。大乘秘密門は、また眞言密家の菩薩の所持の戒門、四攝十重の位なり。授與佛性戒は如來所持の戒相なり。此の三種は當時の持受にみな具足して之れを說く、此の文に自ら其の理分明なり。輪壇に引入等とは秘密の行儀なり。此の中にまた三節あり、受職●瞻覩●三摩耶なり、意を得て分別すべし。凡そ此の兩條の大義は傳法授職の軌則に違せず、祖祖傳來其の旨同一なるが故に、殊に存知すべし。

(一) 杵　金剛杵の略名、如來の智慧の猛利なるを表して、之れに數種あり。

(二) 鈴　鈴の音響は如來の說法の衆生を覺悟を表するなり。

(三) 三十七智　大日如來の分身にして、三十七菩薩を表す、金剛界曼荼羅の三十七尊なり、十六智は三十七尊の中の十六尊なり、菩提心論を對讀せよ。

(四) 五佛四波　五佛は金剛曼荼の中央、羯磨曼荼羅にあり、大日、寶生、彌陀、阿閦、不空成就の五佛。四波とは以上の五佛の中央の大日佛の四親近菩薩にして、金剛、寶、法、羯の四なり、此れ皆三十七尊の內なり、菩提心論を對讀せよ。

(五) 五古　杵金剛杵皆同じ。

金剛頂瑜伽文殊師利法品に云く、時に阿闍梨即ち當さに禮拜して道場の外に出で、弟子のために菩薩戒を授くべし。即ち(二)緋帛を以て眼を覆ふて壇場門に引入し次て立つ。時に阿闍梨、弟子に告げて言く、汝今一切如來の般若波羅蜜を獲、今より以後、人に向つて此の明を說くべからず、汝が三摩耶法を破せしむること勿れ、此の陀羅尼、極めて秘密にすべし。文

降三世大儀軌(觀自在大曼荼羅品)に云く、阿闍梨當さに入るべし、曼荼羅に對して乃至次に當さに法の如くに弟子を引て入るべし、是の諸の弟子は白衣を著すべし。復た白緝帛を以て其の眼を覆へ。また清帛を以て其の頭に纏ひ繫げよ、既に引入し已て乃至即ち左の手を以て弟子に蓮華を授與し、右の手を以て念珠を授與すべし乃至然して後に印及び三摩地、心眞言、蓮華曼荼羅品を敎ふべし。文

私に云く、此れ等の文の行相は、其の儀傳法の所用に違せず、入壇の通作法なり。諸軌の存略一准ならず、意を得て行すべきが故に。故に、水ノ尾の受明の式に、盡く軌則を具足す、其の旨應さに知るべし。

(二)觀智の儀軌に云く、若し此の如きの法を成就せんと欲はば、應當に須らく是の如き

(一)緋帛　灌頂に入壇の投華得佛の時に、布を以て眼を覆ひ、金剛界の時は緋の色、胎藏界に白の色を用ふ、大日經疏に此の緋淨の帛を以て周く弟子の面門を覆ひ、當に深く慈悲、讃念の心を起して、耳語して彼の三昧耶戒を告ぐべし、諸餘の未入壇の者なして聲を聞かしむる勿れと、今の灌頂には弟子をして眼を覆はしめて、一切惡趣の門を閉ぢて、能く淨の五眼を開かんと誦須するなり。

(二)觀智の儀軌　成就妙法蓮華經王瑜伽觀智儀軌と云ひ、此れ乃ち深祕の法華經なり。

の四緣を具すべし。一には異の善知識に親近すべし、眞の善知識とは卽ち是れ灌頂阿闍梨なり、乃至應當に先づ大悲胎藏大曼荼羅に入り、並びに護摩の道場を見、身中の業障を滅除し、阿闍梨を得、其れがために灌頂すべし。乃至專擅に作すをば、是れ卽ち名けて越三昧耶と爲す、傷へて受者に及び、倶に重罪を獲。文

私に云く、最初に灌頂壇に入ることは、三昧耶の誓約を受けんが爲めなり。此の壇に入らずして、眞言を受持する者、越法の過を招く、軌の文此の意を明す。凡そ此の三昧耶授與の義に就て、廣略數多の作法あり、是れ則ち灌頂授職の大旨なり。其の行儀に於て晝夜の別ありと雖も、此の義分に過ぎず。所謂る三昧耶とは、制戒・平等・誓約等なり。而るに或は事法を以て之れに授與し、或は軌則を以て之れを附屬す、其の戒相は四重禁等の文に見えたり。若し其の實義の詮旨を論ずれば、佛身の威儀に同じく法佛の三昧に住するなり。今修する所の三密の行業は、悉く是れ如來內證の法門なり。能入の行者は、また是れ本地遮那の體性なるが故に、此の究竟の三昧處に於て、或は瑜伽の行門を建立し、或は現證の大道に安住す。是の故に先づ最初より行者平等の誓約を授く、如來往昔の本誓を警覺

し、更に此の理に依て灌頂の玄旨を談ず。初入調機の受明遍學成學の師位は、みな同じく佛果の威儀を學し、如來の相好を習ふが故に、淺深の階位を別にせず、直ちに是れ果德の境界なり。彼の因滿昇果の灌頂を以て、凡地に於て之れを受く。初心正覺即身成佛の謂ひは、獨り密家の相承にあり、誠に是れ諸の教義の中に闕けて書かざる事なり。然れば則ち灌頂に於て、多種の淺深を設くるは、ただ教門隨機の假說なり。正修行の相承に至ては、偏へに一箇の傳法を以て萬行の尊高を示す。適〻機類の樂求する者あり、多重を開て之れを許し、進んで正機に叶ふの輩は、全く傳法を授けて相續し守る、此の師位を得て後、開合の授不授自然に傳法阿闍梨の心府に任せて、敢て劬勞を致さず、一を以て萬を察す、蓋し斯の謂ひか。

(二)理趣會軌に云く、此の法を修行する者は、常に本尊の觀に住す。文

私に云く、此の文は諸軌の三昧耶を受け、輪壇に入る處に、此の本尊觀を用ふるなり。明かに知んぬ諸軌最初の受三昧耶は、衆多の義理ありと雖も、其の詮旨本尊同等の本誓に在るが故に、此の總觀を用ふるに義旨違はざるか。凡そ宗の意は餘教の修行に異して、三昧耶の誓約を立つ、是れ不共の門なり。廣く諸軌の意を案ずるに、

(一)理趣會軌には金剛頂瑜伽他化自在天理趣會普賢修行念誦儀軌といふ、不空の譯。

或は先づ灌頂壇に入り、或は先づ三昧耶の印契を以て、成身の儀相を整ふ、みな是れ其の意一致して佛果の三昧なることを顯す、是れ則ち灌頂の本旨なり。意を以て開示すれば菩提心の戒相、印言を以て之れに授くれば、三摩耶成身の契明、軌則を以て之れを許すは、灌頂附受の職位なり。此れ等の意に依て、受明灌頂の授不授みな以て其の義違失せず、諸軌此の理を存するが故に。彼の行法の初心に薩埵の觀想を用ひ、部尊を浴するの加持を示して、種種の觀行の中に、(二)普賢圓明の心體を顯す。此の淨心とは則ち菩提心、則ち三摩耶の戒體なり。諸軌の成身三昧耶の軌則に、或は開心入智等の印契を盡し、或は普賢●(三)極喜の兩三摩耶を拔く。其の深旨の顯す所、殊に超越三昧耶の過を恐れ、諸佛平等の誓約を忘れざるの義なり、受明入壇の儀も尤も此の道理あり。而るに行儀に至ては、眞言の正機に於て、專ら此の事を秘惜するが故に。棟根已熟の位を待ちて、方さに此れ等の作法軌儀を許授するなり。凡そ傳法の深旨は、早く最初修行の用心より顯る、受明の軌則は、また同じく究竟成就の職位を許す。また結緣灌頂に作法を用ふるは暫時の得益、還て是れ秘妙の方便なり、有制の限量に非ず、之れを思ふべし。佛教の要路、灌頂の深致、威儀を諸

(一)普賢圓明　淨菩提心を表す。

(二)極喜　行者と佛と平等の覩に入るが故に極喜と云ふ、之れ極喜三昧耶といふ之れ印契に顯して授く、即ち外縛して掌を開き左右の大指小指を立て合せ、中指の背を合せて入掌して箭の形となす之に眞言あり。

佛に同じ、三昧を果德に比すの外更に異途なし。嫡嫡の稟承豈に此の事を離れんや、宜しく以て憶持して忘れざるべし。文

建立曼拏攞儀（習慧）に云く、仁者先づ廣大の普賢の心を發覺し、親（まのあた）り阿闍梨に從て佛平等戒を受け、大曼拏攞に入て本尊灌頂を得、聖會を瞻禮して、菩提心を決定す。文

私に云く此は五言の偈

私に云く、此の文の三昧耶とは、現前に師に受く、灌頂とは本尊に受くるか。また共に以て現前師に之れを受くといふか。爾れば本尊の詞は受學との尊名くべきなり。

凡そ受明等臨壇の要は、大菩提心の旨此の文に見えたり、之れを悉（つまびらか）にすべし。

(二)五秘密軌に云く、若し毗盧遮那自受用身所說の內證、自覺聖智の法、及び大普賢金剛薩埵他受用身智に依らば、則ち現生に於て曼荼羅阿闍梨に遇（あ）ひ、曼荼羅に入ることを得、爲（ため）く羯磨（コンマ）を具足し普賢三昧地を以て金剛薩埵を引入し、其の身中に入れ、加持の威德力に猶（な）るが故に。須臾（しゅゆ）の頃に於て當（まさ）に無量の三昧耶、無量の陀羅尼門を證すべし。不思議の法を以て、能く弟子の俱生我執の種子を變易して、時に應じて身中に一大阿僧祇劫の所集の福德智慧を集得す。則ち爲（ため）れ佛家に生在するなり、乃至幾か

(一)五秘密軌具さに金剛頂瑜伽金剛薩埵五秘密修行念誦儀軌といふ、不空の譯。

に曼荼羅を見れば、能く須臾の頃に淨信し、歡喜心を以て瞻觀するが故に。則ち阿賴耶識の中に於て、金剛界の種子を種え、具さに灌頂受職の金剛名號を受く。此より以後廣大甚深不思議の法を受得して、(一)二乘(二)十地を超越す。文

私に云く、此の軌の灌頂受職の說文は、甚深にして其の旨餘軌に異る。故に高祖大師、常に引て眞言不共（シンゴンフグウ）の誡文と爲す。若し諸軌灌頂の說に准せば、是れ受明灌頂を說くなり。而るに一義を按じて云く、受明●傳法を合說するか。所以（ゆえ）は何（いか）ん、毘盧遮那並びに金剛薩埵の二尊を並べ擧ぐ、是れ則ち(三)普門●一門の差別なり、尤も兩種の灌頂の標句となすべし。但し此の一門も終に以て傳法なるべし。其の義上に分別するが如し。此の文の、現生に過逢ふ以下の佛家に生存すとは受明なり、總かに見る以下は傳法を明すなり。更に此れよりの以後は傳法灌頂の益を說て二乘十地を超越すといふ、是れ則ち究竟の佛果、傳法の師位なり。但し秘藏記には十地を超越するの文を以て、灌灌假授の益となし文段の差異を分たず。若し是れを傳法灌頂となして此の釋を作すか、此の事粗（ほぼ）ゝ上に分別するが如し。已上諸軌等の初入灌頂の說文は、大概引證し訖んぬ。

(一)二乘　聲聞●緣覺。
(二)十地　菩薩所證の地位にて能く佛智を生成し住持するが故に地といふ。歡喜地●離垢地●發光地●燄慧地●難勝地●現前地●遠行地●不動地●善慧地●法雲地なり。
(三)普門一門　前に出づ。

問ふ。初入灌頂の說は、密家通相の文なりといふべきや。

答ふ。此の事は、宗の一大事の因緣なるが故に、兩部の本經に粗〻此の義を存せり。但し胎藏宗は大日經一部六卷の中に、必ずしも分別の說文なきか、第七の卷に至て此の別異を存す。而るに金剛頂には殊に此の事を以て緊要となす。蘇悉地等の中にもまた此の義ありと雖も、金剛頂には及ばず、只だ滅罪の方便を以て調機の用心となす。其の理は常途の初門に混じて不共の義趣を忘る、(二)底哩三昧耶、聖觀音等の經軌に此の旨を示す。凡そ宗の意は、授三摩耶の儀を以て初入調機の本となす、是れ不共の說相にして、必ず違越すべからざるが故に、殊に初入灌頂を說いて詮旨となす。胎藏には猶ほ三摩耶誓約の義を以て金剛頂の如く、成身所用の一大事となさず。之れに依て三昧耶の印契等、灌頂說所に於て明かに之れを出さず、尤も以て思ふべし。然る間眞言受學の初位に、灌頂壇に入るべきの旨、之れを明すことは自家修行の大宗なり、誓約不越の深意あるが故に大事となす。金剛頂等の諸軌乃至大日經、同じき疏以下の文に委細の趣きあり、勘へ見て知るべし。繁を恐れて具さに之れを引かず。

(二)問ふ、一尊一部受明の位を以て阿闍梨と名くべきや。

(一)底哩三昧耶　具さには底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法といふ、一卷三十紙、不空譯。

(二)問ふ　自下の意は、受明灌頂即ち深く密教を信ずる弟子の爲めに阿闍梨特に曼荼羅を建立して引入投華せしめ、其の所得の尊の三密を授けて修學する作法をも授けて之れが阿闍梨を得たりといふ可きや否やの問なり。

答ふ。(一)瞿醯經の下に云く、若し佛部の曼荼羅の中に於て灌頂を得る者は、即ち三部の曼荼羅の中に阿闍梨を得べし。若し觀自在の曼荼羅の中に於て灌頂を得る者は、即ち二部の曼荼羅の中に於て阿闍梨を得。若し執金剛の漫荼羅の中に於て灌頂を得る者は、即ち一部及び摩跢利迦神の諸の曼荼羅の中に於て阿闍梨を得。文

(二)降三世大儀軌觀自在法に云く、蓮華阿闍梨、弟子に阿闍梨位を授けんと欲はば、蓮花を以て弟子の二つの掌の中に授與すべし。また蓮華鬘を加持すること一千八遍して、弟子の頭上に繫け、眞言を加持して曰く乃至是れに由て蓮花部中の阿闍梨と爲ることを得。文

私に云く、此れ等の文の意は、一部一尊を以て阿闍梨の名を得べし、然りと雖も師位の阿闍梨に異れり。また一部の阿闍梨を以て、他のために自ら得る所の部の敎法を許すべきや、若し然らずんば阿闍梨の名其の詮要なきか、尋ね習ふべし。また瞿醯に依らば、佛部の阿闍梨を以て、傳法の師位と謂ふべし、三部の總位を許すが故に。是れ勝を以て劣を攝し、寬を以て狹を兼ぬるの意なり。凡そ三部總通の阿闍梨位の大事は、法三の大王の記の中に之れあり、三部總攝阿闍梨位の印を以て胎藏傳

(一)瞿醯經　具さには瞿醯灌頂羅經といふ、三卷四十六紙、不空の譯。

(二)降三世　具には金剛頂瑜伽降三世成就深密門といふ、不空の譯なり。

法の印とするなり。また寛平の上皇、三井の增命に受けしめ御ます。此の意あるべきか。金剛頂宗も此の意に同じく、佛部を以て總位を許すべし、彼の高祖大師佛部の大日を得、五部の總瓶を沐する等、自ら此れ等の義に當る。然れば則ち佛部の一門に於て總別の二義を存すべし、是れ受明・傳法兩種の灌頂なり。

問ふ。灌頂の行儀に就て、兩界の授與に前後の不同、其の義ありや。

答ふ。此の事前後不定の說は、强ちに殊なる意趣無きか、仍て舊記一准ならず。中に就て高祖大師の(一)八月の傳法は、兩部前後の次第を分別せず、之れに依て八月の傳受は兩界の大事差別の義なし、一流の族之れを存す、此の事然らず、祖祖の所學悉く兩部の別受を擧ぐ。まか高祖所學の敎法是れ兩部の二敎を傳ふ、師位もまた此の如し、何んぞ相違あらん。敎には二部を分つ、師位に兩部二敎を混せば、其の義甚だ思ひ難し、故に所學の如く師位二界の別あるなり。而して今、錄の文を勘へて云く、八月上旬また傳法阿闍梨位の灌頂を受く、乃至金剛頂瑜伽の五部の眞言密契相續して受く。文此の意は胎藏は先きに之れを受くるが故に之れを擧げず、金剛界は後にありて、傳授粹訖る隣次なるが故に、八月灌頂の文に金剛頂瑜伽といふなり。之れに依て廣澤の往

(一) 八月　弘法大師唐にありて惠果和尙より六月七月八月に三回に亘りて入壇せり。

代に(一)初金後胎の儀ありと雖も、近來多分の說に就て專ら初胎後金の義を用ふ、而も流例となして傳受し來る者なり。其の道理を論ずるに旦らく三義の所由あるべし、一には本次第に依る。作者尋れ習ふべし彼の胎藏の灌頂の式の終りの文に云く、次に受者堂內に入り、次に大阿闍梨等胎藏界了り、暫くの間出堂す。私に云く、此の六字は是れ注なり。金剛界の式の終りの文に云く、次に事由を白し了る等。云云此の次第の意は、初夜は胎藏、後夜は金剛界の旨分明なるか。後夜の金剛界に於て、結願の詞あるが故に。然れば本次第に任せて師資傳來して更に別の義趣なきなり。二には廣澤の相承には專ら寛平の御傳受を貴むが故に、彼の往跡を追て、多分に初胎後金の作法を用ふ。彼の(二)法三の大王に職位を授け御ますの時、金を以て始めとなし、胎を以て終りと爲すと雖も、殊に御傳受に任せて、大覺寺に於て香隆寺等に授け御ます時には、初胎後金の儀を以て自ら次第を作り、之れを用ゐ御ますなり。御餘流を受くるの輩、誰れか指南となさざるや。凡そ法皇の御授與には兩義を用ゐ給ふ者なり。三には灌頂授職は、金剛界を以て本となし、最後究竟の時に至極の職位を許す、是れまた傳法の本意金剛界にあるが故なり。爾れば胎藏の初夜とは、初位に在て受明の淺位を顯す、是れ則ち因位初入

(一) 初金後胎　初夜に金剛界を授け後夜に胎藏界を授く、初台後金は之に反す、小野流と廣澤流とは反對なり。初夜とは日沒後夜とは晨朝をいふ。

(二) 法三　眞寂親王なり。

の義なり。兩部傳法の師位に於て、暫く二界の教義に依る、受明●傳法を准知するの一義なり。況んやまた行儀は略出本說に由る、成覺の時限さだまた彼の說に叶ふべきが故に、後夜を以て金界授職の時尅となす。是れ則ち長夜既に曙け、佛日將さに出でんとするの標相なり。彼の眠り寐めて初起の用心は、後夜の起る時を明す、また是れ日時の軌初を取り、佛位を授くるの行相なり。其の大宗をいふに、煩惱戲論の窮子を取らず、直ちに長者の本身に於て、法佛の本位を得るの義なり。彼の瓶水に後の夜の花水を取り、人用の雜穢を簡ぶ等。諸餘の作法に新淨の事物を用ゐて加持の妙業を感じ、本體の性淨に於て本源の加持を設く、未だ他色の用心を用ゐず、煩惱の餘殘に非るの意なり。而るに自宗應迹の權門に、忿怒の三昧に於て殘食を施すの義あり、是れ一箇の秘方にして、瑜伽の本旨に非ず、此れ等の道理あるが故に、日出の初時を以て法佛の職位を授く。略出の第四に云く、金剛座上群生の爲めに、後夜降魔して正覺を成ずと。文此の經の本說に任せて金剛薩上の職位を授く、彼の高祖の傳受は尤も此の義あるの旨習ふべきか。而るに野流の一家、初金後胎に之れを授く、是れまた一義となすべし。東寺灌頂授與の義は、金剛界を以て本となすが故に、先づ本旨に約して金剛界を授く、

其の理相違せず。中に就て五瓶灌頂の行儀兩部に之れを行ふ、其の印契密語等、金剛界に之れを說くが故に、金を以て光となす、尤も其の謂れあり、是れ則ち彼の流の先哲の口決なり。然るに時分の本說を思はず、頗る無念か。檜尾の東寺の授與は初金後胎なり、みな灌頂に約するの義の意なり。また大事の相承は或る記の如くならば、澤●野は胎を以て先となす、大法の受學は既に爾なり、傳法の職位何んぞ彼の次第に達せん、尤も一准とすべし。師位の傳受相濫何の理かある、其の過惟れ重し。加之らず薩埵三昧に就て、初胎後金の口訣あるべし、更らに之れを聞くべし。然らば初金後胎の一傳に於て、別義の甚秘を執する等、其の義一向胸臆の自稱なり、信用するに足らざるなり。金剛界を本とするの義に違せずんば、前後の不同玄旨に背むかず。

問ふ。大師傳受の兩部の灌頂並びに舊風等の說說如何。

答ふ。先づ大師八月の傳受儀式の有無の異義は、上に分別するが如し。儀式あるに就て兩界授與の軌則は、兩度一度に其の作法を定め難し。但し此の事を案ずるに、授職は一度之れを行じ、印可は兩部を受くるなり。所以は何ん、錄の文に云く、阿闍梨位を受くること一度と、云云此の一度とは儀式をいふの詞か。受明既に行儀を擧げて再

三といふ、傳法は印可に約して一度といふ可からず。而るに或はいふ、阿闍梨位の一印なるが故に一度といふと。云云 此の義尤も不可なり。然らば行儀に於ては、兩界各別の儀式なし。凡そ此の行儀は、併せて略出に依て兩部の灌頂を修す、其の作法既に別異ならず、何んぞ必ずしも兩度を須ゐん、成佛の軌則異途あるべからず、兩部異人に非るが故に。師位の印可に至ては、所說の敎義に依て二界の差別あるべきが故に、兩部の阿闍梨位を授くるなり。故に或る先德の灌頂の式に作法一度、印可兩部の儀を存す、自ら今の意に叶ふか。明かに知んぬ、大師一度の詞は是れ傳受儀式に當るなり。印可の大事に於ては、八祖相承の兩部各別の傳法師位の印明なるが故に、彼れを以て一度といふ可からざるなり。之れに依て大師授與の傳法灌頂の高野の舊風に、兩部各別の儀式なし、剩へ粗〻金剛界を以て之れに授くるの由(よし)其の文に見えたり。所謂る四禮・五佛等なり、是れ則ち靑龍傳受の作法に非らんや。然りと雖も各別兩部の儀式も、其の義また違す可からざるが故に。以後代代の師師、兩界を分ちて之れを授く、此の義に就てまた一准ならず。但し兩部に於て各別前後の授與ありと雖も、時日を隔てゝ則ち之れを授けず、粗〻同時の前後を用ふ、是れ等は一度の義と思ふ故か。檜ノ尾の東寺の授與は時刻を隔てず、相續して兩部の職位を授け、最後に傳法の印を授く、寬平の東寺の御傳受はまた此の義か、同じく大覺寺の御授與は、兩界相續の作法なり。但し寬平の東寺の御灌頂は舊記の如くならば、初夜胎藏、後夜金剛界と。云云 然らば時尅各別なり。また廣澤の大和尙、兩界を傳へらるゝ時(或は日を隔て、成は初後兩夜、舊記同じからず、之れを尋ぬべし)同時の授與に非ず、其れより以降(このかた)、兩部の灌頂は初後の兩夜を以て授け來る者なり。凡そ授職の行儀別異ならず、みな是れ金剛界の故に。或は一度に之れを授け、或は同じき行儀を以て各別に之れを授く、其の意相違ならず。彼の寬平の東寺に於て法三の大王に授け御ます儀式は、初夜は金剛界に於て行儀を用ゐ、後夜は作法を行せず等、自ら此の意なり。而るに近來野流の輩、大師の八月灌頂に、別途深秘の作法有りと稱したまふ、相承を存じて太だ然るべからず、今案の謂ひなるが故に。彼の末弟等も存意一同ならざるか、其の義下に至て知るべし。

問ふ。灌頂授與の行儀に、幾(いくはく)の不同ありや。

答ふ。此の條は古來の行相時の宜しきに隨ふ、廣略の差別等多種の異說あり。一には先づ大法通相の行儀を修し、其の次に灌頂職位を授くるなり。瞿醯經の下に云く、次に

(一)供養法　佛を供養する法なり、秘密儀軌は皆供養法なり、修法ともいふ。

(二)發遣　撥遣ともいふ、修法終りて本尊を本座に歸還せしむるをいふ。

(三)後供養　一座修法中に前供養と後供養とあり、前後の區別は修法の中心は本尊加持なり、即ち本尊の印明を結誦して行者を加持するをいふ、即ち本尊の加被力と行者の功德と一體無二の境界に住するをいふ。此の加持の前を前供養、之を後を後供養、といふ、即ち閼伽、塗香、華鬘、燒香、飯食、燈明の六種を本尊に供養す、前供養も六種は相同じ、此の供養に理供養、事供養の別あり。

阿闍梨、其の弟子を觀じて法器となるに堪え、應さに灌頂すべき者は、即ち當さに如法に彼れに灌頂を與ふべし。乃至 是の如くの次第に今且らく略して說く。若し廣く作さんと欲せば、當さに本法に依るべし。文 此の文の本法とは、先づ常途の大法を修し、其の後に灌頂を授くべし。今傳來の作法此の意によるか。また高野舊風に云く、第七に和尙入堂して(一)供養法を作し、受法の弟子は堂外に念誦するのみと。云云 凡そ此の事に就て多說あり、承和十年東寺の授職(檜尾眞紹に授く)は先づ供養法を修し、次に兩界灌頂し、次に事了る、[illegible]本坐し供養法を修し、本尊を(二)發遣す。云云 此の最後の供養法とは、(三)後供養(ゴクヨウ)か。兩壇に於て二界の灌頂の儀式は、一度に之れを授け餘の作法を交へず。其の後に各壇の後供養を修するなり、元杲の具支の式も此の意を存す。而るに近來野家の輩は、元杲所造の式を以て深秘と謂ふ、何んぞ然らんや。ただ傳法授與の行儀は不同の隨一にして、更に別意ある可からざるなり。また承和の式の文に、最後に傳法の印を授け了る。云云 若し法三の東寺の授與の如くんば、胎藏の壇に傳法の總印を受く。云云 今の式は胎藏の灌頂訖りて傳法の印を授くるの意なり。若し胎藏に限らば傳法の印といふべきか。但し此の式の異本に、傳法の一印を授け了る。云云 一の字相ひ加ふ、

(一)一本に法已下後供養までを缺く

而るに仁海の自筆の本に一の字無きか、彼の校合の本に之れなきが故に。爾らば必ず一印に非ず、兩部印可を授くといふべきなり。寬平の東寺の御灌頂は、兩界各別に供養法を修す。先づ胎藏の供養法、中間(チウゲン)に灌頂、次に後供養、次に金剛界の(一)供養法、中間に灌頂、次に後供養なり。此の記は後供養の詞なしと雖ち、後分の讃といふ、是れ後供養の義なり。また一本の傳法灌頂の式は、先づ兩界の供養法、各中間に灌頂、次に後供養を修するなり、全く寬平の東寺御灌頂の作法に同じ。神日律師の傳法灌頂の式には供養法を修せず、偏へに灌頂を行ずるなり。敎主●略出等の灌頂の行儀は、必ず供養法を修せず、直ちに引入授與の儀を說く、此の意によるか。遍照寺の略行の法式、大法修行の義分明ならず。若し諸尊に供獻するは此の意か、後供養の文を見ざるなり。但し敎王略出等灌頂授與の作法訖りて、更に供養の儀あり、若し是れ後供養の意か。然らば前分の供養法は何んぞ之れ無からんや。但し敎主は灌頂の後に、更に大法修行の義を說くなり、前分には供養の文なし。授與の後の文に云く、一切如來に啓白し已りて曼荼羅に入る者は、力に隨て以て大曼荼羅を獻ず等と。文 是れ必ず後供養を見ざるが故に、略出は中間の灌頂を說くの義猶ほ之れを習ふべきか。上來供養修行

の次でに灌頂の作法を說き畢て、大壇位に就て乃至諸佛を供養す等といふが故に。但し兩經の灌頂の說文は强ちに相違せず、義理の同異卒爾に定め難し、意を留むべし。是の如きの衆義ありと雖も、相承の本次第の意は、寬平の御傳受並びに大覺寺以下の舊記に同じて、傳來の作法に違せず。凡そ兩度の作法は、同時異時兩樣ありと雖も、今一界別に中間に灌頂を行じ、後ち供養を修し、其の後に更にまた一界の壇に臨みて作法を修する者、初後二時を以て成道の時限を表すが故に、各別に之を修する所なり。必ず此の義を思はざる者、中間に兩部の灌頂、隣次に授與の義また相違なきなり。而るに元杲式を以ての兩部不二の義を示して、(一)秘藏の事となす、各別の法則を以て淺略の別義となす、甚だ以て今案の邪謬となす。若し兩界部別に灌頂を行せば、是れ如法の本義なり、經宗各〻師位を說く、何んぞ一度に混じて之れを許す。而るに同時に之れを行ず、豈に界儀の謬說に非らんや。是れ等は傳法舊風の不同を知らず、職位本說の經宗を伺はざるの族(やから)、杭を守り邪執を致す、彼の兩部不二、其の名言猶ほ以て許さず、況んや灌頂の行儀に於てをや。高祖の傳來曾て其の義趣なし、末學の愚案なり。剩へまた元杲の記を以て大師傳受の八月灌頂の行儀の由これを存す、傳法の外に更に

(一)秘藏 一本に秘密に造る。

此の深秘の一重あり、或は秘密といひ、或は阿闍梨位といふと爲へり。云云 八月の傳受に於て傳法といひ阿闍梨位といふ、遺書以下代代祖祖阿闍梨等をば一物の異名となす、誰か分ちて二種の別號とせん、頗るこれ言ふに足らざるの事なり。況んや元杲の式は他家の行儀に同じて、還た是れ淺略なり本說に背むく、其の旨下に至て分別すべし。また灌頂受職に大法を加修すること、是れ七日作壇の大宗なり、此の義は大日經に專ら之の理を明す、灌頂に於て漸次階級を存する故なり。金剛頂には曾て七日持誦を說かず、或は兩日を示し、或は別種の日時を說かず、直ちに引入弟子の行相を說て、頓授最上の深旨を顯すなり。東寺の傳來に七日の行儀を用ゐざるは、併しながら此の本旨に依れり。然れば則ち大法の通修、加用の有無、此れを以て准知すべし。

問ふ。不空三藏の大唐灌頂道場(一)其の義如何。

答ふ。表制集第一大興善寺灌頂道場に云く、三藏不空に命して前件の寺に於て、國のために一灌頂道場を修せしむ、其の道場に息災●增益の敎あり、降伏●歡喜の能あり、此の功力を奉て以て群凶を滅す。文

また國のために灌頂道場を置く云く、右不空聞く、毘盧遮那乃至冀くは每載に夏中及び三長齋月に、經

(一)道場の下 一本に其の義の字なし。

(一)分別云云　一本に分別の義これなしに造る。

に依て建立し淨華を嚴り、以て開覺し、有識をして眞に歸せしめむ。文

私に云く、此れ等の文は、結緣●傳法等の二種の灌頂を(一)分別するの義なし、但し文相に依らば結緣か。夏中と三齋月に恆規となして之れを修すべきが故に。若しまた受法の人に約せば、彼の月日を以て職位を許すべきか。仁海僧正灌頂御願記に此等の文を引きたまひ、結緣●傳法の義を分別せずと雖も、然も傳法の來由となす、若し義あるか。凡そ檜ノ尾の奏狀の意は、並びに東寺觀音院等の往代の勅願、不空表奏の風範を模するなり。

同じき第三に云く、肅宗皇帝天を配し聖を繼ぐに及んで、特に論旨を奉じ、內道場に於て護摩及び灌頂の法を建立す。文

また和尙遺書云く、然るに一朝供奉し三代の帝師として、人主盡く瑜伽を授かり密かに法契を傳はる。爰に今聖より弘敎最も深く、十八會瑜伽、盡く皆な建立す、三十七の聖衆一一修行し、每に道場に入て依時念誦す、九重乘恆に五智の心を觀じ、闕庭の百寮盡く三密の印を持す。吾が代灌頂すること三十餘年、入壇授法の弟子頗る多し、五部琢磨成立し、八箇の論已に相ひ次ぎ、唯六人あり。文

私に云く、此の文は三代の帝師としての授法の意なり、偏へに結緣灌頂と云ひ難し、況んや次ぎ下の文に入壇授法の弟子頗る多しと。云云　六人の外に入壇傳法の資あり。所謂る惠勝●曇貞●等の僧、李開府趙還等の俗なり、是れ結緣引入の弟子に非ず。明かに知んぬ傳法附授の義なり。此れ等の意は遺書嚴郢が讃、飛錫の碑等の文に見えたり。

問ふ。高祖大師授與の平城等の御灌頂、其の義如何。

答ふ。平城灌頂三昧耶戒の文に云く、今日龍顏に對し奉り愚誠を遂ぐることを得たり、一たびは喜び一たびは懼れて心神厝ところ無し。伏して惟れば、太上金輪皇帝陛下乃至法城を護らんがために、權りに受法の相を現じ、衆生を益せんがために聊か野干の說法を聽きたまふ、喜ばしいかな今日の四衆、幸ひなるかな此の夕の大小、聖父聖子に値ひ奉りて佛戒を受持して、頓に佛位に入る。文

灌頂御願記仁海に云く、日本最初の御灌頂は、弘仁十三年弘法大師、平城太上皇の奉爲に修行せらる、啓白の作法、內外の儀式別卷にあり。文

私に云く、此の文は結緣●傳法等の分別なし、但し四衆大小の意は結緣といふべき

なり、若しまた餘善の施益を擧ぐるか。凡そ檜ノ尾の奏狀の意は、表制の三長齋月の例を以て結緣灌頂を修ずることを請ふ、然れば不空の表奏はまた是れ結緣灌頂なり。或はまた表制の文は、結緣●傳法に通ずるが故に、檀ノ尾は結緣●傳法の二種の灌頂を奏せらるゝか。

國譯[梵字]要秘鈔第四 終

國譯[梵字]要秘鈔第五

臨壇五部持念沙門弘融 撰す

灌頂の要事
傳法灌頂行儀の事
灌頂一會行儀の事
大日幷びに瑜祇灌頂の事
野流瑜祇灌頂の事
野流灌頂重位の事
同流秘密灌頂の事
元杲灌頂式師の坐の事
受者加持の事
灌頂行三昧耶戒の事
灌頂壇敷曼荼羅の事
齒木作法の事
小壇五瓶の事
小壇方處の事
金剛名號の事

已上

問ふ。兩部傳法灌頂の(一)行儀の本據如何。

答ふ。此の事に就て二の傳あり、一には兩界行相各別なり、其の(二)本經の說相に依て儀式を行ふ。但し一一の作法に於て、便に因て兩部相ひ互ひに所依として之れを用ふ。

(一)行儀 行相儀式をいふ。
(二)本經 眞言密教の所依とする經典をいふ。

然りと雖も本體の行儀は、當部に依て各別なり。玄靜禪師の式等は專ら此の義を存す、他家また爾るべきか。三摩耶戒同じく兩界各別に之れを行ふ。蘇悉地部に至ては灌頂行儀を說くと雖も、當部の大日なきが故に灌頂を行はず。正しくは胎藏に依り、兼ねては金剛に通して兩部の所依となして用ゐ來る。彼の部は多く釋迦の所說あり、是れまた直ちに密藏の本祖に非ず、仍て灌頂の職位は祖師傳來なきなり。一には東寺の正傳は澤家の相承なり、灌頂の儀軌に依て兩部の授職を定む。彼の本軌の意は、略出經の所說を用ひて儀式を明す、其の深旨兩部に通ずるが故に、金剛頂に依て、兩界の傳法の職位を授く、二昧耶戒また以て爾(しか)なり。普賢阿闍梨所製の戒儀を以て、兩部に異ならず之れを行ずるが故に。大日經に於て分明の行儀を說かず、況んや此の界の戒儀は、金剛頂の大本に讓る、無畏、金剛頂に依て戒相をを示すが故に、之れに通用するに其の苦なきなり。故に彼の(一)他家の智證大師の傳授等は、粗〻此の儀を存するか。凡そ灌頂の說相は、金剛界を以て宗となす、仍て儀則正しく此の部に依て大いに此の事を分明す、且らく五の意あるべし。一には灌頂とは智法身の義なり、胎藏の理敎には此の儀なし、所謂る頂とは智慧高勝の義を表す、是れ正覺の智なり。此の位に於て如來寂

(一) 他家　台密なり。

上果德の行相を授く、是れ灌の義なり。故に金剛の遮那は菩提覺勝の智印を以て所持の標相となす、是れ智身寂上の義を顯すなり。彼の秘密(一)勝上の頭に彼の頂上の說を加ふ、尤も此の意なり。二には灌頂とは諸佛正覺の軌則にして、法身內證の境界なり、之れを以て金剛界の大日、五相成覺の時に金剛名號の灌頂を受け、成佛の正位を得。此の事全く胎藏に於て其の說なし、彼の經の(二)成佛の經題は、其の實を搜るに金剛頂經に在り、故に此の經の題號の一切如來の言は、專ら灌頂授職に依るの名なり。一佛と雖も、一切如來といふは金剛頂宗の通稱、灌頂已受頂の秘號なり、攝眞實經の說引いて見るべし。然れば則ち金剛頂一切如來乃至大乘現證等は、悉く灌頂に依る德號なり、所謂る金剛頂職位の時に、五鈷頂戴等の意は、一切如來五瓶寶冠等の加持に此の旨を習ふべし。大乘現證とは灌頂登壇し佛身を證得の位にして、更に密印に於て現證の義を習ふべし、是れ法爾理身とは成否を論せず、智の開顯に於て、灌頂の證位を談じて、彼の隱沒の理性に簡異す、是れ隱名如來藏、顯名法身の意なり。此れ等は總じては佛家密藏の要樞、別しては金剛頂宗臨壇の大宗なり。第三には薩埵灌頂の說にして金剛頂にあり、大日等の餘經に於て此の說を闕く。彼の(三)從心流出の聖衆の中に、猶は十六の

(一) 勝上　寂上に造る。一本に

(二) 成佛の經題　大日經の具緣に大毘盧那成佛神變加持經とある故に、此の題額中の成佛の文字を擧ぐ。

(三) 從心流出　下に述ぶる十六の智人即ち十六大菩薩は普門の大日如來の心より流出せる一門の尊なり。

智人に限りて授職の儀あり、四波以下の(一)定妃に於ては此の作法を說かず、金剛頂と雖も自ら分別を存せり、況んや唯理化權の餘部に於てをや。凡そ此の薩埵職位はまた是れ相承の本義なり。第四には灌頂法門とは、如來五智の中の平等性智、寶部灌頂智の三昧なり。此の五部灌頂の法敎は、胎藏の說文に之れなし。諸佛灌頂の儀は此の寶生如來より出でたるが故に、金剛界を以て本とするなり。第五には未來の阿闍梨引入弟子の儀は、兩部の本經に共に以て之れを說くと雖も、其の行儀を論ずれば金剛頂宗相好具足の行相にして、殊に以て微細の法則を盡す。其の事とは所謂る寶冠・繒綵・授金剛杵・金剛名號・五部灌頂等なり。胎藏宗とは偏へに蓮臺灌頂の一儀を說く、種々の秘密の行儀に及ばず。亦た是れ第三展轉(チンデン)の枝末にして、大日・金薩二種の本源を隔つるが故に、金剛頂を以て傳法授職の本據となして師位を許すなり。故に五部灌頂を以て兩部の職位を傳授す、此の意あり、自餘の行儀また以て爾(しか)なり。祖祖傳受の五部灌頂も、また此の義に非ずや。之れに依て縱ひ胎藏宗と雖も、傳法灌頂の位に至ては差異ある可からざるが故に、(二)略出の說を以て兩部の儀式を授く。亦た是れ佛佛道同の意なり、豈に異路あんや。また行儀と並びに大事とに於て、聊か用心あるべし、所以は

(一) 定妃　四波羅蜜、八供養、四攝天女を定門の十六大菩薩といふ。天女の故に妃といふ。

(二) 略出　略出經なり。

何ん。彼の行儀は成佛の作法なるが故に、兩部共に相ひ替らず、中臺遮那證果の形相なり、何んぞ別時別人の再授あらん。彼の印可の大事とは傳法師位の故に、所說の二界の敎法に依て兩部各別なるべし。敎理の源底を以て阿闍梨の秘要となすべきが故に、是れ則ち大日、金剛胎藏の兩部の門を開く。若し能說の人に依らば、職位の別儀を分たず、所說の敎義に約して二界師位の大事を存するなり。此の大事は元(もと)より一印通用の義之れを遮せずと雖も、更に此の上に大宗理實の義を以て、兩部決定の印明を爲せ、其の間の秘曲は下に至て知んぬべし。此れ等の義勢は殊に以て秘すべし惜しむべし。凡そ智身正覺の義は、灌頂の要目なり、尤も尋ね習ふべき事か、超昇の客、意を留むべし。

問ふ。灌頂授職一座の行儀は幾(いくばく)の軌則あるや。

答ふ。三部の經宗は、說相多端なり、其の中に(一)略出は是れ具足の說なるが故に、彼れを以て本と爲すなり。また灌頂の儀軌同じく此の經に依る。仍て東寺の授職は、金剛界を以て大職となす、彼の胎藏宗の灌頂も略出に依るべき旨、(二)攝大軌の授杵の文に見えたり、然らば自餘の行儀を准用するに何んの難かあらんや、其の間の義趣は上に分

(一) 略出　前に出づ。

(二) 攝大軌　具には攝大毘盧遮那成佛神變加持經入蓮華胎藏海會悉地生曼荼羅供養方便大會第一軌、第二は攝大毘盧遮那經大菩提心印標幟曼荼羅儀軌卷第二、第三は攝大毘盧遮那成佛神變加持大悲胎藏生大曼荼羅三昧耶秘密三摩地法門卷第一、第四は攝大毘盧遮那成佛神變加持經大悲胎藏轉字輪漫荼羅八葉院秘密六月成就儀軌卷三、以上三卷善無畏譯なり。

別するが如し。凡そ胎藏界は灌頂寶冠を以て法身の形相となすと雖も、彼の儀則は專ら金剛頂にあり、灌頂寶冠の被服を著せざるは是れ顯家理性の佛形にして、正しく覺位の稱號を與へず、應化眞佛にあらずとは此の謂ひか。彼の釋迦・多寶等の三世の諸佛の如き、(一)螺髮(ラホツ)の相貌は常敎の分域なり、此の職位を說かざるが故に此の儀相無きなり。而るに胎藏の大日は理身定印の身を以てすら、猶ほ五智の冠鬘を佩びて、智佛授職の本體を示す、兩部の灌頂は成覺の一位に在るが故なり。之れに依て略出の文に、委細の行儀を盡すが故に之れを通用す、其の一一の行儀に(二)三十二種あり。

○四禮○(三)引入○掩眼○授三昧耶○掛鬘○解掩眼○遍示壇事○寶瓶移壇○投花○解三昧耶○取花○弟子觀想○師己身觀○(四)授去濕衣○受者登壇○香花供養○謌詠讃嘆○四佛繫鬘○五佛灌頂○瓶中物體○授與灌頂○弟子觀想○塗香○金箄○商佉○說三昧耶○授五古杵○金剛名號○香花供養○明鏡○授杵○印明　已上粗〻要を拔きて之れを鈔す。具さには本說を見るべし。此の中猶ほ寶冠(五佛灌頂是れなり)金剛號、授杵等の灌頂を以て、更にまた肝要と爲す、胎藏等に於て其の說なし○また敎王所說の行儀此の分を出でず、但し十五の行相を以て所說と爲す○四禮○覆面○授三昧耶○引入○警水○繫鬘○解三昧耶○擲花○取花○解面○視壇○瓶水加持○瓶水灌頂○金剛名號○印明　已上略鈔

(一)螺髮　佛身の頭頂が螺旋形の髮なるをいふ、顯敎の佛身の頭狀なるも、密敎佛は凡て寶冠形なり。

(二)三十二種　自下の細注一本は次第不同なり。

(三)引入　一本になし。

(四)授去　一本に換去に造る。

其の義略出に違せず、但し五瓶の別數を說かず、若し是れ普門總授の意なるか。また灌頂儀軌二十八種の儀を擧ぐ○覆面○授三昧耶○引入○遍示壇事○坐花臺○香花供養○擲花○解三昧耶○解掩眼○執持部瓶○瓶中觀○瓶水灌頂○讃詠歡喜○弟子觀想○師己身觀○四種繫鬘○授五鈷(一)印○金剛名號○香花供養○弟子觀想○塗香○五佛灌頂○執鏡○商佉○說三昧耶○授五鈷○印明○金箄　已上略鈔　此れ等の儀則略出に依るなり。また大日經に十四種の儀式を說く○灑水○授三昧耶○授香花○投花○投灌頂壇○香花供養○讃誦○灌頂○覆首○明鏡○法輪○法螺○三昧耶○已上略鈔　此の中に瓶水灌頂に物體を說くなし、灌灑の言委悉せず、況んや授杵名號等の義を闕くなり。また瞿醯に二十種の軌儀を說く○灑水○散花○塗香○繫面○授三昧耶○供養三部○授與印言○引入○開面○觀曼荼羅○持瓶行道○印明○神袋○塗香○座灌頂壇○音樂○吉祥伽陀○臂釧著腕○傘蓋行道○灌頂○著衣○塗香○花等供養○花鬘兩肩○說三昧耶○印明　已上略鈔　此の行儀の中に(二)二種の行道當時の傳受に之れを用ふ。此の經說に依りてまた(三)門前の灑水、此の經・大日兩說之れあり、此れ等は蘇悉地部の儀相にして、外より內に入る行儀なり。金剛頂には同じく引入の儀ありと雖も、內證聖授を以て本とするが故に之れを說かず、仍て澤家の傳來に用ゐず、他家殊に用ゐ來るか。所依の本說是れまた然るべし、胎藏・蘇悉地を以て本傳の依據となすが故に。而るに野流の中に粗〻之れを用ふ、其の義淺近に似たり、また神袋(ジンタイ)の作法他家に之れあるか。また傳來の次第には三十二の行儀を示す、是れ上來の諸說に就て取捨して之れを用ふ、略出を以て其の大旨となす。此の行儀に三十二あり、傳受の

(一)印　一本に杵に造る。

(二)二種　一本に一種とす。

(三)門前の灑水　灌頂に入壇せんとする時、先づ受者の頭に門前にて灑水するをいふ。水を灑きて清淨ならしむるをいふ。

次第之れに同ずべし。○五瓶移壇○授三昧耶○覆面○引入○挿白花○投花○解三昧耶○解俺帛○取花○受者護身○四禮○坐蓮臺○寶冠○花香供養○讃頌○白拂○弟子觀想○五瓶行道○○五瓶灌頂○四佛加持○五佛灌頂○四佛繫髮○塗香○授五螺○金剛寶號○金箒○明鏡○金輪○法螺○傘蓋行道○授杵○印可　已上略鈔　是れ即ち粗〻三十二相に擬して此の行儀を設く。此の法佛の職位とは、相好具足入如來の作此なるが故に、胎藏法の大日に於て三十二相の(一)布字觀(フジクワン)あり、之れを悉(つまびらか)にすべし。また聖祖寛平の禪定法皇、大覺寺授與の御次第は專ら今の傳受に同ずるが故に、諸說を捨て要儀を傳持の軌則となす、況んやまた嫡嫡傳來の祖祖の附授頗る是れなり。諸部別說とは相承の一儀を取る、必ず本說に任せて今此の儀式を案立するに非ず、彼の大事の稟受もまた然るべし、此の中に(二)瓶水灌頂は、通用の行儀大宗なるが故に、諸部に涉りて之れを說くなり。而るに(三)授杵●寶冠●金剛名號は、大日●(四)瞿醯等に之れを說かず、無念と謂ふべし。杵とは本有の三昧耶なり、名號とは諸尊の秘號、寶冠とは五智莊嚴の果德勝相なり、三界法王の稱此の事に在り、灌頂寶冠の儀、豈に詮要に非ずや。而るに今此の次第の中に、略出の意に依て殊に寶冠の頂戴を用ゐて、勝上頭頂の相を示す、尤も然るべき事なり。然れば則ち此れ等の義に依り、本に約し末に從へて兩部の儀式を分たず、金剛界を以て之れを授く、啻(たゞ)義旨の相違せざるのみに非ず、還て是れ胎藏の宗の本意を顯すなり。

(一)布字觀　例へば阿毘羅吽欠等の字を一一字義を觀じて諸法の性相に達入するをいふ。

(二)瓶水灌頂　五瓶の水を以て受者に灌頂するなり。

(三)授杵云云　此等は灌頂の入壇後の行儀なり。

(四)瞿醯　具さに瞿醯壇跢經といふ、瞿醯は秘密と譯す、瞿醯經又は蕤呬耶經玉呬耶經と稱す、三卷四十六紙、不空譯す。

亦た當時授與の行相の始終、四智に配して十六智の總儀を習ふべし。始めに五鈷を授け、終に密印を授く、妙拳を加へ用ふるは頗る此の意なり、是れ戒儀の五段も五智の義門に依るが故なり。亦た(一)二八智の初後を以て灌頂の金胎前後の秘旨と思ふべし、灌頂の本源は十六智に極まるが故に。此の意に依て之れを云はば、胎藏の教義灌頂自ら金剛頂の內證より出でたり。

問ふ。大日の秘密漫荼羅品、並びに(二)瑜祇(ユギ)所說の灌頂の文義如何。

答ふ。大日經の第五入秘密漫荼羅位品に云く、眞言者誠に諦に漫荼羅を圖畫せよ、自身を大我となし囉(ラ)字を以て諸垢を淨め、瑜伽座に安住して諸如來を尋念し、頂に諸の弟子に阿字大空の點を授け、智者妙花を傳へて自身に散ぜしめ、爲めに內に見る所の行人宗奉の處を說け、此れ最上の壇の故に三昧耶を與ふべし。文　私に云く是れ五言の偈　同じき疏の第十六同品の釋に云く、然も此の秘密漫荼羅は、爲めに師弟子を觀るに、深く是れ法器にして、誠心に願求すれども、而も力、衆生緣を具して、上の如く廣く作すこと能はざれば、師ために此の法を作して之れを度することを得、自餘は當さに衆緣を須ふべし、此を用ふることを得ざるなり。乃至師既に自ら瑜伽の座に住して、其の身心を以て佛海の會を作

(一)二八智　十六大菩薩智なり、即ち、薩・王・愛・喜・寶・光・幢・咲・法・利・因・語・業・護・牙・拳・の金剛菩薩なり。その初後の初とは金剛薩埵、後とは金剛拳となす。

(二)瑜祇　瑜祇經なり。具には金剛峰樓閣一切瑜伽瑜祇經といふ、此の經は金胎兩部不二の最極深秘の經

す、唯し獨り自ら明了にして、餘人は見ざる所なり。次に弟子に花を授けて、師の身上に投げて內心の佛を供養せしめて、而も本緣を觀ずべし。彼の本緣に隨て而も其の法を觀ずるに。乃至謂く諸佛の大悲の海より金剛智を生じ、金剛智より一切佛會を出生す。一切漫曼荼羅の中に於て此れ最も上となす、與に比するなし。乃至上の文に持誦者、其の肉身を觀じ、(一)肉心の八分を開敷に作し、及び囉字を目に置く等と說く。若し行人是の如く修行成就せずして、而も能く此の秘密を作して人を度すと云はゝ得る理無し。乃至今此の所作は是れ度人の方便なりと雖も、然も行者若し此に於て自ら持誦し觀照せん時、亦た當さに法の如くし之れを習ひ、此の灌頂を用ふるの內に、而も自ら灌瀉すべし、一切の障を除き速かに佛會に入らんが爲めの故なり。文 瑜祇經(二)金剛薩埵菩提心內作業灌頂悉地品に云く、持眞言行者、身を觀じて佛形の如くせよ乃至此の十五尊を以て共に一の佛身となせ。乃至金剛阿闍梨諸の弟子に敎授せんには、緋(ひ)の縕(うん)を以て面を掩ひ、彼れがために加持を作せ、次の阿闍梨をして彼れ薩埵の誓ひを敎へしむ。花を(三)印中に置いて彼をして支分に散せしめよ、花の所墮の處に隨て行人而も尊奉せよ、彼の本明の印を敎へて、其れをして成就をなさしむ、此れを金剛手の內作業灌頂と名く。極秘密

(一)肉心　凡夫の心即ち心臟なり。

(二)金剛云云　第十一品なり、之の品は大日觀音金剛手等の十五尊を以て自身を成ずる曼荼羅、降三世及び五部三十七尊の護摩の切德を明せり。(三)印中花を採る印契あり、之を印といふ。

中の秘なり、此れを五部の源と名く。文 私に云く、是れ五言の偈なり。私に云く、此れ等の文の意は、兩經の所說全く同じきか。阿闍梨の身分に於て曼荼羅を觀布して、投花の作法を致すなり。中に就て大日經は身を以て曼荼羅と爲すとは雖も、猶ほ內心を以て本とするなり、皆な內心意生の義を明す。故に秘密と名くることは、阿闍梨の自身觀作の壇にして、餘人之れを知らざるを以て爾(しか)いふ、傳法等の義を異んじて、甚深秘密といふに非ず。彼の(一)理趣釋の中に、瑜伽師所住の漫荼羅を明す、又た此の意なり。是れ法佛の本漫荼羅の外に、行者修入の淺壇を說き、(二)四攝を以て召入して安布の義を成ず、其の理知んぬべし。此れ等みな行者の機情に於て之れを論ず、法佛直授の本儀に非ず。之れに依て大日經に今の漫荼羅の因由を說いて云く、爾(そ)の時に大日世尊、(三)等(とう)至三昧に入て、未來世の諸の衆生を觀ずる故に等。文 此の文の意は、是れ未來の衆生の授職の用心なり、況んや疏の意は具支を得ざるの人の、略儀を以て灌頂を授與する儀なり、三種の中の(四)離作業か。然らば傳法●具支の外に今の秘密を立つべからず。又た瑜祇の說は、偏へに自身の支分に約す、但し灌頂行儀同一の故に、古德一種の儀を存す、是れまた行者の身分に依

(一)理趣釋　具さには大樂金剛不空眞實三昧耶經般若波羅蜜多理趣釋と略して理趣釋經といふ、貳卷三十九紙、不空の譯。(二)四攝　金剛鉤、金剛鎖、金剛鈴、小野流には四明といふ。(三)等至三昧　三摩地即ち禪定に入るなり。

(四)離作業　具支なくして灌頂する、離作業といふ。第一卷にあり。

(一)生●佛と佛とをいふ。衆生

(二)理具本來法爾の理として具足するをいふ。

ると雖も、法佛を以て本となして、佛身觀作の理を成するが故に。凡そ(一)生●佛の二邊に於て灌頂あり、各〻更に二重を分つ。衆生の二種とは第一は能所分別、第二は能所異ならず、今の秘密灌頂は此の第二の位なり。法佛の二重とは、第一は佛を以て凡に即す、人間の流傳は師資授與の儀なり、第二は佛位の直授、所謂る唯佛與佛の境界にして、法身傳流の根源なり。而るに彼の衆生の二重とは胎藏所說の灌頂なり、具緣と秘密との兩品に重重に此の位を極む。佛果の二重とは、金剛頂所說の職位にして淺深此の位より開く。瑜祇は金剛頂部なりと雖も、胎藏の儀を混じぬるが故に、薩埵灌頂理具の位を說て內作業と名く、現證法佛の果に非ず、秘密が中の秘といふ、是れ衆生の自秘なり、また五部の漫荼は、此の(二)理具より開出すべきが故に、因を以て源といふ、法佛の法源に異なる。爰に他流の輩は、秘密灌頂の名稱を以て超勝の氣味を存す。授職の本文に迷ひ、灌頂の奧旨に暗きが故なり、殊に分別して彼の僞難を通ずべし。

問ふ。瑜祇の說に就て灌頂の別儀を行ず、其の儀如何。

答ふ。此の事は一經の所說强ちに巨難に非ず、大日の一品また爾なり、其の儀上に辨ずるが如し。但し祖師必ずしも行じ來らず、而るに好んで之れを授與するは近來の出來事なり。邊傳の今案を稟くる野流等、傳受を深と思へり、澤家此の如きの異說の軌儀を許さず、正しく傳法の大道を習ふて兼ねて遍學の用心となし、更に別儀と爲さゝるなり。仍て上古の先哲此の儀を行はず、灌頂の一種の行儀と爲すと雖も(二)深秘の重位と立てず。凡そ瑜伽宗の秘密方便は、其の用心一に非ず、或は佛位に住して加持を設け、或は凡夫の身上に約して作業を致す、寂初の因起は凡聖の差ありと雖も、涉入の方便に依らば共に以て徒然ならざるが故に、必ず一邊を取て一儀を捨つ可からざるか。而るに常途淺近の情謂に任せて、偏へに凡身即一の方便を以て深秘の所作とするは、還て是れ瑜伽不共の敎理詮要に違するなり。先づ灌頂の元旨は唯佛與佛の境なり、大日金薩附授の義なり、此れを以て血脈相承の本源となす。是れ諸佛の內證にして凡夫の所知に非ず、何んぞ凡夫の阿闍梨の身上に於て甚深の行相を授くるの義を云はんや。本源即ち以て然らず、傳持また餘義を交ふべからず、然らば內作業の說は、彼の內證玄極の灌頂を以て、凡愚の前に於て暫く平等不異の一義を示すなり、別に非ず勝に非ず、嬌嬌相承の直旨に背むけり。而るに一往、逗機假說を執して超過の秘傳となす。尤も

(一)深秘の重位淺略と深秘と相對して四重秘釋を立つ、即ち第一淺略、第二深秘、第三祕中の深秘、第四祕中の祕なり、此く一物を觀ずるに四方法の認定を要す、故に深祕と稱すれども幾重の階段ありて故に重位さいふ。

本經に背むき相傳に違す、金剛頂宗を以て祖祖相承するが故に、胎藏具緣所說の職位に對して、誠に秘密の重位をなし深秘と爲すべし。胎藏に依て兩部の傳法を行ずるに非す、頗る深意を揮めり。凡そ理趣釋等は、曼荼に於て凡聖二位の安布を示す、此の凡地の曼荼羅は行者の觀修に約するなり。諸軌は成身理身の義なり、義軌に通修の用心を明すが故に、聖位の壇場は本尊の內證に約するなり。敎王等の本經の敎主は智佛の位なり、本經には已成遮那の直體を說くが故に、經軌の兩說は、凡聖の不同ありと雖も兼ねて凡聖の裏旨を具足す、表裏の異りなきに非す。而るに一經の別儀を守り、法佛直傳の傳法を輕んじて、義理の差降を分つこと然る可からず。祖師旣に行じ來らず、末葉猥りに深秘と稱す、邪執邊見の習學、動もすれば是れ等の僻說に滯る、不便と謂つべし。

問ふ。野流は灌頂の重位を建立す、今家に之れを許すや。

答ふ。此の事大いに重位を論ずるに許●不許の二種の別あり。所謂る通相の重位をば之れを許すべし、別義の重位をば之れを許さざるなり。其の通相の重位とは、灌頂に於て結緣●受明●傳法等の淺深、內外の重位あり、是れ經軌の本文に皆な分別する所なり、

其の義理分別尤も階級を授くべきなり。此の淺深は重重猶ほ一位に收むべし、亦た此の外に(二)許可灌頂あり、受明に非ず傳法にも非ず別立なり、最初に之れを授く、或は後位に之れを示す。但し初位の作法にして傳法の部類に屬すべきか、經軌總授の儀式を許すが故に、其の許可の儀多種あり、他家自門強ちに差異なきか。自他の兩家、澤●野の兩流稟傳すと雖も、源を尋ぬれば他家の傳來なり、吾が家の名目に往哲許可の名號を用ゐず。其の大旨は傳法職位を許授せざるの以前、或は一機のために略儀を以て總法を許すの方便なり、(二)印信等自ら此の意あるべし。而るに傳法灌頂の職位は兩意を兼備すべし。一には大法傳附の義、是れは許可の位に存せらる。二には他の師位のための義、是れは許可存せざる所なり。凡そ師位の人の爲めに一一の軌則を傳授すべし、我れ旣に諸佛の職位を具し、諸身の知見護念あり、然らば亦た他を以て自の如く引入すべし、衆生歸信の大益を成するが故に。此れ等の意を含むを以て、傳法の職位とするなり。彼の許可は東寺の正傳に非るが故に、先德傳受ありと雖も、必ず自家の大事の如く、祖祖傳來せず、或は之れを授け或は用ゐず、其の用否意あるべし。仍て本義を專らにするの澤家は、捨てゝ行せざるなり、野流猥りに此の許可を行じて傳法の初

(一)許可傳法の許可を與ふるを云ふ、古は傳法許可と傳法灌頂即ち許可なりしが、後には傳法灌頂の後に許可を置きたり

(二)印信法を授與したる證としてその弟子に附與するものなり。

位となす、強ちに詮要に非る事なり、他家相濫の過を招くが故に。凡そ此れ等の重重の灌頂は、或は經軌の說相に、或は徃代の行儀に階級を許すと雖も、通相の軌則なるが故に之れを遮すべからず。次に別儀の重位とは、近來野家は傳法の師位に於て、無窮の重位を建立し、或は二重或は三重、自ら猶ほ未だ決定せず、況んや他流之れを許さんや。仍て雅意に任せて淺深を立つ、其の依憑本說何くにか在る、尤も彼の證を出すべし、只だ偏へに傳法一位の異說を以て、別種各各の重位と名け、或は秘密の言を以て傳法を簡ひ、或は不二甚深の儀を以て愚案を廻らす等、殊に狼籍の過失あり。聖寶以來仁海に至て曾て此の義を思はず、成尊以下の末塵は、殊に無窮の相傳を存す、豈に依用せざらんや。但し其の中にも醍醐の元海等、澤●野淺深の兩義を立つと雖も、未だ各別の重位を思はず。而るに澤流一度の傳法を以て、單授に依て淺略と爲す。吾が家は無窮の灌頂を以て、重役に依て甚秘となす、高祖の心府を撮り祖師の髓腦を拔くの思ひ、末流に臨みて彌〻深し。其の單授とは、大師八月傳授の一度なり、祖承誠に以て分明なり。其の重授とは更に高祖傳受の文なし、尤も是れ末資愚昧の今案なり、義旨の勝劣決判を待たざる者をや。彼の野流の末資、自流の三重建立を宣ぶる一義に

云く、(一)勝覺三人相傳を以て三重を建立す。云云また元杲は二方相傳を以て再授を成ず、明かに知んぬ、高祖以來傳受相承の三重に非ず。彼の勝覺の建立殆んど若亡のある事か。而るに此の今案を助けんが爲めに、重重の名言を假りて種種の義旨を添ふ、其の自由の義趣、多端の謂れ粗〻上に分別するが如し、下に至りて知んぬべし。彼の秘密の名言は是れ自家の通稱なり、必ずしも別義となすべからず、亦た不二の義旨は相傳の本祖なし、敢て許す可からず、殆んど高祖本師法身如來より己下、我が根本師に至るまで、嫡嫡相續して兩部の大法印璽相傳す、兩部相ひ並ぶを以て殊に受學の規模となす、不空印可の八箇の中には、青龍を以て正嫡となす。青龍六人の中には亦た高祖と義明を以て傳燈となす、是れ兩部の大法、師位傳授の故なり。此の兩部の灌頂印可の外に、更に此の印可に於て兩部を以て淺となし、不二を以て深となすの義、曾て本經儀軌の文、付法相承の書の中に、一所一文なりと雖も、未だ見及ばざる所なり。若し其の本說無くんば、汝が深義誰れか之れを信用せん。若し此の理に暗ふして隨信の族あらば、同じく謬邪の伴黨なり。只だ偏へに傳法の一傳となし、自學を執して他傳を非とせば、其の罪亦た(二)重からず、淺深の別類の高下を存す、其の過尤

(一)勝覺三寶院流の祖なり、定賢、義範、範俊の三人の傳を繼承せしなり、又以て三寶院の一流を開創す。

(二)一本に「重し」といふ。

も深し。近情邪推の淺義を以て佛敎通相の義門に准じて、輒く高祖相承の印璽を以て、已が其の舌に任せ、淺秘を談じて正路を亂す、適〻祖承分明の正流を以て、判して淺近初心の位となす。愚案雜傳の異說を以て仰いで深位玄妙の思ひをなす、冥鑒誠に恐れあり、悲しまずんばある可からず。澤●野の兩門を分つと雖も、同じく是れ高祖の門葉なり、豈に彼の筆跡相承に違せんや。況んや扶持の末流となして、本源に對して誹謗を成す、越法の責遁れ難き者か、忽ちに邪を翻じ正に歸すべし。

問ふ。野流の輩は秘密灌頂と稱す、其の義如何。

答ふ。此の事は彼の一流に、定んで深旨を存するか、然りと雖も必ず驚くべからず。凡そ秘密とは密藏の通稱なり、何んぞ別義あらん。故に遍照寺の略行法式に云く、志求胎藏阿闍梨位、秘密灌頂と。云云通名の義勿論なるか。略出經の第四に云く、是の如きの作法已りて、所有の一切漫荼羅秘密三摩耶智を師まさに敎へ授くべし。文是れなほ灌頂秘密の名なり。彼の淳祐內供、元杲に授くる印信の文に云く、竊極秘密法界體●傳法許可灌頂阿闍梨位云云此の時始めて秘密の言を用ふ、然りと雖も猶ほ必ず灌頂に名けざるなり、況んや是れ許可の時此の名を用ふ、必ず深秘の詮要に非ず。而るに未資等、當

(一)觀賢 東寺長者、般若寺開山、世に般若寺僧正といふ、仁壽三年生れ、理源大師に師事す、延長三年寂、大疏鈔四卷著名なり。

(二)淳祐 小野流第二祖、世に石山內供といふ、觀賢に侍す、金剛界次第、胎藏界次第等に侍す、第十餘部の著あるも傳はらず。

代に至て殊に傳法灌頂の上に、更に秘密灌頂の一重を立つ、太だ其の謂れなし。傳法の言同じく彼の印信の文にあり、何んぞ此れを捨て彼を取らんや。明かに知んぬ、元杲猶ほ箇別せず、上古また勿論なり、故に(一)觀賢、(二)淳祐等に授くる印信の文に傳法印可といふ、何んぞ別種の義を存せん。之れを以て之れを思へば、頗る、觀賢は職位許可すに似たり。爾らば淳祐一代の作法は、往古傳來の大事に非ず、縱ひ秘密灌頂と名くと雖も、たゞ是れ一物の略名なり、曾て別位をなす可からず。爰に近世に至て、大日の秘密漫荼を以て、此の名の潤色とするか、彼れ只だ胎藏壇を以て秘密といふが故に。大日經の第五、誓水の文を釋して云く、此の如く其の心を淸淨にすれば、則ち秘密漫荼羅に入ることを得るなり。文況んや彼の秘密漫荼羅品所說の灌頂は、聊か別途の義相なり、今亦た彼の行儀を以て之れに授くるを秘密灌頂といふに非ず。然れば則ち彼れ等の秘密と稱するは、傳法同一の灌頂の異名異說なり、亦た元杲所造の具支の別式を以て、秘密灌頂式となすと云云此の式は全く元杲は秘密式と名けず、何れの義を以て誰れか然かいふや。又た彼の式は秘密品に依らず、常途の儀式なり、然らば

何んぞ彼の式の文を以て、今秘密の式と爲んや、知るべし彼の式は傳法諸說の一儀なり。亦た彼の秘密品の灌頂とは、身上投花の作法にして、强いて規模にあらず。金剛頂の正宗に依れば、行者の自身を以て理身未成の分齊と爲す、灌頂現の本旨は云はず。此の嫡嫡相承傳法の職位は、法佛自內證の灌頂の故に、敢て凡夫阿闍梨の聞知する所にあらず。身上投華の作法は殆んど行じ難きか。凡そ此の傳法は龍猛誦出の後、流傳の末益に過ぎたりと雖も、此の流末を以て彼の源本を尋ぬるに、其の義遠越す可からざるが故に。資師同じく智處城の昔に安住して、法佛の職位を稟承する所なればなり、必ずしも凡夫阿闍梨の行儀を貴しとせざるなり。然らば秘密の稱は、自ら是れ衆生秘密の義にして、如來秘密の直稱に及び難し、今更に秘密と號す、其の意還て淺劣なり、澤流の未學彼れ等の詞を聞いて驚在す可からず。亦た瑜祇の說を以て阿闍梨位の別秘を存す。此の經の行儀は、大日の一品に同ず、淺深の義准じて知んぬべし。又、元杲の式を以て末葉等(一)一夜の式と稱す云云此の名は彼の式に見えざる所なり。若し行儀に依らば別名に及ぶ可からず、舊風不同の中に承和東寺の行儀に違せず、何んぞ必ずしも一夜と云はん、また何れの式か分明に(二)兩夜の作法を存す、或は兩部相續して之れ

(一) 一夜の式　弘法大師以來金剛界又は胎藏界一界を修して兩界の灌頂を授け來りしが、元杲に至りて、一界のみにて兩界を授くる機の堪えざる所、その深秘のある所を知らざるを憾みとして、從來の式を變して具支灌頂一夜の式を作製せり、即ち一夜の中に兩部を分ちて灌頂するなり

(二) 兩夜の作法　兩夜に兩部を授くるなり。

を行ず、是れ往代の恒規なり、或は初後兩夜を分つ、是れ近代定量の法式なり、或は時日を隔つ、是れ兩部各別の師位なるが故に、舊記に載する所なり、時の宜しきに隨て一准ならず。强ちに一夜の名を以て誰れか深秘と思はん、殆んど言ふに足らざるの稱號なり。また灌頂の行儀を、胎藏宗の(一)七日作壇の法に依らば、是れ第七日の一夜の儀則なり、何んぞまた別名にして、兩壇各授の作法に異りとせん、尤も是れ愚慮の別稱なり、嫡流定んで嘲哢致さんか、宜しく斟酌を加ふべし。

問ふ。元杲灌頂の式の中に、師資の坐を居替る其の義如何。

答ふ。此の事强ちに本說無き事か。(二)灌頂小壇の作法の時、弟子佛位に處する儀ありと雖も、また弟子、師の座に居し、師退下して弟子の座に居するのこと、略出等の灌頂の說文に其の理を見ず、また義旨思ひ難し。凡そ灌頂昇壇の坐儀は、大日●金薩附受の軌則を以て最初の本源となす。種種異端の行儀ありと雖も、彼の境界を超ゆべからず、而も大日は中臺の四面方等の座に住す、金剛薩埵は阿閦の前に住して、大日に從て灌頂の職位を受く。此の阿閦とは大日の一身なるが故に、一切如來の名を得、五佛は偏頗なし。然れば則ち(三)阿閦は前、則ち中臺遮那の前位なり。其の時の師資の坐

(一) 七日作壇　七日間を費して灌頂壇を築くをいふ、第七日目に正しく灌頂を授くるなり

(二) 灌頂小壇の作法　灌頂の際受者は五智の瓶水に沐して正覺を成ずる所なり。之を正覺壇ともいふ、此の壇にて始めは阿闍梨より受者に秘密道具を受け、後に受者、大日如來の位に昇り阿闍梨と座を換へて受者は阿闍梨より大日如來として供頻せらる。

(三) 阿閦は前　佛身の座位、即ち金剛界曼荼羅の上にて坐位を示せり。

處既に動轉なし、傳來の職位何んぞ此の遷坐あらんや。之れを以て未來授職の文に此の義を說かず、明かに知んぬ、居替坐は本說に違す、今案の行儀なり、謬て深義を行ず、比興と謂つべし。凡そ授職一座の儀は、師資に授くるの大意なり、其の灌頂の座は只だ一種を說いて兩座なし、弟子の本座に於て供養の儀あり、而もまた他の爲めに大法を傳布するの時、更に彼れがために壇場を開いて、今の傳受の如く之れを授與すべし。一座一時の中に其の座を替へて、曾て以て其の理に應せず本說に背むけり。此れ等の道を知らずして、澤流傳法の儀を以て淺略となし、今案の僻儀を以て甚秘と稱す、太だ以て許さゞる所なり。既に佛位に居する義分明なり、何んぞ必ずしも强いて本座を動せん。傳法附授の坐、師資相ひ濫せば、恐らくは職位の本意に違す、誰れがために師位に居して何れの法を授けんや、忽ちに一座の內に於て弟子また師に授くべきか。然らずんばまた道理に叶はず、其の座甚だ無用なり。此の行儀を他家粗〻之れを用ふるか、彌〻以て高祖の門風に叶はず、而も元杲不同相傳の血脈を以て、今の式文に載す、旁〻他家の所用に似たり、然らば行儀また然るべし、豈に是れ指南とせんや。或は(一)次第中に通途傳法の坐儀を以て略儀となす、是れまた然る可からず、本說を知らざるの過之れあるが故なり。凡そ野流の輩、元杲の式に於て種種の故實を存し、不空の行儀と謂へり、彼の師猶ほ此の深義の別儀を思はざるか。其の之れを執論する此れ等の事ある可からず。亦た近來此の行儀を以て、請來の錄の文に於て推義を致す、受明は兩部別壇、澤流の傳法は此の儀を行ず、阿闍梨位は兩界不別の授與なり、大師八月の傳受なり、今の元杲の式なりと。云云 此の義幼稚にして笑ふべし、既に受明と云ひ傳法といふ、各別の職位なり、何んぞ大師六七月の傳受を以て傳法といふ、彼の八月に頗る此の名あるをや。彼の受明●傳法とは、各別同時の作法に依る可からず、本經本說を守り彼の義を辨ずべし。今偏へに大師相承の文を以て、同別の傳受に依て何んぞ二種の灌頂を分たん。然れば則ち延喜年中、法三の傳受の記に云く、水ノ尾の東院に於て、一夜兩壇受明灌頂を受く。云云 是れ受明と雖も兩部一夜に受くるなり。亦た傳法と雖も、時日を隔てゝ此の儀あらん、難とならず、遍照傳受の舊記の一說知んぬべし。凡そ大師の受明は門葉の諸家之れを行はず、八月の傳法、自他の異說を存すべし。

問ふ。灌頂受法の時、受者加持を用ふる本說、並びに其の義如何。

答ふ。理趣釋に云く、如來因地に在て灌頂の師に從て、三昧耶智の曼荼羅に入りたま

(一)次第 法を修する順序を書したる念誦法をいふ、如意輪を念誦するには如意輪念誦次第といふが如し。

ふとき、阿闍梨弟子の身中の本有の如來藏性を加持して金剛加持を發し、以て眞言行を修し菩薩の法品を成ず乃至灌頂の階(一)級。文

私に云く、此の文は受者加持の義を釋するなり、金剛加持を以て灌頂の法品と成るといふ。今の受者加持とは、專ら灌頂の器となるが故に。然らば彼の作法は五鈷を以て受者に向て用心を致すか、尤も此の意あるべし。所用の密語に多種ありと雖も、能加持の杵を以て、本有の五智を顯すの意なり、是れ則ち阿闍梨潜かに杵を以て本有の藏性を加持すと雖も、まだ壇に臨まざるが故に、金剛を與へざるの位なり。三摩耶受戒以後は、或は印を授け、或は杵を授け、或は行儀を授くる等、皆な是れ此の本有藏性開顯の軌儀なり。淺深●麤細●隱顯の儀を以てし階次を分つ。今の文の意は、東方金剛加持三昧耶智の文を以て、受者加持の義を釋す。此の加持の言は正しく五鈷授與の儀に非ず、當に能加持の義を示す。凡そ金剛頂宗は大圓鏡智に於て、殊に此の受者加持の秘法あり、平等性智を以て智水灌頂の高位となす。而も受者を加持するに、凡夫の人器を以て直ちに聖位に置きて、聖境の內儀を許さんがために此の用心を作すなり、餘部灌頂の說猶ほ此の義なし、內證直旨に非るが故なり。或は

(一) 級　異本は位の字に造る。

先哲、大日經疏の小壇受者護身の義を以て受者加持の證となす、彼れ亦た行儀の別大いに誤るなり。然れば則ち諸軌の最初に、或は灌頂を說き、或は三昧耶を說き、或は戒儀を說き、或は授杵の儀を(一)示す、皆な是れ調機の方便、受者加持の大旨なり、是れ亦た受明灌頂の密儀なり、深く意を留むべし。受明を以て傳法に入り、戒場より壇場に至る、淺深因果等の衆義、此の東南二智の文に存すべし。

問ふ。灌頂授職の時、先づ(二)三昧耶戒を行ずるの本說、並びに其の義如何。

答ふ。(三)守護經第九に云く、其の阿闍梨、(四)壇に入らんとする者、先づ當に三昧耶戒を授與して、以て先導となすべし、然して後灌頂せよ。既に灌頂し已て然して後に其をして念誦し眞言せしめよ。文

私に云く、此の文は灌頂受法の時、戒壇に臨むの義を說く。然りと雖も、其の戒相は說文なし。次ぎ下に諸文を引き粗〻戒相を顯す、其の說戒敎示の軌則は多端なり、暫く授菩提心戒儀を以て本となし、之れを傳受すべし、仍て澤家の稟受偏へに此の文に依る。凡そ此の戒儀は金剛頂を宗とするが故に、胎藏敎と雖も金剛頂の大本に讓る、無畏三藏此の義を存することを示す、其の旨、疏並びに(五)禪要等に見えたり。

(一) 示す　異本に「說く」に造る。

(二) 三昧耶戒　灌頂の前に豫備として授くる戒なり。

(三) 守護經　具さには守護國界主陀羅尼經と言ひ、十卷百九十四紙、般若三藏牟尼室利三藏共譯、弘法慈覺智證請來す。

(四) 壇　三昧耶戒壇なり、三昧耶戒を受くるに必用なる壇なり。

(五) 禪要　是れ無畏三藏禪要をいふ一卷十五紙、善無畏三藏の述作なり灌頂の三昧耶戒文の本據にして廣澤流にて六帖重書の一とす。國譯密敎經軌第一にあり。

略出經の第四に云く、次に金剛弟子のために壇場に入れて灌頂する法を明す。其の阿闍梨先きに已でに師に從て、法の如く具足して灌頂の法を受け、明かに三摩耶の軌則を解せん。乃至 是の德ある者を是の如く請すべし。乃至 白して言さく。（私に云く、此の次に廣く弟子求請の詞を說く、其の義十五の差別あり、當に今は受者の頌文なり）其の阿闍梨、乃至 告げて言く。（私に云く、懺悔隨喜歸依等方便）次に敎へて 菩提心を發さしめよ、汝一心に聽け、菩提心とは大悲より起る、成佛の正因、智慧の根本たり、能く無明業報を破し、能く魔怨を摧破す、汝既に能く大菩提心を發せり、（私に云く、次き下も六種の弟子の誓願を說く、）是の如く敎へ已りて、諸の弟子をして各の尊卑に隨て、次に依て坐し、淸淨恭敬不散亂の心を以て、合掌して而も住せしむ。（文 私に云く、已下行儀は傳受戒儀に同じ）私に云く、此の文は正しく菩提心を說て三昧耶戒體とするなり。此の戒體より數多の用門を開いて、大小顯密の戒相を說く。然れば則ち四重十重の戒行、正しく持する所の佛性戒、重重授戒の儀、みな此れより出づ。凡そ是れ調機の方便なり、萬行此の淨心に於て之れを建立すべきが故なり。また如來の誓約なり、諸佛の本誓に相應して佛位に超昇すべきが故なり。また如來平等の戒相なり、此の位に於て如來相好の威儀を學ぶべきが故なり。若し實義に依らば、授戒灌頂の兩位の初後の授與は、

淺深の次第あるに似たりと雖も、是れ佛位に安住するの行相なり。今家の大宗之れを以て詮とするが故に、先づ此の戒場に入り後に職位を受く、佛位の三昧たることを表すなり。若し戒といはゝ、晝夜の行儀みな戒相なるが故に、一夜の行儀終りて、更に重禁を說き三昧耶を示し、五鈷金剛の禁を授く。若し佛位をいはゝ、皆な佛位の所修なり、淨心の戒相、平等の誓約、諸佛所持の正戒なるが故に、身心此の戒體に往する外、佛位ある可からず。而るに義理に約して持犯を說き、軌則を就て威儀を授く、之れを以て兩度の作法となす。晝夜の行儀其の理差なしと雖も、暫く三摩耶說授の儀をば、常途の戒儀に准じて初位となす。一夜授職の法は、限りて密家の事業に在り、仍て後位となす。凡そ此れ等の甚深の儀旨ありて、先づ三昧耶戒を行ず。

授灌頂菩提心戒の文（普賢大瑜伽阿闍梨集）に云く、夫れ菩提心戒體とは、性本自具にして廓然凝寂なり、量虛空に等ふして不增不減なり、本初末無くして三際窮め難し、大は乃ち無邊なり、細は纖芥に過ぐ、此れを體悟する者を、名けて菩提心戒の根源とするなり。亦たは（二）即ち名けて發阿耨多羅三藐三菩提の正因とするなり。文

（二）即 異本に既の字に造る。

私に云く、此の文は菩提心を以て三昧耶戒體とするなり、正因の言は畧出の成佛の正因と爲すの說に同じ、次ぎ下に五段に授戒の儀を說く。此の中に四種とは、前方便、第五は正授戒なり。凡そ此の戒儀を以て灌頂授戒の本儀となす、仍て東寺の相承兩部の戒儀を分たず、此の一場を以て通用して再行に及ばず、而も玄靜等の師、他家の意を以て胎藏の別儀を行ず、太だ然る可からず、彼の界儀此の說に同じ別文なし、何んぞ各授の戒相あらんや、是の故に無畏また此の戒儀に依て行相を示す、異儀ある可からず、是れ偏へに人間第二の祖承を貴び、兼ねては嫡嫡傳持の蹤跡を仰いで、此の行儀を以て依用の說となす。

亦た云く（第五、正受戒文）次に應さに菩提心戒を受くべし、弟子某甲等、諸の菩薩衆と與に、今日より以往、乃ち正覺を成ずるに至るまで、誓て菩提心を發す（乃至 私に云く五大願を說く）今發す所の覺心は、諸の性相蘊界、及び處等能取所取の執を遠離せり。諸法は悉く無我なり、平等にして虛空の如し。自心は本不生なり、空性圓寂なるが故に、諸佛菩薩の大菩提心を發したまふが如く、我れも今是の如く發す、是の故に至心に禮したてまつる。受菩提心戒の眞言に云く、

唵、冐地唧多（ボウヂシツタ）、母怛波（ボダハ）二合那野（ダヤ）引彌（ミ）。文

私に云く、此の文は、三摩耶戒に於て二種の戒相を說く、初めは菩提心の體相、後には秘密章句なり、暫く淺深因果の義となすべきか。但し四重十重に對せば、總體覺心に約するが故に、自家の正戒にして菩薩の分域に非ず、印契に於ては猶ほ戒場に之れを秘すべきが故に說かざるなり。禪要等の義を以て委しく分別すべし。

禪要（善無畏）に云く、衆生の根機不同なり、大聖の設敎またまた一に非ず。（乃至）且らく金剛頂經に依て一の方便を說く、斯の修行を作せば乃ち成佛に至る。（乃至）前に菩薩の淨戒を受くと雖も、今須らく重ねて諸佛內證の無漏淸淨法戒を受く。（乃至）須らく此の陀羅尼を誦すべし。陀羅尼（ダラニ）とは究竟して極に至る、諸佛に同じく、法に乘じて一切智海に悟入す、是れを眞法戒と名くるなり。文

私に云く、此の文は次ぎ下に戒相三種の眞言等を說くなり。凡そ三聚淨戒・四攝・十重等の羯磨具足の授戒を以ては、因位の菩薩所持の戒となし、三昧耶陀羅尼を以ては佛果の眞言正所持の戒とするが故に、傳受三昧耶戒の次第に云く、以て知んぬ菩薩の淨戒と諸佛の智戒と、其の別なきに非ず、是れ即ち眞言門に於て、道を修する

行者の持する所の正戒、究竟して極位に至て佛に同ず、此れを一切智戒亦たは即ち眞言法戒と名く。文 文の意分明なり。凡そ此の陀羅尼とは、所謂る普賢三昧耶等の三種の眞言、みな菩提心戒の眞言に通ず。此の中に普賢三昧耶の言を以て本となすべし、諸軌には專ら此の印言を說く、壇に臨みて引入の時、殊に此の契明を授くるが故に。但し戒儀に依らば禪要の第二の明なり、三明同一の淨戒の義相違なし。此れ等の意に依て、菩提心の發明の者猶は淺略なり、直ちに眞言の受持を以て深秘と爲す、是れまた粗〻晝夜行儀の淺深階次に似たり。凡そ此の三昧耶の印明とは、性戒の本體なるが故に、諸佛此の印明を以て、常に有情を覺悟せしめ給ふ、尤も是れ一宗の寂要の大事なり、意を留むべし。

敎王經の第三に云く、誓水を加持すること一遍、弟子をして誓水を飮ましむる眞言に曰く。乃至 則ち弟子に告ぐ、今より已後、汝ぢ娑跢我を觀ぜんこと金剛手等の如しと。文

私に云く、此の經には三昧耶戒を說かず、直ちに引入して灌頂を授くるなり。或は引入三昧耶を以て、戒儀に准じて誓水の作法を用ふ。水に平等淸潔の義あり、仍て當時傳授の作法は晝の行儀に於て誓水を用ふ。凡そ晝の三摩耶戒、夜の引入授三昧耶等は、同じく是れ調機授戒の儀式なり。彼の齒木は晝の儀、投花は夜の法等また此の義なり。而るに晝の授戒には只だ眞言を說いて戒相あることを知らしめ、夜の引入には並びに契明を授く、頗る深理を盡す、此れを以て其の差異となす。

大日經の第二具緣品に云く、次に應度の者を引いて之れに灑ぐに淨水を以てし、塗香等を授與し、菩提心を發して諸の如來を憶念せしめよ、一切皆な當さに淨佛家に生ずることを得べし。文

同じき疏の第八に云く、次に淨花を授け、略して爲めに住心品の中の菩提心の實義を宣說して、自の歸依處を知て、眞正の發心をなし、(一)誠を至して慇重に一切諸佛を憶念せしむ。

私に云く、此れ等の文は、菩提心とは三昧耶戒の總體なり、住心品の菩提心の說相は、其の理廣く顯密に通ずるが故に、戒相に淺深の敎旨あり。香花等とは弟子受得の功德にして、晝の作法に之れを行ずるが如し、瞿醯の說粗〻此れ等の文と同じ。また灌頂の儀軌に戒相を說かず、只だ香花授與の文あり、此の事儀を以て菩提心開示の說戒を用ゐず、戒授の作法に擬するか。或は寂初の應當一心等の文は、說戒勸

(一)誠を云云 一本に以下の文を缺く。

誘の義を存す。或は夜行の引入三昧耶を以て偏へに此の授戒をなす等の多意これあるべし。凡そ此の三昧耶說戒敎授の義は、大乘秘密の儀式を說いて、弟子の心品をして勸誘せしむるの方便なり。四卷の略出の第三●四の文に此の義を說く、餘軌にまた此の說あり、文に臨みて之れを察すべし。授戒の一一の軌則は、說文に廣略あり、勸へ知るべし。今且らく禪要等の意に依て、悉しく授戒の要旨を盡すなり。

問ふ。灌頂(一)壇の敷曼荼羅(シキマンダラ)に(二)大●三等の不同あり、本說如何。

答ふ。略出經の第四に云く、如來部の瓶若し是れ畫像の壇ならば、即ち空處あるに隨て之れを置け、若し手印の壇ならば、即ち壇の上に於て之れを置け。

私に云く、此の文は、大●三の二種の壇を說くか、所謂る畫像とは大曼荼羅なり、五大綵畫の故に。手印とは三昧耶壇なり、手印は三昧耶通名の故に。聲形壇の中心、佛像の上に瓶を置くの義、便なきが故に此の說あり。手印壇は此の妨礙なし、壇上は中臺の手印なり。また此の文は小壇の曼荼羅を說くに似たり。但し瓶事を明すに依て大壇の置處を說くか。凡そ此の兩說あるが故に、傳來の所用も二種に涉る、彼の大師は唐朝入壇の時は、聲像の壇か。兩部共に大曼荼羅と云ひ、毘盧遮那身上と

(一) 敷曼荼羅　前に注す。(二) 大三　大曼荼羅三摩耶曼荼羅なり。

いふ、其の身の言之れを思ふべし。また諸軌の中に入三昧耶曼荼羅といふ、是れ手印か。而るに二義の中に、三摩耶を以て猶ほ通所用となす、聊か深旨あるべし、所以は何ん。今此の二種は、兩部の宗意に依て此の差別あり、大曼荼羅とは胎藏宗の所用なり、佛身の支分の上中下に約して悉地の(一)九品を分つが故に、是れ堅差別門なり、尤も大曼荼羅所用の義に當る。三昧耶曼荼羅とは金剛界の所用なり、此の界は必ず支分に約せず、只だ五方の部別を以て品類を知るが故に、專ら淺深の義を思はず、仍て三昧耶の壇に於て作法を致すなり。三昧耶形は(二)平等●本誓(ホンゼイ)を以て義とするが故に、圓明に於て手印を圖す、是れ則ち此の界の普賢の圓智なり、平等を最となす。今の灌頂の義は金剛頂に依て智身の正覺を明す、投花曼荼漸く此の義を顯すべきが故に。引入の儀を成じ宿善の知識を驗す、其の義殊に符順するなり。彼の流布の三昧耶敷曼荼羅(シキマンダラ)とは貞觀寺の本なりと云云是れ仰信するに足れり。また一流の輩、法曼荼羅を用ふるか、灌頂壇の所用未だ分明の本說を見ず、論となすに足らず。東寺、觀音院兩寺の傳法●結緣の兩會未だ之れを用ゐず。未流の所案誠證に備へ難し。若し種子の義に於て深秘の旨を存するか、其の習頗る比與と謂つべし。是れな

(一) 九品　佛身の支分に上中下あり上に上中下、中に上中下、下に上中下の九品を分つ。

(二) 平等云云　三摩耶を譯して平等又は本誓の義あるを知る、即凡夫と佛と等しくして無差別なりと知るは平等、又佛の如くして異りなからしむるは本誓の義なり。

た胎藏宗の義分なり、(二)字輪字母の觀布は彼の教義なり、故に其の意深く辨知すべし。

問ふ。(二)齒木の作法に就て悉地の驗地其の義如何。

答ふ。略出經第四に云く、師應さに其の齒木の頭向ふ所の處を觀ずべし、嚼む所の處を以て頭となす、向ふ所の方に隨て多くは、是れ其の部なり。若し四隅に向ふは多くは是れ毗盧遮那部なり、若し立つることあらば、當さに知るべし、是れ最吉祥の相なり。

私に云く、此の經文は五部の總別を以て悉地の淺深を定む、譬醯の如きには非ず。彼れは上中下世出世の差別を說いて、四方上下の悉地とするが故に。今此の文は二義なり、(三)四方四隅とは五智部別の義にして、是れ上下淺深の義にあらず。若し立つることあらば等の文は、是れ上下淺深の意なり。但し一本の略出は四隅を以て四方となす、總別の意か、行儀に依らば思ひ難し。若し立を以て彼の儀となすか、四卷の經文を決すべし、義旨相ひ叶ふ故に、尤も依用すべし。凡そ金剛頂は、橫は各部に隨て所得の結佛を定め、竪の淺深を分たず、三十七の聖位は、殊に是れ毗盧舍

(一) 字輪觀阿縛羅賀佉の五字を月輪の上に順逆自在に此れ觀ずるなり、此れ修法中最秘觀の一にて意密を本尊と無二一體ならしむる觀念なり、順觀とは先づ法界定印に住し、又は彌陀定印に五字右に旋して阿字を觀想して阿字と我心月輪上に諸法本不生の放に縛字自性不可得、縛に說不可得の故に羅字言說不可得、羅に塵垢不可得の故に賀字因業不可得、賀に佉字虛空不可得、逆觀は順觀に得なりとかく知れなり、順逆觀は阿字本不生の理に住し言亡慮絕の境に入る。(二)齒木 灌頂の時受者に尖を嚼ませしめ悉地成就を占ふもの。(三)四方四隅 灌頂の壇の境界は四角なり、故に四方四隅といふ。

(一) 四佛 阿閦・寶生・彌陀・不空。

(二) 毗盧遮那 金剛界曼荼羅の圖なり。四印會とは金剛界曼荼羅の圖を大別して九となす、即ち九會曼荼羅の中の四印會の曼荼羅なり。

那內證法身の互體なるが故に、胎藏普門の如きには非ず、應現隨緣竪差別の漫荼なり、四方四智各別に之を掌りて(一)四佛に屬す。四隅とは四方正位に非るが故に、之れを取て大日の分とするなり。此の意は四佛の外に、更に中台の大日に於て四智あることを顯す、是れ四智と雖も四佛所證の智に非るなり。また是れ瓶水灌頂の秘旨にして、此の處に於て之を思ふべし、故に略出經第三五色文に云く、五種の如來智を思惟す、一には謂く法界性智なり。文 同じき別本にに云く、是れ如來五種の智、亦たは法界性智と名く。文 此れ等の文は、法界智に於て五智の義あり、具さには觀心密記の中に分別するが如し。(二)現圖の四印會に就いて習ふべき事これあり、是れ等四隅に在くは大日を表し、四方に置くは四佛を表すなり。若し此の意に依らば、胎藏八葉の四智四行また然るべきが故に。小壇の四瓶所持の人に四行の菩薩を擧ぐるは此の意なるか。また若し立つることあらば、文は毗盧遮那の部に於て二義あり、橫の方位に依らば四隅を以て大日となし、竪の方位に依ては上方を以て如來部とするなり。是れ偏へに橫に於て五佛を論じ、竪橫合して五智の義を明すなり。近來の行

儀餘義を捨て、有立の文に依て上方所向の標相を用ふるか。最吉祥の義の故に、作法成じ易きが故に、難を以て劣となし、易を以て勝となす、是れまた秘家最要の行儀なり。彼れは廣儀を捨て、略行に就き、事法に停りて觀心を賞する等、皆な此れ例に准ずるなり。故に義訣の四禮の釋に云く、此の法門に入る者甚だ難し、若し初方及び餘の三方に住せば、隨一は增上、餘方はみな劣なり。若し如來部に入らば、一時に圓滿して亦た勝劣なし。文 此の文は難きは四方なり、易きは如來部なり、受明の別部を超えて傳法の總位に入る、豈に此の意に非ずや。此の勝劣五部の義は、實に此の理あるに非ず、五智の功德平等一體の上に、暫く行者能入の心(一)念に以て難易勝劣の不同を存す。此の四方四禮の義は、自ら齒木●投花●五部の驗相に同じ。加之らず兩部の大法、諸尊の瑜伽等は、淺深輕重の用心あり、淺と雖も之れを惜み、深と雖も之れを授く等、常途の大宗に(二)拘らず之れを分別すべし。凡そ直ちに普門の悉地に入るは、尤も是れ肝要の頓旨なり。また大日經には器●非器の文ありと雖も、悉地の相を說かず、疏家は瞿醯を引いて潤色するなり。文

問ふ。小壇五瓶の置處の本說の義理如何。

(一)念 一本合の字に造る。

(二)拘 一本に抱に造る。

答ふ。略出經第四に云く、我れ今某甲善男子のために灌頂せんとす、唯だ願くは諸佛菩薩、道場に降臨して我が供養を受けたまへ。諦かに想へ、請ずる所の佛菩薩衆、皆な來て集會すと。(一)大壇の中の寶瓶を移して、本の方角に隨て之れを置け。文

私に云く、此の文の意に依らば、小壇の五瓶の置き處は大壇の如く四隅に置くべし。本といふは是れ大壇の方角を指すなり、之れに依て灌流傳受の行儀大壇に違せず、兩界同じく之れを用ふ。或は本の言必ずしも大壇と云はず、五部の本方を示すか、爾らば四隅に置く可からず。但し大壇の置處は、既に是れ四隅にして四方に非ず、何れの壇を指すと雖も、寶瓶四隅の義決定す。其の四隅は大日四智の表示なり、齒木の悉地に分別するが如し。今の本方角と彼の四隅との兩文の義旨は一致にして、不共の四智を顯すなり。凡そ五瓶灌頂の義は、大日所具の五智を以て灌沐の所用となす、常途の四智此の義なし、所以は何ん。四方四佛の智水は降注の功を施し難し、譬へば地底の水に只だ奔流の力あるが如し、是れ四方の邊を以て地下の義とするなり。大日四智の法水は、降注灌灑の用あり、譬へば天上甘露の雨水の如し、毘盧遮那を以て上方如來部とするが故に。之れを以て軍荼利の軌(器界の灌水を說く)に云く、空中に於

(一)大壇 曼荼羅の本壇にて灌頂の時は受者に對し其他大法の時は護摩壇聖天壇等に對す。

て[illegible]欠字門を想へ、變じて毘盧遮那となる。乃至 遍身より甘露の八功德水を流霆す。文 大師の次第金剛界に云く、上界に[illegible]字あり、大日遍虛空身となる、遍身より乳兩等を流出す。云云 此れ等の意は、世間の海水すら猶ほ大日の流出に依て根本の儀を成ず、大日を以て上界の甘露の能生とするが故に。今灌頂の五智瓶水の義は、毘盧遮那の五智を以て詮要となして、專ら常途の四智に非るなり。此の義を顯さんがために、四瓶を四方の本位に置かずして四隅に置く、殊に深意あるべし。五瓶行道並びに灌灑の行儀に至ては、阿闍梨直ちに之れを持して作法を致す。

阿闍梨とは毘盧遮那なり、故に略出に瓶を取る觀想を說いて云く、己身毘盧遮那と。文 此の用心は五瓶に通じて同じく大日を用ふ、各別の尊主を取らず。瓶中所觀の物體に於て一字の秘口あるべし、專ら是れ傳法の要樞なり、彼の灌灑の智水は他物に非ず、師資傳來の法流なり。瀉瓶傳法の道正しく此の大事にあるが故に、略出の隨本方角の文、殊に以て規模なり、此の義尤も秘すべし。爰に野流の輩、或は本方に置き或は四角に置く、兩部に依て異を存して因果の義に准ず、其の理上來の義に違す。偏へに胎藏の八葉●四智●四行の佛菩薩の相好を以て今案に定むる所か。然らば

(一) 得 一本に聽に造る。
(二) 迦羅奢 瓶と譯す。

因果の本據恐くは明かならず、小壇の瓶處深旨を忘れたり、意を(一)得て行ずべし。大日經第二具緣品に云く、次に(二)迦羅奢を具せよ、或は六、或は十八。文 同じき疏の第八に云く、次に吉祥瓶の法を說く。乃至 中胎藏には當さに五瓶を案ずべし。最中の大日の瓶をば花臺に安在せよ、餘は外の花蘂の中に置け。乃至 若し力あらば一一の尊の所に於て皆な一瓶を置け、乃至經に六瓶といふは是れ最少の限なり、當さに中胎と四方とに於て、各〻其の一を置くべし。其の門外の一瓶は必定して之れを闕することを得ざれ。乃至 灌頂を受けんと欲ふ所の者、若し多くは各〻人數に隨て一瓶を造らしめよ、闕少することを得ざれ。

私に云く、此れ等の文は、大壇所用の瓶を說く、小壇の灌頂の瓶に非るか。但し灌頂部の文段あり、況んや疏の文の受灌頂の詞は、小壇瓶の義を明す、然らば思ひ難し。若し曼荼羅建立の大義に約せば、金剛頂また數多の瓶數を說くなり、故に略出の第三に云く、其の本位に於て各〻一瓶を置け、如し其れ辨じ遍せざれば、其の四角及び入門に於て各〻一瓶を置け。文全く大日經に同じきなり。然らば金剛頂の說を以て今の經文を案ずるに、小壇の灌頂瓶には非ず、胎藏なりと雖も、小壇灌灑の瓶

は、五瓶●四瓶に過ぐべからず、兩部の經文四聖所持の瓶を說くが故に。而るに漫荼羅總瓶の義を以て、灌頂五智の瓶に混じて說く、聊か金剛頂宗の灌頂直爾の說に背むけり。また瞿醯瓶數の文は粗ぼ大日經の所說に違せず。

大日經の第二上の〻の下に灌頂壇を說くに云く、中央に法界の不可思議の色を示す、四寶所成の瓶に衆くの藥寶を盛り滿てよ、(二)普賢と慈氏尊と及與び除蓋障、除一切惡趣と、而も以て加持をなせ。文 私に云く、此の五言の偈なり

同じき疏の第八に云く、復た次に四寶所成の瓶とは、即ち是れ毘盧遮那の四德の寶なり、中胎の四角に置在せよ。乃至 復た次に四菩薩の眞言を以て各の一瓶を持せよ。乃至此の四寶の瓶を以て種種の寶藥諸穀を盛り滿てよ。乃至 當さに知るべし一種の寶瓶還て一菩薩、一金剛、一使者と機感相應す。方位の法門を以て之れに對して、則ち之れを知る可きなり。文

私に云く、此れ等の文は、小壇の瓶は四瓶の義なり、四寶所成といふが故に。更に中臺を加ふれば是れ五瓶なり、是れ則ち如來五智の所表なるが故に、曼荼羅建立の多瓶に例す可からず。但し此の瓶の四種は、四菩薩の所持に約せば。猶ほ五瓶の義に

(二) 普賢云云 普賢菩薩、慈氏は彌勒菩薩、除蓋障菩薩、除一切惡趣即滅惡趣菩薩の四菩薩にして胎藏界曼荼羅にあり。

非ず、中瓶は所持の人なし、中臺は受者の位なるが故に。爾らば常の四智●五智の開合の如きに非ず、但し略出の文は此の四瓶に於て五智瓶寶瓶の義を存す、灌瀧の眞言粗ぼ四部を說くと雖も、自ら加持の印の後に五瓶の義あり。其の文に云く、若し阿闍梨灌頂の法を作さば、次第に上の法の如く遍ねく五瓶を用ふべし。文 明かに知んぬ、五智の瓶を以て小壇の軌則とするなり。凡そ(二)四菩薩所持の四瓶は、此の經の所說に有りと雖も、猶ほ所持の人の方位の名目、胎藏の所說に違せざるが故に、金剛頂五智灌頂の本義に非ず。仍て當時行儀の作法略出に依ると雖も、四菩薩所持の說を捨てゝ、直ちに五瓶加持の行相を致す、尤も是れ經宗の實理に約するなり。敎王經に云く、則ち金剛加持の香水瓶を以て、弟子の頂に灌ぐ等。文 此の文には四聖所持の義を說かず、瓶水灌頂の義を明す。灌頂の軌には所持四瓶の作法を捨て四瓶灌沐の文を載す。本式の文に云く、次に阿闍梨始め中臺の瓶より次第に之れを取りて、各の三たび大壇を繞り了て即ち本所に置け。次に始め中臺の瓶水より次第に弟子の頂に灌げ。云云 是れ五瓶灌頂の玄旨を探りて、偏へに五瓶の灌儀を用ゐて四聖所持の義に同せず、彼の瓶中の觀作用心は、專ら是れ五智寶瓶の義なり。凡そ寶

瓶の說文に就て三種の別あり、第一には多瓶、曼荼羅の莊嚴に依る。第二には四瓶、灌頂壇の淺略に約す。第三には五瓶、灌頂の本儀を顯す。而るに略出には皆な三種を說き、大日經には初二重に限り、傳受の行儀は第三を取り、末を捨てゝ本を取るなり。但し此の三種は通用して一儀を成するが故に。略出には大壇の中の寶瓶を移せと說く、是れ則ち壇場建立の總瓶を以て、小壇授職の別儀に用ふるなり、若し各別ならば、何んぞ此の說あらんや。之れに依て當時の傳來は、大壇の五瓶を取て小壇に移す、其の意經文に相ひ叶へり、爾らば衆瓶の中に、五瓶を取て灌頂の所用とするなり。此の中同じく四瓶の授くるは受明なり、佛部を加用するは傳法の義なり、略出の文に於て習ふべきか。此れ等の意に依らば、衆瓶五瓶の兩文は必ず相違の別義に非ず。若し義旨に依て兩界の差別を判せば、胎藏宗は六瓶等の說、四聖所持の義、是れ行者所持の表示なり。寶瓶莊嚴の標相自ら行者身體の相好を顯す、法水潤持の義なるが故に、人器に約するの寶瓶なり。金剛頂部の五智寶瓶の表示は、諸佛果德の相形を示し、傳法者の所持たることを顯す、潛かに智水を湛へ弟子の頂に灑ぐ。是れ法佛の身相を以て寶瓶の形體とす、佛身の寶瓶に約するなり。生佛の二邊に依て寶瓶の標幟を取る、專ら兩部の敎理は五瓶灌頂の大宗なり。其の中に直ちに法佛の五瓶を取るを傳法灌頂の大事となす、吾が家の寶義は兩部を異んせず、而るに金剛頂宗の說文に灌頂の眼目を存せり。

問ふ。灌頂壇並びに分所其の義如何。

答ふ。略出經の第四に云く、次に弟子に灌頂を與へよ、其の灌頂壇は大壇の帝釋天の方の門外に在るべし。乃至中央には大蓮華を畫け、其の花は八葉乃至華臺上に於て娑字を想へ、娑字の上に於て一の圓點を想へ、餘の供養の幡華莊嚴、一ら大壇の法式の如し。乃至即ち灌頂する所の者を引いて、帝釋の方の門より入れて蓮花臺上に坐せしめ。乃至是の人佛位の處に坐するが故に。文

私に云く、此の文灌頂壇とは小壇なり、本壇を以て大壇とするが故に、彼れに對して此れを小壇といふ。彼の大壇とは已成如來の海會の壇場なり、今小壇とは行者登壇授職の壇なり、凡聖已今の別を以て且らく大小壇といふ。必ずしも指量の大小に非ず、是れ則ち理智二身の性相瑜伽成身の大旨なり。大日經には第二壇といふ。是れまた本末の義なり。疏の釋に云く、第二は是れ次小の義なり、即ち是れ相待して

之れを言ふなり。文 其の深旨強ちに違せざるか。凡そ此の壇に於て十三の座の差別あり。故に玄靜の式に云く、凡そ此の供養物は總して十三座あり、謂く四金剛、四菩薩、四使者並及びに弟子。云云今此の四金剛等は常途の傳受に必ず具せず。灌頂軌の說に依るに、中臺の受者を以て本と爲して、自餘の十二、强ちに之れを出ざゞるが故に。今の所要は受者佛位に坐するの義なり、此の十三の外に更に四大士ありて四瓶を持す、總じて十七尊の位あるべし、是れ即ち如來正覺の座なり、金剛座の稱は、四金剛の所持によるか。次に天方の坐處に古來分明の說を見ず、但し常時の兩部の職位に、金剛界の作法は乾(イヌヰ)の方を以て其の處とするなり。或る記に云く、謂く天の方とは乾の隅か、然る所以は乾を天となし坤(ヒツジサル)を地となす、此の文に依て灌頂壇を以て乾の角に置く、准じて以て胎藏の如きに至ても、同じく小壇を以て巽(タツミ)の角に安ず。云云此の意は乾象坤儀是れ天地の名あるが故に爾いふか。凡そ乾・坤・巽・艮の四角を以て、次(ついで)の如く天・地・人・鬼の方とせり、是れ則ち世俗の作法なり。而るに今金剛界の蓮臺灌頂壇を以て天の方に置くことは、是れ智處の古佛授職の軌則を摸する故なり。彼の處は上界・色界頂・成正覺の砌なり、仍て此の方を以て下界なりと雖も所標となすなり、彼の戒場に乾より入て作法を致すも、また此の意に同じ。灌頂授職は是れ智身の成道、金剛頂は殊に果德の叡上を說いて、此の理に相應するが故に、天方を以て此の壇處となす。而るに胎藏また灌頂證果の義、之れに違す可からざるが故に、天方に非ずと雖も、大壇の方位同一の義に准じて暫く巽の方に置く。或はまた胎藏は非生壇の職位、是れ機情に約する義これあるが故に、人の方を以て灌頂處とするか。然らば生佛の二邊を以て二界の壇處を分つなり。

大日經の第二具緣品に云く、當さに廣く灌頂を說くべし、古佛の開示し給ふところなり。師第二の壇を作して、中漫荼羅に對して外界に圖畫せよ、相ひ距たること二肘量なり。文 私に云く是れ五言の偈なり

同じき疏の第八に云く、阿闍梨第二の漫荼羅を作して、當さに中漫荼羅と相對して、大曼荼羅を去ること二肘なるべし。第二は是れ次小の義なり、即ち是に相對して之れを言ふなり。文

私に云く、此れ等の文の意は、大壇に向つて小壇を立つべきなり。然るに略出の天方の義は此の經に違せり。但し當壇の入門を說いて帝釋の方といふ。潛かに胎藏小

壇の入門に同じきか。此の灌頂壇の入門とは金剛界の通儀なり、凡そ略出の灌頂壇の方位は胎藏宗を用ふ、其の義思ふべし、他家は此の大日經に依りて灌頂壇を建立するなり。仁海の記に云く、東寺先きに將來の金剛界の經文を案ずるに、天の方に置く。云云 謂く天の方とは乾の隅なるか。乃至 山先きに將來する胎藏法、即ち經文に依るに、小壇は大壇に向ひ西方に置く。今金剛界の如きに至ては、說文なしと雖も、小壇は大壇に向ひ東方の五瓶を安ず。云云 已上彼の記の文 また大日對中の說に於て一義を案じて云く、兩部の壇場建立の大義に依るに、兩方は是れ金剛界の壇處なり、此の界の壇位を以て胎藏の灌頂處となす。凡そ灌頂の大宗彼此同なるが故に、中に就て其の實義を論ずるに、金剛座上の成覺とは、是れ金剛界智身證果の軌則なるが故に、金剛の壇を以て胎藏の職位を行ず。之れに依て胎藏の灌頂の作法祖承の行儀、多く金剛界に依て之れを行ず。小壇の建立また然るべきや。また略出の天の方の文に於て一義を案じて云く、今此の天方とは是れ(一)摩醯首羅天所居の方か、佛身の左面を以て彼の天の所居となす。また彼の天に於て灌頂授記の儀あり、仍て灌頂成道の壇處とするなり。(二)左道の衆生、阿闍梨の加持方便に依て、佛位に登るの義なり、ま

(一) 摩醯首羅天 大自在の梵名。

(二) 左道 正しからぬ道、邪道なり

た是れ薩埵の三摩地なり、彼の(一)慢印の表示、五鈷の(二)抽擲等此の義を示す、此の摩醯首羅の成道は即ち智處城の正覺なり。之れを以て三部の多位中の金剛部は、佛部の左方に在て自在天降伏の義を表す、金剛座の降魔此の意なるか。略出の灌頂の讃頌に云く、金剛座上に、群生の爲めに後夜降魔して正覺を成ずと。文 また儀軌の文に云く、加持摩醯首羅天王還た甦ることを得、乃至 灌頂受記と。文 此れ等の意に依るに、自在天成道の義を以て、灌頂壇を天の方といふなり、また頂上の左方を以て彼の天の居處と表す。大軌の成菩提印の文に、蓮花契の如くして頂の左に安ず。文 此の文の成菩提は正覺の名、蓮花契は灌頂壇なり、頂上左方の言は小壇灌頂なり、左方の義之れを思ふべし。新本の敎王經に、明かに成菩提印を說くに、摩醯首羅佛身左面の義あり、勘へて可んぬべし。之れに依て兩部の灌頂壇成覺の義同なるが故に、曼荼羅の左方に於て之れを建立す、兩部の現圖漫荼羅に於て此の旨を習ふべし、是れ即ち東寺の相承小壇方處の正意なり、尤も本文に相ひ叶ふか。彼の世俗の方角の名を以て、何んぞ經說登壇の方位とせん。胎藏の小壇、乾の方の准用其の理盡きず、天位左面の義殊に曼荼羅の尊位に見えたり、彌〻以て義旨符順するが故に、巽

(一) 慢印 衆生の傲慢の心即ち如來大悲の本誓の高擧する境界なりと開顯するを表す、形にすれば二拳肘を張て膝に置くなり

(二) 抽擲 五股を空中に抽擲ける形なり。

の方を以て小壇とするなり。而るに古來の先哲、天の方の文に於て未だ此の義を談せず。若し聖意に叶はゞ後學仰信すべし、愚案の謬義と言ふて金口の深旨を失すること莫れ。

問ふ。金剛號の本說義理如何。

答ふ。略出經の第四に云く、次に弟子の本名の上に於て、金剛の字を加へて名を作して之れを呼べ。乃至 論じて曰く、我れ汝がために灌頂し訖んぬ。金剛名號を以て汝がために字を作して、汝を金剛某甲と名く。若し是れ餘部ならば、或は寶珠蓮花等を加へて字を作て之れを呼べ。其の人若し阿闍梨の法を受けば、但し本所得の部を以て名とせよ、若し頓ら〳〵(とく)舊の名を改むべき者は、意の樂ふ所に隨て、任(しいまゝ)に諸波羅蜜の勝名を擇んで之れを作れ。文

私に云く、此の文の傳法の人とは、必ず所得の部尊の別名に依らず、直ちに通相の自家不共の金剛號を用ふるなり、三十七尊皆な其の部を分たず、金剛と名くるが故に。若し是れ以下の文は、また部別の名號の義を明す、受明者の名號に當る、此れ等の意は、五鈷を以て傳法總儀の授與となす。また五部の隨一となし、餘部の三昧

耶を授くるの義相は、此の金剛號の用意の如し。彼の頌の文の金剛灌頂の詞は、此の通別に同じ。而るに金剛の言を以て總通五部の作法と爲す、是れ傳來の秘要なり。其の人以下の文は、重ねて上の所說の眞言等の義を明して、傳法阿闍梨位の密號となす。本所得とは上に說く所の本授眞言の意なり、是れ通用の本體なるが故に本所得部といふ、佛部の總位を指すなり。若し須らく以下の文は別義の密號を明すなり。凡そ諸佛の名號は、或は唯密に約すれば只だ三十七尊金剛號のみあり、其の數無量なりと雖も、みな五部を以て攝し盡す可し、今の傳受の金剛號は其の隨一なり。金剛を以て常途に簡異す、或は常教の諸佛の名號に通ず、種種の功德定慧慈悲を以て號となす、諸波羅蜜の勝名是れなり。此の二種の名は、灌頂成覺の後に之れを得、彼の三世の諸佛同じく此の職位を踏むが故に、敢て自由ならず。此の義を顯さんが爲めに、金剛號に於て此の說文あり。また高祖遍照金剛の名號、受明の位に於て之れを得るか、傳法の時は傳受の如く、總號なる可きが故に。但し高祖の今の名は、元(もと)より此名を得るか、大權の應迹常途に例す可からず、遺書の文之れを思ふべし。金剛號に於て上來四種の不同の義あり、能く分別すべし。凡そ此の名號灌頂に至ては、

殊に授職の中に最要の大事なり、曼荼羅の別名は自眷屬不共の稱號なり。凡聖の不同、顯密の差別、佛果の內證、職位の妙儀、偏へに金剛號を以て詮旨となす。今より以後、聖賢の衆に交はつて雅子の淺名を捨て、迷者の導師となり長夜の明燈となつて大法を沙界に傳布し、佛種を永刧に續けば、自他の廣益空しからざること、宛も世尊の如く薩埵の如くなるが故に、此の名號授記を以て甚深の軌則となす。彼の應化一代の名號記別もみな此の位にあるべし、仍て金剛頂宗には、此の名號授與の作法を說く。胎藏界の諸尊には、徒らに金剛の號のみ有て授與の儀なし、また是れ金剛頂の規模なり。十六薩埵頂の儀も、專ら名字の軌則あり、其の意經文を見るべし、此の作法等は直ちに灌頂の義なしと雖も、瓶水灌頂同授の軌儀なるが故に、通じて灌頂の名あり、況んや敎王には、名號に於て灌灑の言を用ふ、之れを悉んすべし。

國譯[illegible]要祕鈔第五 終

國譯[illegible]要秘鈔第六

灌頂の要事

臨壇五部持念沙弘門融 撰す

灌頂得益の事　灌頂師位の事
灌頂の時護摩を修する事　傳授灌頂儀軌造者の事
澤流傳受灌頂本式造者の事　授職灌頂終りて印可を授くる事
一流灌頂大事に蘇悉地ある事
灌頂の印明に同異多傳ある事

已上

問ふ。灌頂の得益に幾(いくばく)の別あるや。

答ふ。普賢金剛薩埵の軌に云く、修行者勝解行地に住し、曾て金剛界大曼荼羅に入る。文

千手軌に云く、大曼荼羅に入て灌頂を受け、勝解行地に住す。文

私に云く、凡そ灌頂の得益に二門の別あり、地位門・滅罪門(メツヂイモン)なり。地位門に就てま

た因果の二種あり、是に於て通別の二義あり。通の義とは受明●傳法の二種の灌頂を以て、廣く因果に通じて之れを論ず。別の義とは受明を以て因位となし、傳法を以て果位となす。之れに就いてまた二あり、受明を以て(二)地前となし、傳法を以て地上となし、或は地前●地上の(三)因滿位を以て受明となし、妙覺を以て傳法となす。中に就いて初地を以て受明となし、因滿位を以て傳法となすの義また之れあり、此れ等の衆義の本文等は、下に至て粗〻引證す。而るに此の軌の文等は、地前を以て受明となすなり。此の文に初入の受明を說き、また勝解行地といふ、是れ瑜伽の中の四種の地位にして、地前を以て勝解行地と名く、故に受明の得益を以て地前とするなり。

(三)五秘密軌に云く、則ち現生に於て曼荼羅阿闍梨に遇逢ひ、曼荼羅に入ることを得、受け、此れより已後廣大甚深不思議の法を受得して、二乘十地を超越す。則ち佛家に生存すと爲す。乃至 具さに灌頂受職の金剛名號を爲く羯磨を具足す。乃至 則ち佛家に生在すとは初地なり、十地を超越すとは佛果なり。然私に云く、此の文に、佛家に生在すとは初地なり、十地を超越すとは佛果なり。然らば一座の(三)行儀に於て、因果の兩位の得益を明すなり。是れ則ち自ら受明●傳法

(一) 地前 菩薩修行位の十地位の前、その十地に入りし後を地上さいふ。
(二) 因滿位 地前地上共に未だ因の位にして妙覺はその果位となす。
(三) 五秘密軌 具さには金剛頂瑜伽金剛薩埵五秘密修行念誦儀軌といふ、一卷拾五紙にて不空の譯、

の淺深に當る、此の軌は受明を說くと雖も、兼ねて傳法を示すか。始めの(二)引入●授花の行相は是れを初地と爲し、(三)小壇以後、佛位の(三)行儀を授くるを果位となすなり。略出經の第四に云く、是の如く作法し 私に云く、上に引入等之れを說く 已てまた之れを問ふべし、如し好相なくんば、但し引入して三摩耶を受けしむべし、其の與めに灌頂を與ふ可からず。文 此の文は罪障の有無を以て授不授の分あり、是れ理具現證の因果なり。此の軌の次ぎ下に、義軌修行の益を明して證得初地といふ、是れ灌頂の益には非ず、大師の即身義も此の意を存せり、而も秘藏記には灌頂の益とするか。また水ノ尾の式の中に灌頂一具の文となす、凡そ此の軌の灌頂の義は前に述ぶるが如し。秘藏記に云く、眞言行の菩薩十地を超過すといふは其の心如何。所修の行なり、所得の果を謂ふには非ず、如何んが其の行超過する。初め阿闍梨に從て曼荼羅に入り、灌頂授法するの人は、其の所修の行は、是れ佛の境界の行なり。十地の菩薩の分際に非ず、是の故に十地を超過すといふ。所修の行、佛境界の行ならば、所得の果も亦た佛果なるべしや、然らず現身に初地を護得すと、經文に明かに說けり。文

私に云く、此の記は五秘密の軌に依て灌頂得益を釋するなり。受明灌頂の義を以て

(一) 引入云云 弟子の灌頂に入らんとするを引入し、次で花を授けて投ぜしむること。
(二) 小壇以後 正覺壇に座せし以後なり、正覺壇の事前に註せり。
(三) 行儀 灌頂の行相儀式なり、

暫く得益因位の旨を示す。初め阿闍梨に從ての言は初位の灌頂を顯す。但し此の記の說相は常途に異り、受明に傳法深位を揷む、十地を超過すの文は是れ頓悟の妙果を指すが故に。而るに此の文を見るに、或は受明の初位となして、所得果を謂ふには非ずと判ず、尤も是れ實義に當らず、一往の假釋なり。凡そ十地を起越すの義とは、眞言不共速疾の義門にして、是れ專ら灌頂の秘義に在るが故に。菩提心論の文に云く、復た瑜伽勝上の法を修する人は、能く凡より佛位に入る者なり、亦た十地の菩薩の境界を超ゆ。文　是れ(二)即身成佛の實義なり。(三)五字陀羅尼の頸に云く、能く凡夫の身を以て現に佛身を成就すと。文　是れまた實證頓悟なり。況んや論の三摩地の文に云く、妙道を欲求し次第を修持して、凡より佛位に入る者は即ち此の三摩地者なり。文　此の文の次第とは、五相成身灌頂昇位の義なり、故に略出經の第二に、成身灌頂を說いて云く、彼の大菩薩各各自己三摩耶印等、三摩地の(三)加灌頂する所、而も如上の法を以てまさに修習次第を思惟すべし。文　此の文等は十地を超越し凡より佛に入るの益、密家頓覺の實旨、其の理分明なるか。爾らば文軌の文は傳法の大益を明す、受明の得益に非ず。

(一)即身成佛　即身成佛義と對讀せよ。

(二)五字陀羅尼　五字文殊菩薩の本軌にして阿囉跛者娜の五字陀羅尼の功德を說きしもの、にして不空の譯、一卷なり。

(三)加灌頂　一本に加持灌頂に造る

(一)仁王陀羅尼釋　仁王般若陀羅尼釋不空譯壹卷あり。

(二)明藏　陀羅尼なり。

(三)法雲地　十地中の第十地なり、

(四)網　一本網に造る。

(二)仁王陀羅尼釋に云く、則ち十方一切の諸佛法兩灌頂を得、即ち勝地を獲るなり、十地の中の地地みな勝上灌頂を得、三業加持し無量修多羅に於て深く自在廣行化他を說く故なり。文

私に云く、此の文は地上の灌頂を以て傳法とするなり、廣行化他は是れ傳法師位の人、他のために(二)明藏を附授するの義なり。凡そ灌頂の大旨は、地上の行相を以て本となす、此の中に或は通じて十地を取り、或は別して(三)法雲地を擧ぐ、諸軌闕伽の文は此の意を存す、是れ傳法灌頂を以て詮と爲るの意なり、況んや宗の意偏へに十地を立て餘位を存せず。爾らば多種灌頂みな悉く地上の作法、受明・傳法漸く一位に居す、弟子の位既に別義に非ず、彼の大師傳受の遺書の文等は、此の深致あるべきか。

華嚴經第五十九六十本に云く、深く如來菩薩の境界に入り。乃至　解脫の繒(四)、淨妙天冠を冠り大智の(四)網に住し、諸佛の所に於て一切智甘露灌頂を得。文

又た云く、佛種を斷せず、常に諸佛のために甘露灌頂すれば、久しからずして當さに諸佛子と等しかるべし。文

同じき經第二十九八十本に云く、譬へば轉輪聖王の太子、王の相を成就したまふ。乃至香水を子の頂上に灌ぎ、即ち名けて灌頂大王となす。乃至菩薩摩訶薩亦た是の如し。職を受くるの時、諸佛智水を以て是の菩薩の頂に灌ぎ、灌頂法王と名く、佛の十力を具足するが故に佛數に(一)墮在す。文

三摩地の軌に云く、次に(二)平等性智の定に入り、閼伽衆の香水を捧げ持して、諸聖の無垢の身を浴すと想へば、當さに灌頂法雲地を得べし。文私に云く七言傷

(三)聖位經に云く、亦た是れ菩薩、具さに淨戒無量の威儀を受け、一切如來海會の壇に入つて菩薩の職位を受け、三界を超過して佛の敎勅を受く。文

私に云く、此れ等の文は、第十地の因滿の灌頂を說くなり。是れ則ち資師傳受の阿闍梨傳法の職位なり。彼の華嚴の十地の菩薩、佛數に墮在するの文は、此の灌頂の軌の賢聖位に墮するの說と、其の意等同なり。また寶冠・繒綵・甘露智水・灌頂不斷・佛種等の得益行儀は。みな是れ吾が家の傳受秘密の行相甚深の證理なり。また此の傳法の大道とは、恐くは是れ菩薩因地の職位に非す、直ちに法佛の灌頂を傳ふ、偏へに果德內證の三昧にして、(四)因機初入の境界を離れたり。彼の大日は前佛に受け、

(一) 墮在 一本に墮在に造る。

(二) 平等性智 南方寶生如來の智德、又は灌頂智と名く、諸法平等不二の德を顯すなり

(三) 聖位經 具さには略述金剛頂瑜伽分別聖位修證法門といひ、又は分別聖位經といふ一卷十四紙、不空の譯。

(四) 因機初入 修行の因地にありて初めて灌頂に入るものをいふ。

薩埵は遮那に遇ふ。唯だ佛と佛との自受法樂なり、實相神變三際に窮まりなし、機根絕絕として(一)正像を論ぜず、難思の妙用法界に遍周す、卷舒自在にして前なく後なく、古佛傳來の前もなく、凡夫引入の後もなく、一時に普賢の性海に遊んで、法然の加持を被る、今始めて三界法王の尊號を得るに非ざるなり。三摩耶の戒相、猶ほ菩薩の因位に備んで佛性の果德を授く、如來と稱して正戒といふ。灌頂職位また同じく菩薩の因位を捨て、法佛の果相を取るべし。然れば則ち速疾の妙理、利他の勝業更に異途なし、只た是れ當處に於て職位に昇り、依正共に依て移轉せずして大佛事を成ず、此の外宗要の秘旨なきなり。凡そ生死の當處を動せず、法性の玄理に住す、是れ菩薩大士の用心、大乘不共の行儀、密家も同じく然るべく、二乘小乘の輩、視聽を隔つる所なり。法華經第二信解品に云く、世尊往昔說法既に久しく我が時座にあり、身體疲懈す、但だ空無相無作を念じ、菩薩の法に於て遊戲神通にして、佛の國土を淨め、衆生を成就し、心に喜樂せず。文此の文の菩薩の法等とは眞言三昧なり。故に次ぎ下の寶藏自然にして至る、眞に是れ佛子の說、五智內庫法王太子の義なり。義訣に此の經の意を以て、機類を判ずる此の意なり。文相は一乘の要たりと

(一) 正像 如來の敎法は正法像法末法の三時に互りて興廢すといふ、密敎の法は常住不變にして興廢の時なし。

雖も、深旨は(一)三密の教を指すべし。之れを以て義訣に云く、空三摩地に入る時、乃至若し聲聞種性多き者は、中に於て流住して智起動せず、乃至菩薩、中に於て智慧善巧、種種の微妙の相用を建立し、佛境界に入り、乃至 即ち能く遍ねく衆生界中に入りて、無盡の諸衆生の類を教化す、乃至 若し能く是の如くの心間斷せずして、正しく修行する者は、一念一時に前なく後なく、如來と等ふして即ち此の生に於て佛地を滿足す。文 此の文は眞言行者の秘密の事業を明すこと、全く妙法の菩薩法に同じ。(二)出生義に云く、(三)普現色身等の百千の三昧、乃至 座を起たずして諸の佛刹に遊んで、供養し承事し、有情を利樂するが如きに至ては、不可思議熏を以て密に衆生界を移す。是の如くの理用は、餘の修多羅は或は但だ名目のみ有て其の法無し。作用に至ては儀軌皆な此の教門に備ふ。文 此の文また同じ。但し猶ほ名字の假說を許して實修の門を明さず、其の百千三昧の中に四曼●六度●灌頂授職●持明流布の事業之れあり。四曼●六度まだ是れ一分の修行なれども、灌頂の儀則に於て殊に闕けて論せず。爾らば菩薩大法の中に、專ら吾が家に之れを稟く、群生を利し佛種を繼ぐ、是れまた成佛果後の勝業、成所作智の方便なり。略出經の第三に云く、復た次ぎに是の如

(一) 三密の教　眞言密教なり。

(二) 出生義　具さには金剛頂瑜伽三十七尊出生義といふ、一卷六紙、不空譯す、三十七尊出生、頂相三昧、密教の特殊密教の相承を明す。

(三) 普現色身等　普く色身を現ずるの意にて、普門の大日尊は無量の分身を現ずるの意、

(一) 乃至の下一本に所の字あり。

(二) 清淨戲論　戲論は煩惱にして、凡夫の蠢行なるも、本來不可得の覺に住する如來より見れば、常住なり、不生なり清淨なりと觀ず。

(三) 法佛　法師に造る。一本に

(四) 涅槃　涅槃云云　寂靜に住すれば徒に寂靜に在り、生死に住すれば迷妄の籠あり、爲めに涅槃と生死の兩極を避けて攝化衆生を如來の使命となす。

(五) 法身讃　心略讃の異名。

く思惟すべし、我れ等正覺を成じて(一)私に云く、上に說く四智圓滿の義 復た應さに一切如來神變を思惟すべし。(二)乃至 曼荼羅を作るべし。文 此れ等の文は、五相成佛の後、他のために壇を建た一向に諸の戲論を離れて寂靜處に住することを得ず、若し戲論を離るゝも、則ち一切衆生を饒益すること能はず。當さに決定して、一切如來の三摩地所生の(二)清淨戲論を以て、衆生界を淨むべし。是の念を作し已て、應さに此れを以て一切如來部を觀察して曼荼羅を作すべし。文 此れ等の文は、五相成佛の後、他のために壇を建て職位を授くるの義なり。然る時は則ち眞言の行人、最初より是の如く念持不間にして、大士の妙便を學んで內證の觀行をなし、(三)法佛の遊戲をなす、三十七智諸尊受用の密儀、專ら此の事にあり。金剛王五秘密軌等に、殊に(四)涅槃に住せず生死に住せず等を以て瑜伽の要義となす。彼の秘密法性の般若理趣は、盛りに此の理を說く、是れ等は皆な自證究竟以後の用心なり。同じく生死に住居すと雖も、曾て垢塵に染せず、宛も淨性の變易(ヘンニャク)なくして六趣の中にあるが如し。故に(五)法身讃に云く、菩提遠く想はず、亦た隣近の想もなし、皆な是の如く知るに由り、水の乳と合するが如く、同じく一器にあり、鵝の其の乳を飮み盡すも、其の水常の如く在り、是の如く煩

(一)一本には此の句なし。

(二)運心　心を運ぶことにして觀念と同じ。

(三)依正　依報は山川草木等の非情物、正報は生命ある有情なり。

惱雜りて智一器に在り、(一)(鵝の其の乳を飲み盡して其の水常の如くあり)瑜伽者智を飲み煩惱を棄捨す。文　凡そ生死不染の大事は、灌頂の職位を踏むに在りて、其の一一の行儀意を留むべし。然れば則ち所到別位の安住處なし、座を起たずして佛事を成ずるが故に。若し安息の處あらば、還て小乘の趣寂に墮す、之れに依て三密の妙儀を以て身心を莊嚴し、諸佛法界の功德と念念に相應して觀想(二)運心するは、誠に以て密嚴の(三)依正遠からず、果德の妙境疑ひなし、不住にして住し不到にして到る、此の謂ひか。此れ等は皆な現前傳受の灌頂の至理なり、人天當處の傳持に於て、瑜伽の大用現前す、進むべきの佛位なく、厭ふべきの生死なし、法界の圓智に安住して總持の大法を傳流するの外、更に所作なきなり。此れより以後の進入佛位の證理とは、心自ら心を知りて無邊自在なり、他人の識知を離れたるが故に。普賢の軌に云く、刹那刹那(セツナセツナ)常に普賢菩薩の身を證得す。文　また心要に云く、菩薩修行して三昧に相應し、瑜伽理智法界心を滿ず、此れ大菩提五智圓滿す。文　此れ等はみな灌頂の得益にして餘の義に非ず、彼の諸佛の道儀、祖祖の稟受、一時一際にして別儀に非るが故に。遠近の時限を攝して一夜の軌則を統べたり、同じく是れ三摩地所生

(一)勝慧者　勝れたる智慧を具する眞言行者の意。

(二)深行　深く修行したる阿闍梨なり。

の日時にして、三摩地所生の行相なり、何んぞ差異を論せん。法界の心殿より正しく相承を立て、代代師資互に彼の位に相應して之れを授く。行相全一にして法體分れず、宜しく瑜伽の敎跡に依て此の儀を修すべし、其の理を信ずべし、是れ則ち眞言(一)勝慧者の存念すべき所なり。また利衆生の事は、偏へに行者の勸解を勸むるのみに非ず、即ち是れ毘盧遮那究竟の三昧なり。略出經に大日の行相を說いて云く、能く無量の神變を作して、常に三金剛輪を以て生死界に遍滿す。文　また云く、金剛の身語意は、生死の中の秘密金剛界に遍滿す。文　既に三界法王の獨尊は、生死に遍ふして利益を作す、瑜伽の職位の得益豈に違越せんや。尤も此の位處に於て用意を取るべし、諸敎の成佛密藏の頓覺、悉く是れ灌頂の勝益を包藏せり、此れを以て最極の口訣とするのみ。

大日經疏の第三に云く、灌頂に二種あり。謂く弟子法の中に於て、灌頂を得已て漸次に進修し、乃至阿闍梨の衆德を成ず。乃至　傳敎の灌頂を作し、乃至　傳持流布して如來の秘藏をして久久にして滅せざらしむ。乃至　復た次ぎに(二)深行(ジンギヤウ)の阿闍梨、爲めに心漫荼羅を作り、乃至　心灌頂を作す、是の事下に更に說くべし。乃至地波羅蜜滿足の時に、十方

の諸佛現前に灌頂し、佛の職位を授け、皆な傳教灌頂を得と名く。文

私に云く、此の文は凡夫師に於て弟子と師位との二種の職位を分つ、是れ受明●傳法なり。聖位の心授に於て傳法を論じ受明の義なし、其の得益の地位の因果は、上來の衆義に異なり、灌頂既に事業三昧の二種を存す、凡夫傳受●聖境心授の兩義あるが故に。而るに金剛頂の大宗は、師に三種を分たず傳受に二義なし、所受の灌頂の得益に依て因果位あるが故に。今の傳受は即ち是れ法佛の直授に相違せず、血脈相承、專ら此の義にあり、意を留めて分別すべし。

敎王經第三に云く、或は有情ありて大罪を作らば、彼れ此の金剛界大曼荼羅に入り、見已り入り已ては一切の惡趣を離る。乃至また正法の有情あり。一切衆生の爲めに一切如來の戒●定●惠●最勝悉地●方便●佛菩提を求むるが故に、久しく禪定解脫地等を修し勞倦す。彼れ等此の金剛界大漫荼羅に入り、纔かに入り已て、一切如來の果尙ほ難からず、何に況んや餘の悉地の類をや。文

私に云く、此の文の得益は、地位●滅罪の二門を說くなり、中間の所說の得益は二義に通ずるか。此の中の第一滅罪は諸機に通ず、第四地位は顯乘の歷劫に對して自

家の頓成を明す。また此の頓成勝益の中に、普門●一門●世間●出世等の悉地あり。凡そ最上得益は是れ如來の妙果に昇進す、此れを以て詮となす、眞に是れ佛子滅罪諸餘の功能ありと雖も、此れを以て速疾に如來果に入るの義、灌頂の實義の得益と爲すべきなり。

大日經第二具緣品に云く、爾の時金剛手、佛に白して言さく、世尊若し諸の善男子●善女人ありて、此の大悲藏生大漫荼羅王三昧耶に入らば、彼れ幾所の福德聚を獲ん。是の如く說き已りて、佛(二)金剛手に告げて言く、秘密主、初發心より乃し如來を成ずるに至るまでの所有の福德聚なり。是の善男善女人の福德聚、彼れと正等なり。秘密主、此の法門を以て當さに是の如く知るべし、乃至 今より以後、當さに恭敬供養すべし、乃至同じく佛世尊を見るが故に。文

同じき疏第九 上の文を釋す に云く、眞言門中の、(三)無作功德を、明すなり。如し聲聞法の中、乃至此の因緣を以ての故に。諸の(三)結使(クッシ)を具する 凡夫なりと雖も、(四)無學の聖人と同じく應供の數に在て、共に聖事を秉ずることを得。今此の秘密藏の中には、乃至皆な無作の功德を生ず、獨り一期を以て限量と爲し、三千を境界とするにあらざるな

(一) 金剛手 胎藏界曼荼羅金剛手院の主尊。
(二) 無作 有作即ち作すことあるに對していふ、分別の有作を離れて實相の無作をいふ。
(三) 結使 煩惱をいふ。
(四) 無學の聖人 既に學び終りて、以上學ぶべきなき聖人なり。

り、乃至 所生の福德聚、皆な悉く如來と等し、是の中に亦た差別あり亦た差別なし。文

私に云く、此等の灌頂の文の次ぎ下に之れを說くと雖も、三摩耶律戒の相を擧ぐ、直ちに灌頂の益には非るなり。但し灌頂の軌に此の經文あり。然らば灌頂の得益か。但し猶三昧耶の功德に屬すべきか、彼の軌にも戒儀を說くべきが故に。凡そ此の軌の今の文の次ぎに、略出六卷本の文を引く、總じて眞言の得益に通ずるなり。兩部の經宗に涉りて功能を示すの意、此の軌の灌頂行儀、二界差異なき義なり。

同じき第十五に云く、譬へば世間の刹利の種の如きは、其の繼嗣を紹いで王種として斷せざらしめんと謂欲ふが故に、其の嫡子のために灌頂を作す。(二)四大海の水を取て四寶の瓶を以て之れを盛り、種種に嚴飾し、乃至 太子の頂に流注し、此の水を灌がしむ。乃至 今如來法王も亦た復た是の如し、佛種をして斷せざらしめんが爲めの故に、(三)爲めに甘露の法水を以て佛子の頂に灌ぎ、佛種をして斷せざらしむるが故に、世法に順んぜんが爲めの故に。此の方便印持の法あり、此れより以後、一切の聖衆咸く敬仰せられ、亦た是の人事畢竟して無上菩提を退せず、定んで法王の位を紹ぐべしと知て、諸有の所作●眞言●身印●瑜伽等の業は、敢て違越せざるなり。文

(二) 四大海の起原を示す。灌頂

(三) 爲 經にはなし。

私に云く、此の文は、法王灌頂を以て輪王の世法に類す、中に就て諸有所作等の釋は、受明初入の義を明す。第八卷の文に灌頂の義之れあり大に同じ。若し內を以て本となし、外を以て末となすは、法身灌頂の內義に擬して、世主繼嗣の軌則を設くるなり。金剛頂宗の灌頂受職の本源は、三界の法帝、古佛親授の行相なり、何んぞ今世儀に順じて職位を授けんや。是れ暫く如來平等智の三昧を忘れて、人間流傳の一邊に約し、情機を以て本となし、內證の秘儀に況す、實義とするに非ず、一往の假釋なり。凡そ眞言の妙業に於て此の如くの事惟れ多し、所謂(二)一座の壇法、護摩の(三)燒柴等の作法なり。如來の體德に於て召請●奉送の神變あり、持明遊戲の行相あり、必ず世法に順じて往來の儀、火祀の行を修するに非ず。(三)四種五種の法、(四)敬愛●調伏の義、內證の三昧を以て世情の所樂等に順じて、先づ內を以て本となし義旨の相順に依る、彼れ是れ互に業を成す、灌頂授與の密儀、また斯の謂ひあるべきなり。

灌頂軌に云く、佛の淨戒を受け有緣に投花し、聖の攝受を蒙り已て、灌頂金剛職號を得、賢聖の位に墮するに、功德無邊塵沙なること算し叵し。總持して法界の衆生に廻

(二) 一座 修法を一回なす。一座ともいふ。

(三) 燒柴 護摩は燒柴を燒く故なり

(三) 四種五種 修法の分類なり。

(四) 敬愛云云 修法の中に敬愛は相愛を祈る法、調伏は怨敵退散の法なり。

施し、願くは皆な苦を離れて安穩の樂を得、邪を捨て正に歸し、菩提心を發して菩薩の道を行じ、永へに退轉せず、當來世に於て一時に成佛せんことを。文

私に云く、此の文の意は、灌頂の益は賢聖同等の位、功德不異の義なり。疏に無作の功德を釋するは此の謂ひなるか。爾らば正成佛は當來の時に在る可し、故に當來世一時成佛といふなり。或はまた今灌頂受法の人は、速疾に佛位に登る、一宗の大義なり、仍ほ當果を期せざるが故に。此の軌の初めの功能の文に云く、一切如來眞實智慧を得んと欲せば、應當に一心に此の法を修行して、速かに一切智を成就するが故に。文 私に云く、此の文は略出の文を引き用ふるか 三世諸佛の證果に況して瑜伽者の現證を示す、何んぞ理平等の義に約せん。また速かに成就するの言未來を指すに非ず。然らば軌の一時成佛とは、廻する所の衆生の得果なり、多衆生の故に一時といふか。或は機類に依りて頓漸あり、初めに頓を示し終りに漸を說くなり。或は此の軌の灌頂の說は、受明●傳法。結緣等を通含するが故に、功能の文一准ならず、應に隨て分別すべし。或は功德を開いて未來を成ず。實證に約せば一座速疾の成佛なり、橫を以て頓となし、竪を以て當となす、敢て是れ異義に非ず。

(一) 生 異本に此の一字なし。

(二) 凡證の下 一本に未證の二字あり。

(三) 瞿醯經 不空譯す、三卷四十六紙、具さには瞿醯壇跢羅經といふ、曼荼羅建立及び灌頂に就きては重要視せらるゝものゝ一なり。

(四) 聖觀云云 觀世音菩薩さ、金剛手菩薩をいふ。

(五) 所汙 一本に所行とす。

出生義に云く、本敎を按ずるに、其れ斯の灌頂を得る者有らば、則ち金剛薩埵恒に其の身心に住し、心王に蕃屛して道に至らしむ。未だ證入せずと雖も、是れ法より(一)生得し金剛名に應ず、已に菩薩の數に墮す、其の之れを觸視する者あらば、則ち菩提の因とならん。

私に云く、此の文は、灌頂の軌の說に同じ。然れば軌の當來成佛とは、今の灌頂受法の人なり、今の文に未だ證入せずと雖もといふが故に。或は得益一准ならず、各の一義を示すか。また此の出生義は受明●傳法に通して灌頂の義を明すが故に、淺位初入の益を示すなり。(二)凡證の得益其の文義多端なり、聖旨に達する者妨礙なきか、能く思擇すべし。

(三)瞿醯經の下に云く、凡そ灌頂を蒙る諸佛菩薩、及び諸尊並びに持眞言行の菩薩等、みな悉く證明し加被護念したまひ、(四)聖觀自在●執金剛の所有の眞言悉くみな成就し、一切天神損害すること能はず、皆な悉く恭敬す。生死の中に在りて惡趣に墮せず、貧窮の家に生せず、及び不具足の人の(五)所汙を嫌ひ、恆に宿明を憶ひ、資財を多饒にし、戒を具して端正なれば當に天人に生じ、恒に佛世に遇ふて其の菩提心に於て曾て退轉

せず。文

又た云く、大福徳を具し久しからずして生死の苦海を出離して、當さに無上菩提の果を得べし。其の灌頂とは是の如き等の無量の功徳を具し、眞言族を具し菩薩の行を行ず。是の故に阿闍梨應さに都法及び灌頂を解すべし。許して傳法を得たりとなす、然して後に方さに曼荼羅法を作せ。此の法に違して漫荼羅を作らば、即ち成就せずして、死して地獄に堕せん。其の彼れに入る者は利益なし、但に益なきのみに非す(二)諸難起らん。乃至 其の諸の弟子は魔に損せられ、其の阿闍梨は必定して死を致さん。乃至若し愚人有りて、曼荼羅に入らずして眞言を持誦するに、遍數に滿つと雖も終に成就せず、後ちに邪見を起し彼の人命終して地獄に堕せん。若し人有りて彼れに眞言の法を與へば、彼れ亦た三摩耶戒を堕し、命終して後、嚕羅婆(ロラバ)地獄に堕せん。乃至 若し愚人有りて餘の教法を解せずして曼荼羅を作り、五無間の重罪を犯すが如きは、堕する所の處、彼れまた是の如し。若し法の如く以て功徳を求め曼荼羅を作らんに、彼の大菩薩淨土に生せん。乃至 並びに諸魔の難悉く寂する能はず、一切の罪障悉くみな消滅し、惡趣に堕せず、持する所の眞言皆な成就するを得、久しからずして即ち菩提の果

(一) 諸難 一本に諸障難に造る。

を成ずることを得ん。文

私に云く、此の經の灌頂得益の文は其の說甚だ多し、違越の過罪輕からず、尤も用意すべし。中に就て後に邪見を起す等の說は、實王眞性生戲論の義を明すなり。末代の流に及ぶまで殊に超過の深義に於て、此の誡めあるべし、誠に入覺荼羅の義肝要なり。また敎王の如來果尚不難の益に及ばずと雖も、得益多義の中に、生死の中に在て惡趣に堕せず、久しからずして即ち菩提の果を成することを得等、尤も奇妙の勝益なり。

問ふ。灌頂の師位其の義ある可きや。

答ふ。略出經第四に云く、其の阿闍梨先きに已でに師に從て法の如く具足し灌頂法を受け、明かに三摩耶の軌則を解す。(其の阿闍梨法は廣くは別文の如し) 是の徳ある者は、應さに是の如く請せんに、當さに威儀を具修すべし。文

私に云く、此の文の意は、具支灌頂傳受の人を以て師位となすべし。其の具支とは具さには儀式(一)支分を經歷し相承するなり、法の如く具足し(二)明かに軌則を解すの說此の意なり。中に就て法の如く等とは夜の作法、明かに解す等とは晝の作法なり、

(一) 支分 支は種々の實種なり。
(二) 明 一本になし。

(一)戒壇　戒場ともいふ、灌頂の三昧耶戒壇の略稱。

(二)儀　一本に義に造る。

(三)具支灌頂　大日經疏には事業灌頂又は法事灌頂ともいへり、諸事業の支分を具足して行ふ灌頂、今の結緣・受明・傳法等の儀式みな是れに屬す。

(一)戒壇・臨壇　兩箇の事業は、共に晝の軌則の人、傳法の師位に備ふべし。自ら行じ傳へずんば、他の爲めに其の儀を開授し難し。若し授與せずんば佛果の威儀滿足す可からざるが故に、專ら此の誡あり。威儀を具修する此の理を示す、大日經には分明の說文なし。但し疏の文に云く、若し是の如くの事を作さずんば、則ち當さに自ら其の位を退し、身を殞し嗣を絕すべし。文　是れまた具支の傳受を以て阿闍梨位となすの義なり。而るに他流の輩は、印可の傳受を以て、近來猥りに法流を傳持して具支を行せず、本說に背むけり。彼れ等の祖師、既に自家に入て具支の大道を得て弟葉を繼ぐ、末資豈に彼の往跡を違越せんや。凡そ支分の具・不具は兩部に依て本說の不同あるべし、胎藏宗には離作業の初重を說くが故に、支の具・不具の(二)儀を說く。但し彼れ猶ほ隨分の事業を具するか。傳法師位に於ては、具支を以て其の人となすべし。疏に爲めに(三)具支灌頂の釋を作す、是れ結緣に對して傳法の義を明すなり。然らば兩部の師位具支の義其の理一同なり。金剛頂宗は灌頂の多種を說かず、滿足具支、傳法師位の一種を擧ぐ。此の總位の阿闍梨は、他のために多種の灌頂を許す、皆な是れ具支傳受の阿闍梨の所作なり。然れば則ち嫡嫡の稟承、必ず具支の

(一)眞紹　禪林寺開山、禪林僧都又は石山僧都といふ弘法大師親附の弟子。

(二)聖寶　理源大師、醍醐山脩驗道の祖にもなるなり。

(三)觀賢　東寺長者般若寺の開山、世に般若寺僧正といふ。

(四)淳祐　小野流第二祖。

(五)南池　南地院なり前に出す。

(六)護摩　譯して焚燒といふ、即ち煩惱妄想を燒き滅するの意にて、火を燒く爐の口と歸依する本尊の口と修法する行者の口とを三の平等と觀ずるものなり。

職位に限り相續を賞す。彼の承和十年檜尾の和尙、東寺の灌頂道場に於て、始めて(一)眞紹のために具支の廣儀を整へて、職位を授けらるゝより以降、大道を求學するの輩、競つて壇儀に臨んで永く後業の恒規たり。之れに依て彼の野流の嫡祖、仁海僧正の灌頂御願の記文に、高祖大師以來、代代の祖師を擧げて灌頂相承を示す中に、圓成寺以下香隆寺に至り、香隆寺より元杲之れを傳へ、元杲仁海に授くるの次第なり。(二)聖寶(セウバウ)・(三)觀賢(クワンゲン)・(四)淳祐(シンニユウ)の三人の相承を除いて一義となして之れに入れず。其の意は圓成寺(五)南池の嫡弟として、また彼の道場に於て、具支最上の職位を以て、寬平上皇に授け奉る、昇壇の式其の儀之れを定む、故に吾が道の正統、具支の軌則を以て本となす、仍て彼れ等の祖師を出さず、加之らず嫡嫡の正傳左右すること能はざるが故に、澤流の相承を以て本旨とするなり。野流の祖として此の意を存する、殊に是れ吾が家の眉目なり、彼の末流として誠に不便の事か。但し本源の實義を賞す是れ正旨なり、末流の邪執を助くる是れ重罪なり。上古の祖師の用意信仰するに足れり、謗難すべからず、尤も然るべき事なり。

問ふ。灌頂受法の時、(六)護摩(ゴマ)を修する其の本說義旨如何。

答ふ。略出經の第四に云く、復た應さに諸の已灌頂の弟子、其の寂靜法を圓滿ならしめんが爲めの故に、其の災障を除かんが爲めの故に、まさに護摩法を作すべし。又た云く、師出でゝ手を洗ひ、還た本座に歸り、前の如く酌むこと三杓、(一)火天に供養し訖りて弟子に告げて言く、汝已でに具足して灌頂の法を得、假使諸の世間種種の供養を以てせんも、己身に諸佛菩薩に奉施せんに如かじ。汝各各是の如くの心を發し、諸の弟子をして各自に發願せしめ已り、師應さに手に香爐を執り、遍ねく佛菩薩及び火天を供養し已て、師即ち密語を誦し請ふて本處に歸る。文 私に云く、大壇位に還て猶ほ種々の供養あり、其の文廣きが故に具さに載せず

私に云く、此の文は灌頂の護摩に二種の義あり。初めの文は寂災の方便是れ滅罪の義、後の文は諸尊供養の義なり。二義ありと雖も護摩を修すること一度なり、是れ灌頂受職訖りて護摩を修し、更に(二)大壇の供養を行ずるなり。若し瞿醯經等の說に依らば、引入投花の時、重障をなすものは護摩を作して滅罪の方便となす、今の經また粗ゝ此の義を存す。故に文に云く、若し好色相を見すんば、即ち是れ罪障、罪障を鉤する契を以て彼の諸罪を鉤し、復た諸罪を摧破するの契を以て之れを摧破すべし。乃至

(一) 火天 諸天中にても最も信ぜらるゝものにして、護摩法中に特に之を祀るなり。

(二) 大壇 曼荼羅道場の本壇をいふ

また字の上に於て、想へ火焰を生じ彼の罪を夾み取る。乃至 想へ。下方に金剛雄の、上字嗔怒の光明を放ちて之れを摧滅すと 文 此の文は光焰光明、是れ則ち護摩の義なり。但し上の文に依て灌頂以後一度の說は、澤流當時の所用一度之れを修す、而も引入の時燒淨の義に依て滅罪の方便を說くと雖も、後の文の如きは、諸尊供養の中に護摩の燒供を明す。初めの文は、同じく灌頂以後の說の義趣なりと雖も、引入滅罪の義を顯すなり、偏へに是れ常の念誦の諸尊護摩の別供の如し。瞿醯の說に初後二度の護摩、最後の護摩あり、略出の說に違せず。彼の文に云く、其の阿闍梨、次に彼れが爲めに如前の法に依て護摩を作すべし。乃至復た次に寂靜眞言、酥●密及び酪と飯と相ひ和し護摩すること百遍、乃至 先づ手を洗ひ、自及び弟を灑淨し、香花等を以て次第に一切諸尊を供養し、及び置く所の供養を頂禮し、至誠心を以て奉施す(此の間或る本に二三枚の文段あり) 諸尊並びに乞ふて歡喜す。乃至 而して發遣を作す。文 此の文の寂靜供養等の說は、全く略出の文に同なり。大日經の說も此れ等の說に違せず、但し彼の經文は役花の後護摩を說く、其の文意は灌頂以後の所修に通ず、經文分別せずと雖も、疏の釋は、瞿醯を引いて義を成するなり。凡そ護摩供養とは是れ通相支分

なり。此の義を以て(一)海會の尊を供養す、灌頂護摩の本旨とするなり。今の傳法の授與者、人器を擇んで方さに之れを許す、故に必ず行者滅罪の方便に依らず、劣機のために此の用心あるべきの意なり。之れを以て敎王經には、灌頂授與の時、護摩の行相を說かず、是れ至要に非ざるの義なり。また供養の中の(二)四種の密法、乃至(三)八供養等の內證の義味、以て供養とするに足れり、何んぞ燒供の外義を借らん、此れ等世天の火祀に類して自受の三昧に疎きが故に。また一義を案じて云く、灌頂の時、護摩供を用ふ、一分の深旨あるべし。大日經の秘密曼荼羅法品等の意に依るに、灌頂壇の時、以字燒字因字更生の觀想を用ふ、是れ則ち弟子をして法器とならしむるなり。此の燒字は是れ護摩の義なり、更生は是れ灌頂沐水の義なり、燒字の身器に於て更生の灌頂ある可きが故に。殊に灌頂の時護摩の火壇を用ふ、是れ五輪成身六月念誦の大宗、胎藏修行の詮要なり、此れ等猶ほ調機引攝の方便に屬するか。而るに金剛頂宗には、蓮臺灌頂の時、本說傳來共に以て此れ等の觀念作法を用ゐず、是れ法佛の職位を以て宗本とするが故なり。爾らば護摩の修行は總通供養の義を存すべし。然りと雖も、兩義に涉りて用心を取て之れを修すべし。

(一) 海會　數量の多なるを表す。

(二) 四種の密法　息災、增益、敬愛、調伏。

(三) 八供養　金剛界曼荼羅の金剛嬉戲、金剛鬘、金剛舞、金剛歌、金剛燒香、金剛華、金剛燈明、金剛塗香の八尊にて前の四尊な內の四供養と、後なた外の四供養といふ、一は身內主觀の供養、他は外物客觀の供養なりといふべし。

問ふ。傳受相承の灌頂の儀軌の造者分明ならず如何。

答ふ。此の事頗る未決なるか、只だ傳受相承の本書にして、末學辨へ知り難し。先づ是れ唐朝の書なり、此の軌を體となす。義旨兩部に涉りて略出を以て灌頂の義を明す。此の事に至ては、金剛頂殊に其の精要を盡すが故なり、其の間の重重の義は上來分別するが如し。凡そ此の書は、最初大日に依て三摩耶の功德を成じ、略出に依て灌頂成就の義を證する等、今の軌に明す所の義、兩部の灌頂に通ずることを顯すなり。次に造者の事を古德の口決に云く、青龍寺の作。云云　是れ青龍の和尙惠果所製の義なり。私に案じて云く、此の軌は兩部雜說の文言なり、不空三藏の時代强ちに無き事なり。況んや大悲無礙等の題號は、新渡の攝無礙經に相ひ似たり。爾らば若し是れ青龍所造の義宜しかるべし、また道理專ら然るべし。和尙此の儀軌を造す、兩部の灌頂略出同授の義之れを示すべし、若し此の義に本說なくんば末資行用し難し。然れば則ち高祖大師、和尙に隨て五部の灌頂を受く、此の本說となすか。受明は兩部共に以て五部の灌頂なり、八月傳受の時に更に五部の眞言密契を習學す、是れまた傳法灌頂五部の職位を受くることを示す。此れ等の灌頂は皆な五郎の傳受あるが故に、金剛界を以て本と

なす。此の界元より五部の本法あり、加之らず龍智以下の祖祖、五部の灌頂を以て傳受相續す、是れ相承の秘口、祖師の密傳なり。今和尙此の深旨を以て行用の儀軌を造る、尤も其の謂れある者なり。また此の軌に淨名經を引く、是れ和尙所造の潤色なり。一說の中に淨名依學の義之れを存す、若し是れ兼學か、此の意に依て引き用ふるなり。或はまた總相の軌の文とは、自作に非ずと雖も、此の淨名等の言は、和尙之れを加ふるか、注を以て此の詞を副ふるが故に、此の加注の義を以て誤て今の軌所造の主を和尙といふか。また先師僧正示されて云く、此の軌は譯者の疑ひ之れあり、是れ古來未決の事なり、作者に非ず。云云 此の意は諸軌の造者分明ならざるが如く、今の軌も之れを疑ふ、別して此の作者に非ず。此の軌は現行の本に譯者を載せざるが故に此の義あり。凡そ今の軌は兩部交雜の文言頗る以て狼籍なり、仍て餘軌に例せず此の書に限る、作者譯者等の疑ひあるか。また一義を案じて云く、吉慶漢語の第五段は、略出等の經文之れなきところ、今の軌之れを說く。若し靑龍の製作と云はゞ聊か思ひ難し、靑龍始めて私に之れを造せんや。餘處に此の義の同文あらば、今偈頌を作らんこと一往其の義を許すべし、而も其の文粗〻見えざるか。若し然らば不空三藏、兩部の本經、廣

(一) 智證大師 台密の圓珍なり。

(二) 成就院 成賢なり。

瑜伽の中に依て、灌頂授與の要義を譯出するなり。彼の三藏の傳受より殊に兩部の名を擧げて、瑜伽の行儀を委うす。仍て彼の廣經の中に、此の讃王あるが故に、今の軌の中に之れを出すか。諸の瑜伽の中に此の例多し、是れ即ち不空自ら撰出し自ら之れを譯す、又た此の例餘の文に有るなり。或は大日●金薩の說か、別して灌頂具滿の軌則を說くべきが故に。是れ等の義は潛かに先師譯者を助くるなり。(一) 智證大師請來灌頂軌の本の奧の注記に云く、此の靑龍傳敎和上傳持の本は、珍等初め胎藏に入る時、圓覺、禪和、胎藏灌頂を受くるの時、珍金剛界壇に入るの時、復た傳敎位を受くる時、前後都べて四遍、此の戒儀を以て授戒入壇す。珍廻發するに臨み、和尙持して以て此れを分ち送る、故に記す、大中九年十一月二十日珍記云云 此の記の如くんば、智證請來並びに異朝の書たる疑ひ無し。而るに東寺の門流往代より傳受相承す。また東寺の中、澤家殊に傳受し來る、他流は必ず然らず。若し是れ大師請來ありと雖も、錄外の秘軌といふべきか、此の例諸家に之れあるなり、若し相承請來なくんば、末資何によりてか之れを傳持せんや、殊に(二)成就院大和尙等の時授用するなり。智證の記の如きは、靑龍傳敎和尙の傳持本云云 此の靑龍傳敎和尙とは法全か、法全猶ほ是れ傳持なり、以往の書の義之れを

思ふべし。(二)寛信法務同軌の奥記に云く、此の儀軌諸家の錄に入らずと雖も、世以て傳授す、而るに古點みな以て狠籍なり。僧都御房私に云く、是れ醍覺が の仰せに依て、本經を引き勘へ粗〻訛謬を列ね、則ち高覽に備ふるのみ。僧寛信云云此の記同じく異朝の書の義を存す。また諸家の錄に載せざるの旨之れを存すと雖も、智證の請來相違なし、若しは是れ錄外か、此れ等尤も尋ね決すべき事なり。

問ふ。澤流傳受相承の灌頂の本式文は、誰れ人の所造ぞや。

答ふ。此の事元より秘藏の故に人知らず、只だ是れ傳受の本書なり、說說の異あり、或は大師、或は檜ノ尾、或は南池、或は法皇、或は遍照寺等なり。然りと雖も遍照寺の製作といふ此の中に宜しきなり。大王の御口の中に此の義を出さる、尤も仰信すべし、道理また然るべきか。所以は何ん、大師の傳受は舊風髣髴として分明ならず、而も今の式の文は其の軌則徹細、始終周備す、大師等の上古の製作に非ず。若し此の式大師の所造ならば、此の行儀に依て一同に之れを授くべし。而るに其の後門葉、何んぞ祖祖別意を以て儀式を行へるや、儀則既に不同なり、明かに知んぬ此の次第は大師以後の書なり。檜ノ尾並びに南池院等の所造といふ、是れ思ひ難し。彼の檜ノ尾の承和

の授職は此の式の如くには非ず、若し彼の所造ならば、豈に相違せんや。彼の相違といふは、初金後胎の時分、印可最後の一度等なり。また延喜元年東寺の御傳受は、必ず此の式の如くには非ざるか。然らば寛平の上皇大覺寺に御授與の時、自ら其の式を作らしめ給ふ、若し彼の祖師等の製作の次第あらば、重ねて此の式を造り御さんや。中んづく延喜八年並びに同じく十八年等の御授與に、元年の御作用を改用せらるゝの事これあり。また香隆寺元杲に授與したもふこと。此の次第の意に違するか。然らば只だ時に依り機に隨て存略の不同ありて、元より今の次第なし。是に於て遍照寺の和尙、香隆寺に受けての後、彼の嫡嫡傳授の本儀を以て委しく次第を造り、軌儀を定めて弟葉に貽すなり。彼の香隆寺、元杲に授くる時、若し此の次第あらば之れを許すべし。而るに元杲私に一卷の次第を造す、其の意知んぬべし。若しまた秘惜の義ありや。また元杲の式、仁海の記の中に之れを出さず、相傳に稱ふて載する所の式は彼の作法に異る、爾らば彼の式は元杲の造に非ず、是れ僞書なるか、大事は兩傳を得たり、仁海別儀を知らざらんや。また元杲兩儀を存して、一義を以て式を造すと雖も、正傳に依らば仁海の記の如く存すべきか。凡そ今の本式は、圓成寺●東寺の御灌頂、大覺寺●香

隆寺傳受の舊蹤の任せて、香隆寺の口決を以て、今更に遍照寺始めて此の次第を造するなり。廣澤一流の名字此の祖より起る、是れ灌頂の儀軌一宗の重事なり。此の授與の作法を定められ、殊以に珍重なるが故に其の稱を得るか。此の行儀は併しながら略出に依て、本軌に叶ひ本據を得たり、仍て規模の正傳となすなり。而るに野流の中に、醍醐の門葉には本軌を得ず、本式を傳へず、偏へに雅意に任せて之れを授く、是れ勝覺權僧正始めて次第を造し、其の軌則を整ふ、且らく元杲の次第に依り、且らく澤流の本式に依て、猥りに作法を定む、尤も狼籍なり。また勸修寺の一流、は澤家の本式を相傳す、其の意思ひ難し。若し蓮臺の相承なりと云はゞ、彼の傳授の作法と稱して元杲次第を造す、今の本式に違するが故に然る可からず。若し此の次第を相傳すと云はゞ、元杲の筆跡に背むけり、亦た許すべからず。爾らば何れか師より稟承あるや、但し遍照寺より相承するか。若し此の義ならば吾が家の本式彼の製作の義、彌〻以て決定なり。彼の醍醐は偏へに元杲の相傳を存せり、澤流の本式を得ざるが故に、(一)勝覺始めて作りて之れを用ふ、勸修寺は遍照寺の餘流を並べ受くるが故に、彼の相傳に依て澤流の次第を用ふるなり。彼の勸修寺の祖嚴覺僧都は信覺僧正に受け、信覺僧正は深

(一) 勝覺　醍醐山三寶院の開祖、康和元年同山座主となる、その時に至つて同山の盛榮前後比なく、理源大師の再誕といへり。

覺僧正に受け、深覺僧正は遍照寺に受くるが故に。之れに依て彼の嚴覺の弟子宗意律師の餘流、灌頂に於ては遍照寺の相承を以て本とするか。然れば本式の傳受此の時より流來するなり。此れ等の意は、今家の本次第、遍照寺の大和尚製作の義なり、猶ほ口傳の正說を聞くべきなり。式に云く、檜ノ尾最初の奏狀に、結緣・傳法等の灌頂あり、爾らば兩種の本式を造す、儀式を定むるに非ずや、是れまた思ひ難し。延喜八年に觀賢僧正、東寺に於て結緣灌頂を行じたまふ、其の儀は今の結緣灌頂の本次第に非ず。若しまた此の常途の結緣灌頂の式は、彼の檜ノ尾の作ならば、何んぞ彼れに離れて別儀を行せん、故に結緣の式また彼の祖の造に非ず。若しまた兩灌頂の本式これありと雖も、正嫡の家を秘して世に現行せざるが故に、觀賢等知らず、仍て行儀各別なり、是れ檜ノ尾の所造、傳法・結緣の兩式あるの意なり、此れ等共に以て作者尋ね習ふべし。問ふ。授職灌頂の終りに印可を授く本說如何。

答ふ。敎經王經の第三に云く、(一)已に廣く一切曼荼羅に入る儀則を說く、弟子に問ふて言く、汝愛樂義利出生悉地智なりや、神通悉地智なりや、持門悉地智なりや、乃至一切如來智最勝悉智なりや、彼の所樂に隨て之れを說くべし。文

(一) 已に　一本になし。

私に云く、此の文は灌頂訖りて、弟子の所樂に隨て印明を說いて授與するの義なり。

此の四種悉地とは(一)粗～四智の法門 一悉地に於て更に四智を分つ。其の大意は世出世因果等の義に約す、此の外更に十餘の所授あり、此の處に於て宗の大事あり、口決を聞くべきのみ。

略出經の第四に云く、是の如く作法し已て、所有る一切の漫荼羅秘密三摩耶智を、師教授すべし。文

私に云く、此の文は、印可を授くるの義を明す。此の三昧耶智の文に於て、更にまた大事あり、此の經の詮要瑜伽の至極なり、尋ね知るべき事か。玄靜の金剛界灌頂次第に云く、次に金剛界傳法の印等八種を授く云云 是の如く作法し已りて、以下略出の文上に引くが如し全く同じ 此の文は、今の經文を以て印可授與の本文となす、然りと雖も文相秘口の義に依らず。また同師の胎藏灌頂次第に云く、次に是の如く敎授して已て、各各に彼の本尊の眞言印所屬の部を示し、並びに爲めに本曼荼羅を解說す師傳法印を說く等云云 已上彼の文なり。凡そ胎藏宗は(二)具緣品の灌頂の說文に此の印可の文無し、亦た秘密曼荼羅品の中の三種灌頂の最初の手印灌頂等に、此の印可の文なし。然れば則ち靜師胎藏

(一)粗 字に造ろ。一本雖の

(二)具緣品 經具緣品なり。大日

の式の文の印可は、金剛界の說文に准じて之れを用ふ、傳來の作法自ら此の義あるべきなり。また攝眞實經の灌頂の說勸へ見るべし。然りと雖も、印可の本說分明ならざるに似たり、仍て往代の作法必ず加用せざるか。或はまた猶ほ秘惜の義ありて、傳法授職の時、同一許授の儀なきなり。彼の遺告の文に、職位印可の二種、粗～簡別の義旨有て、印可を以て殊に重事とするの意之れあるをや。また傳敎灌頂の一義に於て此の儀を存するが故に。同じき遺書に云く、傳敎の言を以て傳法を惜むべし。文此の傳敎の言とは慰喩の言なり。故に許可次第に云く、弟子法の中に於て灌頂を得已て、乃至 傳敎灌頂を造りて慰喩す。文 佛子汝已でに、乃至 傳持流布し、如來の秘藏をして、乃至 種種に慰喩し已る。文 私に云く、此の文大日經疏第三の文と全同なり 此の意は慰喩の詞を以て、傳敎灌頂といふなり。然れば則ち遺書の傳敎の詞もまた只だ慰喩の詞を授く、機根を待ちて傳法の印可を授く可しと。傳法を惜む可しとは是れ傳法の印可なり、此の書に上來の文に、印可を惜むの義を明す、偏へに儀式を授け慰喩の詞を作る、是れ通途灌頂授職の位なり。印可の加授は證機のためなり。若し爾らば大師印可加不加の兩義を存したまふなり。之れに依て神日律師等の傳法の式に、印可授與の文なし。

また高野舊風に此の作法なし。槍ノ尾授與の時、最後に一度之れを用ふ、寛平の御傳受印可同授の儀なきか、彼の記の文に之れを見ざるが故に。法皇御記に兩部の印明を出し(二)說いて云く、右延喜二年歲壬戌に(二月二十三日曜日鬼宿)次る東寺の灌頂堂に於て之れを受く。云云 此の御記に依らば、去年延喜元年十二月十三日、御臨壇の時は印可を受けしめ給はず、後年に更に別に印可御傳受か。但し舊き血脈の注の如くならば、右延喜元年十二月十三日辛卯(日曜日危宿)東寺の灌頂堂に於て、益信大僧都大阿闍梨となつて、傳法灌頂の職位を受く、神日法師を以て敎授となす。同じき二年二月二十三日(日曜日鬼宿)僧正灌頂の印信を法皇に進せらると、云云 此の記に依らば、御授職の時に同じく印可し傳受の儀ありと雖も、更に後年に彼の印明を注進せらるゝか。猶ほ御記に今文に印可授與の義を載せらる、東寺一家の恒規となして敢て異執を存せず、此の意全く金剛頂經並びに相承の次第の文に同なり、其の以後師資傳來して加授の行儀遠失なし。

問ふ。(三)一流所傳の灌頂の大事に(三)蘇悉地あり、本說義理如何。

(一)說に造る。一本に記

(二)一流 眞言の修法の流儀、即ち事相は分れ卅六流あり、その中の一流つゝた傳授するなり。

(三)蘇悉地 蘇悉地經の灌頂なり。

答ふ。(一)理趣釋に云く、(三)金剛拳菩薩は毘盧遮那の左の月輪の中に在り、一切如來の三種の秘密金剛拳菩薩の掌に在ることを表す。眞言行の菩薩、以に(まで)輪壇に入て灌頂を得るもの、如來の三業の密敎を聞くことを得て修行するに由て、世出世の殊勝の悉地を獲得し、無始の十種不善惡業を淨除して、無障礙の究竟智を證得す。文

私に云く、此の文は(三)金剛拳を以て蘇悉地とする文なり。灌頂の位に於て此の菩薩を以て悉地の義を明すが故に、之れに依て當時の傳來、多分此の尊の印明を以て東寺門流の妙成就となす。此の文の殊勝は是れ妙の義、悉地は成就なり。然らば是れに於て、多く悉地門の別部を說く、粗ゝ二種の成就門あり、所謂る事業・藥力は兩部の儀軌に專ら之れを明す、此れ等金剛拳の大事より開出して之れを說く。廣く悉地門の義を論ずれば、三密の無邊の事業、世出世間因果の悉地、みな金剛拳の掌中に收攝するなり。拳とは事業を執持して妙業を作すなり。凡そ灌頂の詮旨は最初に

(一)理趣釋 具さには大樂金剛不空眞實三昧耶經般若波羅蜜多理趣釋と云ふ、二卷三十九紙、不空釋す。

(二)金剛拳菩薩 梵に縛日羅敎地、金剛合と翻す、金剛界曼荼羅北方不空成就佛四親近の一。

(三)金剛拳 金剛拳菩薩なり。

五鈷を授く、是れ如來の五智なり、また是れ五部の曼荼羅なり。自今以後此の處に於て修行を學すべし、加持を成ずべきが故に、師に從て誓約の制限を受くるなり。最後には此の妙業を授く、また如來三密の不思議、此の手の掌に納むるが故に、此の執持を以て業用を感ずべきが故に。此の理を授けんが爲めに、必ず灌頂の位に於て此れ等の總位を許すなり、是れ則ち如來の十六の初後を以て、諸德を統攝するの意なり。また此の二種とは、初めは五智に約し、後ちは三密に依る、次での如く體用なり。眞實經の拳菩薩の章に、三密悉地の義を說く、此の意なり。況んや此の兩部の印可とは、金剛拳掌中所持の三業の極秘なるが故に、殊に此の時に當りて此の拳を授く。但し三業の中に、猶ほ印契を以て密家の秘要となす、密語は粗〻如常の契經にあり、印契は獨り密經にあり、之れに依て拳菩薩に於て智印如來の號あり。今また大事を以て印可と稱し此の義を顯す、彼の印璽は此の謂ひか。爰に近代の愚學は此の妙成就を以て不二と稱す、文義共に當らず、誠に是れ邪謬の今案なり。先哲曾て此の義を言はず、其の旨豈に正理ならんや。然れば則ち兩部に各〻蘇悉地ありといふ、是れ他師の意、各各の細行なり、仁海等の東寺の古德また此の義を存す、

(一) 成身證入　佛身を成就してその果位に證入すとの意。

不二の義門といふに非ず。兩界の各部に於て委しく事業悉地の細行を說く、彼彼の本經は先づ直ちに(一)成身證入の大宗を說いて本となすが故なり。若し不二と云はゞ、汝が家に此の外に更に兩部不二を立てゝ何の差別かあるや。全同と云はゞ重用其の詮なし、全別と云はゞ不二の多種其の義明かならず、既に知んぬ不二の義を以て蘇悉地となさゞるなり。凡そ此の蘇悉地は許可灌頂に於て存すべき事か。傳法の大事の位に至ては必ず有る可からざるなり。古來許可の印信の中に、多く此れ等の多種の大事を用ふ、是れ專ら其の隨一なり。而も野流の中に、傳法の一具に授け來る、本旨に叶はざるが故に、淺略の所傳となす。また石山の淳祐の印信の文に云く、妙成就許可の事、高野舊風の中に行はざる所なり、但し他家此の事あり、其の趣き眼前所陳の如し、能く能く存念すべきのみ。云云　其の後野流の師師みな同じく此の詞を載す。此の文の如くならば、他門の所用にして高祖の門風に非るの意か。但し上に引くところの文の如くならば、高祖請來の書の中に此の事あり。何んぞ相承なしと云はんや。或は此の大事の相承、東寺の門流にありと雖も、行儀を以て此の部の灌頂を行はず。只だ是れ東寺の所行は、兩部の傳法の儀式に限る、仍て印明に於て

は、今淳祐の傳の中に大師の相承となして、或る處に仁海之れを出す、只だ是れ儀式の有無なり。舊風の詞之れを思ふべし。但し他家の所傳と雖も、蘇悉地には儀式を行はざるか、只だ此の部の印明を傳受するなり。然らば猶ほ是れ不審多端なり、また開成年中に異朝の年號異國より實惠等の狀を報ずるの書の中に、大師三部の大法悉く授學の由之れを載す、然らば高祖の門下に此の事なしや、是の仁海血脈相承の記に叶へり。若しまた蘇悉地に於て、他家自門の兩傳の不同之れあるか。而るに淳祐の意は兩傳の義を存せず、一向に妙成就を以て他家とするか、能く分明すべし。爰に禪念律師臨終の記の事に云く、蘇悉地の事、根本空海阿闍梨の傳に此の事なし。先師僧正宗叡歸朝の後、東寺に之れを用ふ。云云取意此の記の意分明なるか。故に野流(一)賢覺の門葉此の義を存す。此の意の云く、妙成就許可は蘇悉地なり、(二)羯磨會拳菩薩(カツマエケンボサツ)の(三)契明(ゲイメウ)なり。或る傳に合智の印明是れ同事なり、是れ後入唐の傳。云云此の傳は臨終の記の詞に叶へり、また妙成就許可の名は、淳祐印信の文に同じ。此の意を以て彼の印信の、他家此の事あり眼前所陳の詞を思ふに、今一流の習に彼の旨を口決するか。然らば高野舊風に行はずとは是れ儀式を云ふに非ず、印明の相傳なきなり。

(一)賢覺　理性院流の祖。
(二)羯磨會　金剛界九會曼荼羅中の一會なり、眞言行者が五相三密の觀行に用いて成佛する所の相を示したるものなり、此の會中の拳菩薩を表す。
(三)契明　印契と明即ち眞言なり。

此の條は東寺に初後傳來の不同あるべし、大師本傳の旨を混ず可からず、是れを眼前所陳といふなり。仁海の記の血脈とは、傳法の本傳に就て蹔く大師の相承となす、妙成就とは眼前の口決に讓るなり。此の等の意に依るに、理趣釋の文は蘇悉地の義ありと雖も、傳法灌頂に於て兩部の外に更に加用の大事ある可からず。凡そ蘇悉地宗の本經等は、密藏の中に是れ淺路通用の敎旨にして、必ず別義の師位を存す可からず、何んぞまた印可の大事あらんや、隨て蘇悉地の經軌は大師請來なし、粗〻此の意か。但し瞿醯を以て彼の部の所用となす、不空所譯の故なり。また今傳受の大事は專ら彼の經宗に當らず、名言の相似なり。然して大日蘇悉地の兩敎は、金剛頂を以て彼の大事と習ふ、また是れ一箇の用心なり。大師の正傳に於て此の事を許すべきか、只だ淺深取捨を存すべきをや。廣く蘇悉地を云はゞ、許可の時此の事を用ふ、而るに許可の元由他家より相承するが故に、大師の本傳なきの義は、是れを以て正となす、野流等此れ等の意を知らずして傳受し、剩へ深秘詮要を存するの家之れありや、許可蘇悉地等の名言、他家の所用なり、大師の門葉强ちに之れを謂ふべからず。また蘇悉地(ソシツヂ)に於て兩部の別有り、而も金剛拳を以て胎藏の蘇悉地となすの

義尋ね習ふべし。また印可重重の分別は下に至て知んぬべし。

問ふ。灌頂の印明に(一)同異多傳の差別あり、其の義如何。

答ふ。此の事殊に至要なり、其の義を案ずべし。大いに判じて二種の門あり、一には二の不定門の習ひなり、第一の決定門に終ては此の不同あるに諸家の相傳異說相違して一准ならざることは、第決定門、二には不定門なり。而るに非ず。其の決定門とは、高祖大師の相承嫡嫡傳來の法佛の心髓、兩部の印璽なり、偏へに師師傳受を以て本となす、餘人の所知に非ず、隨宜の許授に非ず、如來すら猶ほ自由ならず、祖祖豈に意に任せんや。是れ則ち兩部の傳法灌頂、阿闍梨職位の印契密語なり、殊に不空三藏已來、兩部の言を以て師位を授くるの印可是れなり。此の大事とは、高祖法身毘盧遮那、兩部の大法の師位を開いて直ちに薩埵に授く、薩埵(さつたのあた)親り龍猛に傳ふ、龍智●金智亦た以て然かなり。只だ此の一事に限て他の事に及ばず、諸佛本誓の要樞、人間傳布の重事なり。若し是れ多義を存し異途に涉らば、唯事最要の傳授、秘妙の詮旨を誤る可きが故に、敢て衆義の諸說を存す可からず、決定不動唯だ是れ一事實なり。次に不定門とは他家相傳の印可、諸部雜亂の大事なり、是れ則ち海會の明藏、(二)普門●一門

(一)同異多傳　阿闍梨の受者に對して同一なる印を授け、或は異る印を傳ふ、或は一印を授け、或は多印を傳ふ等

(二)普門●一門　前述の如し。

印明なり、要旨あるに隨て彼れに許し此れに授く、阿闍梨の用心にあり、是れ決定門の傳法の人は、此の自在の用を作す。即ち不定門とは、受明の義分を混ずるなり。而るに近來別流の輩(やから)、偏へに決定すべきの法に於て、諸家の不同ありと思へり。元(もと)より不定門に於て多途の異傳あることを知らず。若し決定唯一の大事に於て多義ありと云はゝ、是の處(ことへり)あることなし。此の決定門は傳法の總位、澤家獨り習ひ來て、餘家餘流に散せざるところなり、其の道理誠證一事に非ず、廣く勘へ深く思ふべし、いふ所の兩門の義旨は、後の文に之れを載す。

遺言に云く、但し傳法灌頂阿闍梨の職位に於ては、專ら然も授け諾(うべな)しむべからず。所以はいかん、非器の者に授くれば、金剛薩埵と密迹神と、俱に呵嘖を加へたまふ、證器の者に授くれば大觀喜を作す、是れ即ち令法久住の緣なり。傳法灌頂の位阿闍梨の職を護り惜むこと、己が肝神を護り惜むが如くなるべし。輒く傳法印契密語を知らしむ可からず。文

また云く、傳法印契密語に於て、能學の者のために棟根已熟の弟子に傳授すべし、猶ほ未熟根には更に授く可からず。乃至 生年五十に滿ちて以後、傳法灌頂阿闍梨耶の職

位を授けて、密教の種性を繼がしむべし。乃至 非器の人は甘語言に忍びず、諸して是の位を授くれば、彼此會座して、相ひ更ひに密教の肝心の印を披露す、正教嚴に非ず、滅法の相將さに至らんとす。文

また云く、大阿闍梨耶は、是の道を惜護すること、宛も傳法灌頂阿闍梨の職位の印契の如くせよ。凡そ須らく傳法の印契密語、乃至 非器に授く可からず。文

私に云く、此れ等の文の意は、傳法灌頂に於て職位あり印言あり、共に以て宗の大事なり。其の中に猶ほ印契密語を以て輙く知らしむべかず。云云 其の炳誡の詞徒然ならず、度毎に傳法の印言といふ。其の名常途諸尊の印明に類す可かちず。中臺の大日すら猶ほ正旨に當らず、況んや自餘の諸聖をや。決定して餘事を相濫せず、此の一箇の大事なるなり。而るに當時傳來の輩は、偏へに大日尊の秘印秘明と謂ふて通相の義旨を存す、尤も其の實理を得ず、傳法の言、殊に是れ思ふところあるか。凡そ傳法明藏の義は、諸尊の三昧に涉ると雖も、彼の法佛恒沙の聖境は、潜かに生死の中に流來す、此の職位を得るの人、今諸佛と同位なり、是れ則ち法の印璽を執て法の大將となす。また他のために聖財を周給し、佛種を相續するが故に、獨り餘義に別して傳法の名を得、何んぞ此の位の印明に於て多傳あらんや。其の異路なく決定不改の義尋ね知るべし。而も遺書の文を見ながら、無窮の相傳を構へ多種の相濫を存す、剩へ傳法を以て淺となし秘密別位を立つる等、みな是れ野家別傳の謬義なり、寧んぞ此の書の文に相ひ叶ふべけんや、如何。

教王經の第三に云く、次に當さに一切如來薩埵成就の大印智を說くべし。乃至 自を觀じて佛形となせ、金剛界を誦すべし。此れに由て纔かに成就すれば、智壽萬年を獲、一切遍行を得、佛體(一)尙ほ難からず、此れは是れ一切如來現證菩提の印なり。私に云く次に金剛薩埵の印明を說くなり。

また云く、我れ今徧ねく如來族の三昧耶勝印を說かん。私に云く、廣く三十七尊の印明を說くなり。

また云く、次に羯磨印を說かん。文 私に云く、三十七尊の印言を說くなり

私に云く、此の經に決定不定の二門の大意を說くなり、初めの一文は決定門の傳法を明す、別して二尊を出す、誠に深意あり。後の兩文は諸尊の總印に通ず、所謂る三耶昧●羯磨諸部の各各の印明なり。此れ等の意は本經の說に於て、印可傳受の義に二門あることを示すなり。また大日●瞿醯等の大意は、諸尊通授の義を明すなり、

(一) 尙ほの字なし。一本此

傳法決定の別義を顯すに非ず、今經の決定門の大事は、文の意知んぬべし。金剛を誦すべしとは密語なり、此れに由て以下は密印を說なり、儀軌の文を以て意を得べし。彼の軌の文の堅執持者傳持智法海とは法敎なるが故に、是れ傳法の印なり、金剛界を以て梵語とするは是れ密語なり。此れ等は秘要の故に經文猶ほ直ちに指示せず、今また恐れあるが故に、之れを具さにせず、諸佛授記の印明なり、灌頂の成道專ら秘旨に叶へり、此の經の大事之れを詮要となす。此間の事に就て、先師僧正の秘口の相承あり、顯露に談論すべからず。

略出經第四に云く、所有の一切漫荼羅秘密三昧耶智、師敎授すべし。文

私に云く、此の文は決定不定の二門に通ずるの義を說く、其の意は口決に依て知んぬべし、是れ金剛頂の中に此の經の大事を說く。其の文は兩處あり、所謂る五相灌頂の二段なり、彼の眞實經の五智の說を以て、今の文の秘義を成ず、之れを思ふべし。

問ふ。末學等、灌頂の印明に就て不二等の義を談ずる然るべきや。

答ふ。此の事は、本說並びに大師相傳の文に依て仰信すべき事なり。爰に近來異流の

(一)而二隔歷　二者全く別なるをいふ。

輩は、兩部各別の相傳を以て(一)而二隔歷と云ふて淺略となす、兩部同一の傳受を以て不二平等と稱して深秘(ジンピ)となす。其の不二と而二の淺深、誰れか其の深旨を定め其の是非を判せむ。只だ自由の義を執して、猥りに無窮の理を構ふ。大師の請來錄並びに付法傳等に、或は兩部の大法阿闍梨位といふ。其の阿闍梨位とは、兩部各授の傳法の師位の印明を指すなり、錄の文は兩部の大法秘密の印契は此の意なるか。故に付法傳に云く、訶陵の辨弘新羅の惠日は、並びに胎藏の師位を授かり、劒南の惟上、河北の義圓は、金剛界の大法を授く、義明供奉には亦た兩部大法を授く。今日本の沙門空海といふ人有り、來りて聖敎を求む、兩部の秘奧壇儀印契を以てす、漢梵差ふことなし、悉く心に受くること猶し瀉瓶の如し。此れ是の六人は吾が法燈を傳ふるに堪へたり。文

此の文の兩部の大法とは、兩部の阿闍梨位の印なり、師位大法の詞は灌頂の印明を指す。次ぎ下の秘奧壇儀印契の文は、自學に於て之れを委悉す。此の壇儀とは儀式を以て傳受するなり。印契とは印明を以て稟承するなり。既に兩部といふ、明かに知んぬ傳法瀉瓶の灌頂を儀則といひ印可といふ、大師の傳受兩部の師位にあること相違なきなり。然らば偏へに兩部の兼傳を以て規模の所受となす、何んぞ此の外に兩部に簡ん

で、更に不二の別傳ありと云はんや。曾て大師の所學に於て、兩部の上に不二の文なきなり。然るに明據に依るの正傳を以て、愚案の一義に對して淺秘を判ずる、冥慮尤も恐るべし。是れ今の偏見邪謬にして、高祖の法敎を謗するに非ずや。曾大師相承の兩部あるのみに(一)非ず、諸家の傳來も不二の別門なきか、また是れ自他兩家の大宗に背くなり。凡そ本經の兩部二十萬頌なり、師位の大事此の兩部の分にあるべし、何んぞ本經に違越して、師位の印可あらんや、既に所授の敎法なし、縱ひ師位ありといふも、何れの法を以てか之れに授げんや。竊に以れば兩部法門とは、如來萬德の綱領なり。其の法門の大宗は、(二)定慧理智等に過ぐ可からず、此の外何れの法有てか不二の法體と云はん。而るに此の定慧等の法門とは、元より一際平等の功德なり、始めて不二の義を求む可からず、而も機情の得入に約して、今不二均等の義を談ず。然らば機に任ずる用心を以て、不二の別義を執する甚だ以て愚なり。また此の兩部とは、法體もとより同一、正しく是れ法界の體性、正覺の三昧なり。兩經の分說ありと雖も、只だ一種の深敎なり、暫く眞俗因果の兩門に依て所說に二敎あり、必ず兩部といふて分別なるべきに非ず、不二といふて別義となるべきに非るが故に、兩部と雖も其の旨

(一) 非ず　一本に匪ずに造る。

(二) 定慧理智　禪定と智慧と眞理と根本智なり。

違せず。而るに所說の敎門に於て親疏末極の意あるが故に、上來金剛界部に於て灌頂奧旨を顯す、是れ同體決定の上に之れを論ず。然れば則ち曼荼に兩部通座の尊あり、印明に(一)二界互用の軌儀あり、大日●諸尊みな別異ならず、彼彼の諸尊三密の兼行妨げなし、何んぞ深く別執して二と云ひ一と云はん。然して其の同一の敎義の中に、兩界の部別あるが故に。彼の大法各各の總位を許すを以て、傳法阿闍梨の職位とす。是れまた兩部の法體各別の義理を謂て、必ず執すべきに非ず。只だ各別の(二)都法に約して職位を行じ印可を授くるなり、更に別義に非ず。之れに依て彼の職位違す可からざるが故に、兩部兩度に授與すれども行相同一なり、然らば大事强ちに各別ならんや。是の故に一印を以て兩部に通用するの義之れあり、仍て一傳の中に通相の一印を用ふる是れなり。此印の兩部なれば二印共に二界に通して偏頗なく、一界を執して通用する者不可なり。然るに各別所用は、猶ほ其の義旨を盡すに似たり、通用の一印は略儀と謂つべし、然れば則ち是れ許可淺略の用心にして、總位の儀則を惜むの分齊なり。本傳を知らざる(三)一印通用の說に於て、還て今不二甚深の義を存して、兩部根本の正義を偏する、尤も以て謬りとなす。故に野流根本の傳は、(四)一印一明の口決に通用の詞

(一) 金剛界に用ゐ、胎藏界に用ゐるなり。

(二) 都法　前に頭注せり。

(三) 一印通用　一印を以て兩界に通用するなり。

(四) 一印一明　一の印契と一の眞言なり。

を用ふ、他家にはまた合行の名あり、澤流また此の義を遮せず、傳執を止めて其の義を決せば、澤家にも各別傳法の印に於て、各印通用の(二)口傳を授くべし、是れ第二再授の故實なり。野流にも一印通用の略儀に於て、各別傳法の本儀と思ふべし、是れ上古秘惜の口訣なり。而るに澤流正傳を執する宜しと雖も、曾て通用を許さゝるはまた不可なりとなす。但し是の意は正旨に在るが故に謬となさず。野流は略傳を執する賤しと雖も、必ず本位の正旨を踏むが故に其の難なし。但し意は略儀に在て正義を破する是れ則ち不可なり。而るに漸く末流の邪推に及んで、超過の義勢あり、殆んど彼れ等の巧辨に誑かされて、吾が家の末學自ら所傳を以て淺となす、近代の陵廢悲いかな。自他の法流に及んで、之れを以て元杲所受の兩部の印可の中、石山の淳祐の傳は一印を以て通用し、二明を以て二界を存す。彼の相傳の血脈は、代數不同兩部各別の印信を以て淳祐●元杲に授く、寧ろ兩部不二の義と云はんや。凡そ傳法の印可に於て、正しく兩部別の本傳ありと雖も、また傍らに一印を以て通用の義これあるが故に、此の傍傳を以て一義となして、代數不同の相傳を存するなり。其の通用の義は勿論にして、必ず詞に出すべからざるが故に、正傳の氣味とせず、本源を忘れ末代に臨んで、他の

(二)口傳　筆紙を以て傳へず、機に由りて傳不傳を決す、故に言語を以て傳ふるなり、口訣と同じ。

才學を以て大事の潤色とする、此れ等の大なる過あり。是れ等は不二●而二の差別乎等の法門の義旨に非ず、但し若し一往强いて不二●而二の義を成せば、其の理互ひに以て淺深なかる可きか。故に經に云く、有無本より自ら二、譬へば牛の二角の如し、照解の見に二なし二諦常に即せず、解心の見に二なし二を求むれど得可からず、二諦を一と謂ふには非ず一も亦た得可からず、解に於ては常に自ら二、此の一二に了達して眞に勝義諦に入る。乃至若し是くの如くの法を了せば、即ち一二の義を解す、まさに是の如くの觀をなすべし。文此の文は兩部の一二を說かずと雖も、一切法に遍ねしといふ、其の義を准知すべし。況んやまた今の兩部の曼荼羅とは、是れ眞俗二諦の法門、何んぞ强ちに別義とせん。然れば則ち解に於て常に自ら一の故に二界不二なり、諦に於て常に自ら二の故には兩部金剛なり。斯のうちに不二の義は機情に約するが故に、照解の見に二なしといふ、而二の義を法體によるが故に、二諦常に即せずといふ、而も機法相對して勝劣を論せば、猶ほ法躰を以て本となすべきか、機情迷相を帶して本體に違するが故に。或は名體に約せば一物なり、體德に依らば兩門なり。但し常一常二の文、而二不二の義を思ふに、法相宛然として毫釐も捨

離せず、何んぞ一義を取て一遍を捨てんや。また本源に居する兩部は、常恒に相即して二界の混亂せず、是れを以て相承の兩部となす、是れ則ち所入中道普門法界の二界なり。總體といふは、暫く不二の名稱ありと稱も、總德を謂はゞ理智の各別にして、終に以て雜亂せず、不二唯一の義なし。若し能入門に於て二諦を論せば、眞俗の稱之れありと雖も、其の實體を謂はゞ不二混同にして終に以て而二各別なし、總體を以て別名を呼ぶ故に。而るに所入根本の義に約せば、兩部の法門、其の體一處にして兩部なり、宛も玉の性相、月の形光を論ずるが如し、是れ則ち金剛頂●大日經等、兩部の大教普門總融の灌頂なり。高祖大師嫡嫡相承す、澤家獨り此の正路を步む、淺學の輩而二を謂ふて之れを餙んで淺となす、其の智還て是れ淺近なり。彼の枝末の眞俗は亦た是れ一門別位の灌頂にして、餘家餘流の稟傳、不二を謂ふて之れを賞し、自家賤んで嘲るところなり。其の枝末不二の明證は、所謂る曼荼羅といふは、法華尊勝(二)佛眼金輪等の別尊、兩部本源の曼荼羅を以て、混雜して之れを圖し、其の教門を謂はゞ瑜祇●蘇悉地●諸尊別部の儀軌、二界の教義を以て一種の修行となす。此の不二は枝末交雜の義理なり、本源の兩部に對比して其の淺深を諍ふ可からざるなり。凡そ不二の教理は

(二) 佛眼云云　胎藏界曼荼羅の遍知院、及び釋迦院にあり、三世諸佛能生の母なれば、佛眼佛母といふ。金輪とは一字金輪佛頂尊なり。

自ら諸餘の經典に之れを說く、事に依て辨へ知るべし、彼の淨名の不二の說は、佛刹一相の文なり、妄情の別執を遮して此の平等不二の一相を立つ、此れ等の義を以て宗の大事を論ず可からず。また不二●而二とは、一躰の異名なり、豈に別義として淺深を論せんや。若し法體に於て一二を論せば、兩義相ひ並びて勝劣なし。若し情執に約せば、一二は共に以て法理に相應せず、灌頂の大事に例同すべからず。また不二より二門を開かんや、二門より不二の法に至らんや、此れ等の衆義明かに分別して、二を捨て不二を賞すべし。猥りに通用の自傳を貴びて、本義の正傳を破すといふ、誰れか之れを信仰せん。此の義相を知らず、動もすれば自是非他の執論を成じて、兩部正嫡の相承を以て淺略といふこと勿れ。汝は淺略と簡ぶ、吾れは邪見を誡む、淺略は佛法の一義なり、邪見は外道の所宗なり、豈に同日にして之れを論ぜんや。縱ひまた義旨淺近なりと雖も、高祖相傳の文に、兩部の外に別傳なし、其の其の門葉として異論をなすべからず。また兩部の大法を以て淺位として、此の上に更に兩部不二の玄理を存す、本經●章疏●未だ本說を見ず、高祖大師の解釋の中に兩部不二の名なし。若し兩部不二の義を立せば、兩部の名を以て不二を談ずるの本文●釋義を出して其の理を成すべし。

偏へに是れ近世、自由の案立を以て兩部不二の名を稱する、尤も以て依用し難し、頗る是れ狂迷の名義にして、言論の境に足らず。凡そ自家を以て不二秘藏と名くる、只だ是れ稱嘆の謂ひなり。或は獨尊に名け或は相似と名くる、曾て混一不差の義を以て不二と云はず、遮二詮一の義に簡ぶ。其の釋文殊に此の旨を顯す、況んや兩部の大法灌頂の大事に於ては此の名目義理なし、法體全一にして所依兩名之れあり、一宗の大義此れを以て差別すべし。云云

國譯[梵字]要秘鈔第六終

國譯[梵字]要秘鈔第七

臨壇沙門弘融　撰す

灌頂の印可

[梵字]流多說無量　[梵字]流多說有量

許可多說　祖師秘口

八家印信

已上

此の卷に至りては、一室同門の資たりと雖も、輙く披閲すべからず。宗の大事は粗〻載せ盡し、豫め其の義旨を注す、恐るべし憚るべし。

問ふ。灌頂の印可は諸家の異說傍正之れありや。

答ふ。

高祖弘法大師御記に云く、

(一)率都婆(ソトワ)の印　(二)五股(ゴコ)の印

五字眞　一字の心密言

(一)率都婆已下二行は原本に朱書せり。率都婆とは五大率都婆なり、無所不至の印ともいふ、釋は本文にあり、圖解は第八卷にあり。

(二)五股印　五佛を表したる印契、大日如來より相承の灌頂の印にして外縛五股の印なり。圖解第八卷にあり。

私に云く、此の記の正否辨じ難し。然りと雖も舊記之れを出す徒然ならず、尤も明鏡となすべし。是れ則ち高祖大師、(一)青龍和尚相傳の傳法灌頂の印契密語なり。兩部の即位相承誠に分明なる者か。大師の傳受に於て、此の外更に別義ある可からず、請來錄に八月灌頂一度の由之れを見たり、不空三藏より以來、代代殊に兩部の大法を以て相承の本旨となす、此の印可尤も彼の趣きに相ひ叶ふなり。但し今の傳來を以て此の印信を見るに、印明の相配聊か義ある可し。所謂る印契とは、灌頂の本意に任せて金剛界を以て先となす、密語は受明傳受次第の如し。また傳法の時に兩部を受くるが故に、其の次第の如く胎藏を以て先となす。凡そ二界の前後時儀在るべきが故に、印明二種を以て初後未定の義を顯す、必ず印の次第の如く明に相配すべきに非ず。また或る記に一行に之れを書く、是れ若し五股印の(二)鱗次に其の明を出すか。然らば今の傳受に違せざるなり、或る說に印明相對す、今の說の如きを用ふ可きなり、自ら本說に叶ふが故に。(三)攝大軌に率都婆の印を說く、胎藏尤も之れを用ふべし。略出に五股の印を說く、是れ金剛界相應なり、況んや率都婆は五大塔婆の故に、胎藏の所宗なり。五股とは五智の金剛なるが故に、名字一界に當る。或は

(一) 青龍和尚 付法第七祖慧果阿闍梨をいふ。

(二) 鱗 或はいふ隣の字か。

(三) 攝大軌 前に注せり。

說く、二印二明共に以て二界に通じて定量なし。此の義を顯さんが爲めに印明相對す、常途の所傳の如くには非ず。凡そ此れ等は一宗の秘要三密の肝心、正しく師授を以て此の支配を知る可きが故に、彼の面授に讓て印明爛脫の次第を存す。密宗の經疏は、慢法の自見を恐るゝを以て此の用意あり。また圓成の祖師等、殊に此の誡を賠す、將來を悲んで翰墨に呈すと雖も、師傳を貴ぶが故に此の相濫あり。所詮、灌頂の大事は只だ此の印明に在りて、兩部の支配は相承の樣を守るべし、祖祖豈に違失あらんや。

(一) 寬平御記に云く、

圓城寺僧正益信

金剛 覺

[illegible]

金剛界。大率都婆の印。合掌して二大指を以て中指の下節を差し、二頭指を屈して大指の甲上に取れ。

普賢(フゲン)一字の心密言に曰く、

[illegible](バン)

(一) 寬平 前に注す。

(一) 外縛　兩手を縛し十指を外にあらしむ。
(二) 五股云云　母陀羅は印なり、即ち五股の印なり。
(三) 增命　比叡山座主千光院僧正といふ。靜觀と諡さる。
(四) 虛心云云　左右の兩掌を合せて掌の間を空虛にする合掌なり。
(五) 無名指　藥指なり。

胎藏界　(一)外縛(ゲバク)五股の印　(二)五股母陀羅一切智智を滿足す、五字の明に曰く、

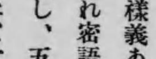

右延喜二年歲壬戌に次る二月二十三日日曜危宿東寺灌頂堂に於て之れを受く。

天台僧正和尚(三)增命(ゾウメウ)

縛日羅沒駄(バヂラボダ)

三部を以て之れを受く。

第一の印は、(四)虛心合掌して大指を並べ立て、頭指を鉤屈して端相ひ著けず、明に曰く、

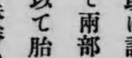

第二の印は、虛心合掌して母指を並べ立て、中指を鉤屈して頭(ハシ)相著けず、頭指を開き申べて直く立つ、明に曰く。

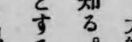

第三の印は、虛心合掌して(五)無名指(ムメウシ)を鉤屈して母指を相ひ寄せ、頭去ること一分許り、頭中指を開き申べよ、明に曰く。

(一) 率都婆云云、率都婆の印は金剛界、五股の印は胎藏界なりとするは一應の義理なり。

右延喜十年八月二十八日、天台座主僧正に著て受け了る、沙門[illegible]

私に云く、此の御記は、兩部の印明の相配、分明に之れを載せらる、是れ則ち上に載する如く、大師御記の大事、嫡嫡稟承兩部の大法、傳法阿闍梨位、秘密の印契なり。貞觀・南池の二代の祖跡を隔つと雖も、兩部の相承印信明白なり。之れを以て往代の相承を仰ぐべし、其の印璽豈に差異あらんや。彼の大師の記の文に、印明は只だ其の名字を出す、始んど兩部の稱なし。是非を暗んずと雖も、青龍傳受の詞を以て兩部の印信あるを知り、法皇の御記を以て明かに印明の支配を知る、彼れ是れ既に疑ふ所なきを以て、誠に是れ密宗の眼目、吾が家の規模なり。此の印明に就て兩部相益の樣義あり。或は說く、大師の記の如くならば、(一)率都娑は胎藏、五股は金剛界、是れ密語を以て兩部を知る。而も今の御記は此の義に翻じて率都娑を以て金剛界となし、五胎を以て胎藏とすることは、兩部不二、理智互具の義を顯すなり。云云此の義は不二を以て殊勝の習と思ふ。灌頂の大事は、一流の輩、自義を以て他傳を助く、兩部各別と雖も常途淺略の旨之れを存するに非ず。但し愚案に云く、野流

の族類(ナカラ)りに不二の義を以て甚深とするは近來の事なり、今家之れを簡んで不二を貴ばず、また而二を執せず、只だ兩部の大法に於て、此の印言彼の師位に相應するが故に、兩印を以て二界の印信となす。是れ全く不二の道理に依て印信を用ゐ替るの義には非ざるなり。然れば(一)内外の五股の印を以て、諸家の次第は、胎藏大日の印となす、灌頂の印可に何んぞ之れを用ゐん、塔婆また是れ金剛界現證率都婆なり。之れに依て三昧耶會の大日の印を金剛界自在の印と名く、略出には大日の三昧耶形を以て金剛界自在の契といふ。是れ等を塔婆と名くるが故に、大日の三昧耶契を以て一説に傳法の印となす、今塔婆を此の界の傳法の印となす、惟む可からざるか。而るに此の二印は、彼の本經等に於て互ひに分明の説文なきことは、是れ師資口授の大事なるが故に、直ちに之れを説かざるか、況んや諸尊の中に於て粗〻此の印を説く。所謂る大日經第四に、金剛大惠寶印手等は此の五股印を説く、金剛界業障除の印は此の塔婆を説く。但し兩軌の説相に於て少異あり、彌勒率都婆の印は此の習ひあるか。(二)理趣會の軌に秘密印と名く、業障除の名また思ふべし。また此の印の本體の合掌に其の義多説あり。御記に只だ合掌といふて分別なし、塔婆を表せんが

(一) 内外云云　五股に内縛五股の印と外縛五股の印とあり、外縛は大日經の所説なるも内縛は深秘にして口傳となす。

(二) 理趣會　前に注せり。

(一) 未敷蓮　蓮華の未た開かずして蕾の形を表す。

(二) 大惠刀　無所不至の印ともいふ

爲めの故に、此の義神妙なり。而るに或は金掌は金剛頂の軌の説なり、此の部は是れを以て合掌の本となすが故に。或は(一)未敷蓮といふは、攝大軌の意なり、或は虚心合掌といふは、蘇悉地流の所用の胎藏次第の意なり。先德の口決に云く、胎藏は(二)大惠刀なり、歸命合掌といふは、是れ此の印を秘せんがためなり、意を得て改め用ふべし。云云　圓成寺の胎藏持念次第に云く、師傳に云く、金剛合掌を用ふ、亦たは虚心合掌といふ、二の風指を以て二空を捻す。文　是れ大惠刀の印の説文なり、前の口決の意に同じ。若し勝身三昧耶の印に准せば、此の界の本意に就て金掌を結ぶ、更に虚合に作るべきか、持處の軌の文を引て見るべし。若し爾らずんば本説に背くに似たり。凡そ此の兩部の印契は、其の義更に之れを記すべし。次に增命の印可とは、胎藏に限りて兩部の秘旨に通せず、他家の延暦●園城の所學兩部に渉ると雖も、胎藏を以て本となすが故に、吾が家の所重を以て授け奉るか、是れ顯家の理性、權門の餘習、胎藏の數理親しきが故に、此の界を以て寂とするなり。東寺また兩部ありと雖も、一宗の骨目灌頂の源本は、金剛頂に在るが故に、此の部を以て詮となす。之れに依て法身以來祖祖の内證は此の義を決定す、其の旨上に逃ぶるが如し、是れま

た殊に灌頂の玄極なり。次に此の兩部の密語は、五字・一字二界の不同ありと雖も、當部の義旨強ちに相違せず、仍ほ趣きを具にせず、下に至て分別すべし。

大阿闍梨[illegible]（一）金剛覺

法三親王眞寂（シンジヤク）

（二）金剛界大率都娑の印

（三）普賢一字心密言

胎藏界外五股印

（四）滿足一切智智五字の明

私に云く、此の文は、法皇書して親王に與へ御ますか、梵號は上の御記に同じきが故に、是れ殊に圓成の御傳を何て規模となして之れを授く、其の印可全く御相承に同じ、誠に以て不思議の事なり。上皇醍醐の衆昧を嘗め給ふと雖も、高祖の法水、圓成の附授を以て宗の正意とするが故に、此の流に於て付法門葉數（カズ）多し、彼の香隆寺其の專一なり。また此の御授與は、兩壇に於て作法の有無あり、其の時の記粗〻上に載するが如し。

（一）金剛覺の三字原本に朱書せり。金剛覺は宇多法皇の金剛名號なり、即寛平法皇、法號は空理と申さる。

（二）金剛界より五字明に至るまで原本に朱書せり。

（三）普賢云云 [illegible]の一字眞言なり。

（四）滿足云云 [illegible]の五字眞言なり。

僧正（一）寛空

（二）寛朝

（三）胎藏界　外五股の印

滿足一切智智五字の明

金剛界　大率塔婆の印

普賢一字の心眞言

私に云く此の印信は兩界の前後上の說に違すと雖も、大事更に差別せず。此の印信を以て法皇の相傳を思ふに、法三太王の如し、彼此の御授與同一の條たること決定せり、自傳の如く他に許す可きが故に。

又た（四）救世（グセイ）僧都、中圓に授くる印信の文に云く、抑〻去んぬる天慶七年六月五日を以て、神護寺に於て、明かに蓮臺寺僧正法印大和尙位の印可を受け早く了る。乃至 仍て大師僧正所傳の兩部の印可を以て、即ち金剛弟子中圓法師に傳授し已畢る、眞言秘密至極の理、尤も此にあるか。云云　此の救世とは香隆寺の資なり。兩部印可の傳受は、此の印信に違すべからざるか。また此の中圓は、重ねて遍照寺の附法を列ぬ

（一）寛空　上品蓮臺寺開山、廣澤流第三祖、世に蓮臺寺僧正といふ。

（二）寛朝　遍照寺開山、廣澤流の大成者にして寛平法皇の孫、世に遍照寺僧正といふ。

（三）胎藏界　已下四行は原本に朱書せり。

（四）救世　東寺長者、字は善集といふ、

るなり。

寛朝大僧正

朱雀院法皇に進むる傳法灌頂兩部印信

(二)胎藏界　外縛五股の印

滿足一切智智五字の明

阿毘羅吽欠(アビラウンケン)

金剛界　(二)大率都婆の印

普賢(バン)一字の密言

私に云く、永延三年己丑三月九日水星東寺の灌頂堂に於て御傳受なり。此の說また香隆寺の印信に違せず、圓成寺以來四代嫡嫡傳受全く同なり、餘義を交へず、稟承他に異り、仰いで信察すべし。中ん就く(三)圓成・遍照の兩和尙、寬平・圓融の二代の上皇に授け奉る、灌頂宗極の大事斯の如し、誰れか敢て輕しとせんや。此の印信の文は、朱雀法皇とは圓融院の御事なり、今の御位に約して之れを名く。寬平法皇また

(一)胎藏界已下六行は原本に朱書せり。

(二)大率都婆印、率都婆と同じ。

(三)圓成前に頭註、遍照は遍照寺寬朝なり。

此の事を用ふること之れあり、常の朱雀院の御事には非ず、之れを悉にすべし。

(一)明信(ダイシン)大法師

印可を授く。　金剛名號

(二)胎藏界　外縛五股の印

滿足一切智智五字の明

阿毘羅吽欠(アビラウンケン)

金剛界　大率都婆の印

普賢(バン)一字の明

金剛名號　如意金剛

右永祚元年歲次(己丑)十二月四日(壁宿水曜)遍照寺の灌頂堂に於て、兩部の傳法灌頂の職位を授け已了る。

大阿闍梨大僧正寬朝

私に云く、此の授くるところ、また全同なり。凡そ同日に五人に授く、所謂る淸蓉・

(一)明信圓成寺といふ、萬野檢校たり。

(二)胎藏界已下七行は原本に朱書せり。

中圓●明信●雅守●賴算等なり。是のうち中圓は先きに香隆寺に受け、重ねて此の和尚に受く、再受は不空、龍智に謁するの往事を慕ふ。同學することは、義操●法潤に傳ふるの前蹤に同じ、爾れより以降、重受の例自他兩家の請益に暨ぶ、求學の運志蓋し斯の儀あり。

朝尋大法師

印可を授く、

(一)胎藏界　外五股の印　滿足一切智智五字の明

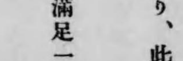

金剛界　大率都婆の印　普賢一字の明

金剛名號　善哉金剛（ゼンザイコンガウ）

右狀上の如し

大阿闍梨大僧正寛朝

私に云く、已上三種の樣は、廣澤大和尚授與の印信なり、みな共に手自ら書き與へ

(一)胎藏界已下五行は原本朱書せり

て一分の異なし、尤も是れは總じては大師の正傳、別しては澤流の本旨なり。然れば先師僧正の秘口に此の間の事あり、輙（たやす）く他人に語るべからず、制誡惟（こ）れ重し、恐れずんばあるべからず。

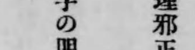

外五股　

歸命

(一)惠●大●眞●源●益●禪●寛●元●仁

私に云く、是れ仁海の記の中に出すところ、(二)香隆寺の元杲に授くるの印明なり。印契は上來代代の說に違せず、明は既に以て相違せり、所謂る胎藏の 字の字點、金剛界の歸命の句なり、此れ等の義理邪正下に之れを示すべし。

(三)成就

院傳に云く、

胎　外縛五股の印　滿足一切智智五字の明

金　合掌して風空相捻す　劔印なり。

(一)惠云云　惠果、大師、眞雅、源仁、益信、禪定法皇、寛空、元杲、仁海の略字。

(二)香隆寺　寛空なり。

(三)成就　原本は朱書す、成就院は寛助大僧正なり。

(一)眞譽持明院流の開祖、字は持明といふ。

(二)覺鑁興教大師大傳法院流の祖

(三)南嶽南山なり、高野山を稱す。

私に云く、此の印信は、(一)眞譽持明房自筆の記を以て之れを書す、此の人は成就院大僧正の附法なり、自の傳受の大事を注記す、尤も謬ある可からざるなり。此の時より多分金剛界歸命の句を加へて之れを用ふることあるか、自餘の附法また之れに同じ。先師僧正の記の中に此の意を載す、其の謂れあり。凡そ此の僧正和尚の時より吾が道彌〻盛り、門門の傳燈、太王を尊主となし、自餘の威儀を助く。所謂る永嚴●信證は京都に住して王家を護し、眞譽(二)覺鑁(カクバン)は(三)南嶽に居して勤めて鑽仰す、其の外の附法德行を資く、擧げ盡すべからず。但し大事に至ては、信證僧正等相違の事あるか、粗〻寬意僧都の稟承に同じ。而るに今の記は金剛界の明、元杲の所受、香隆寺の傳に同じ。また彼の寬意は北院大僧正の孫流、禪定太王の所傳なり、是れまた正嫡に非ずや、彼れ是れ兩流の不同淺深測り知らず。況んや成就院の一傳に於て、同じく彼の大事の習之れあり、其の說說尋ね學ぶべし、已上傳受相承の分相違なし、仍ほ正義の故に之れを載す。次ぎ下は先師より授得の書の中に於て、要を拔きて之れを出す、是れ等みな澤流稟承の異說邪正決し難し。

(一)無所不至大日如來の印明にして、大日經悉地出現品に無所不至の名あり、同經密印品には大鬼刀とせり、攝大儀軌には率都婆印とす皆是れ大日知來の根本印にして同一なり、此の印契を解して、或は六大四曼三密を表すとなし或は大日如來の三摩耶形たる塔形となして、塔印と呼び、或は大日の種子の梵字の一字なりと種々の口說あり。

成就院一說

胎　外縛五古の印　滿足一切智智の明

引引引哩哩

金　無所不至の印　普賢一字の明

歸命

私に云く、此の說は常の傳に異れり。凡そ印を以て之れに替へ、明を以て之れに異る等の說說無窮なり、偏へに是れ正傳を秘し大道を重せんが然めなり、兼ねてはまた義旨の多由を顯すか。此の傳に就て今の五引の言は、大日一品の說に依ての名なり智智の明に非ず、是れ(一)無所不至(ムショフシ)の言なり。若し一品の所說の故に通名とするか。また無所不至の印未だ分明の本說を見ず、是れ眞言の名なり、何んぞ印の名と爲ん。また印に於て率都婆の印を以て、何んぞ必ずしも無所不至と名けん、是れ引字第一命、諸法に遍ずるを以ての故に此の名あるなり。但し大師の釋の中に、六大を以て此の遍在の義を許す、此の意を以て准じて塔婆と名くるか。

圓成寺胎藏持念次第に云く、次に遍法界無所不至眞言に曰く、根本印口授軌に出づ　右の無所不至

の印明は、是れ秘密なり、仍て眞言に曰くの注に、根本印口授、或る軌に大率都婆印を用ふ、謂く秘中の秘なりと記す。文 此の意は率都婆の印を以て無所不至といふ、或る軌とは是れ攝大軌を指すなり。此の印文の意は智智の明に通ずべし、上の彼の印は此の印を用ふ、無所不至の四[梵字]の言に限らざるなり。之れに依て法皇の胎藏の御次第の兩眞言は、同じく大率都婆の印を用て是れ秘密の中の秘と謂ふといふ、兩祖の意全く同じ。また三家の次第胎藏長慶に云く、滿足一切智智は師の云く、(一)止觀未敷蓮と。私に云く、攝大軌なり 引く 慈恩の言く、金剛合掌 また外五股も亦た得。また師の云く率都婆印、(二)禪林の傳之れに同じ。(三)遍法界無所不至は軌に云く、根本印。師の云く、口授に禪林の云く、外縛五股の印乃至 慈恩の云く、或は二(四)羽合掌して空風一所に安き二目一口あり。また師の云く率都婆印といふ。私に云く、上の二道各別の印を說かず、之れを通用すべきか。文 此の意は上の兩祖の次第に同じく二明一印に通用す、其の一印自らまた二種あり、是れ則ち今の傳受の兩部灌頂の印契なり。此れ等は印の通用の義を明し、今の印信は明の通用の旨を明すか。凡そ塔婆・五股通じて無所不至と名くるは、是れ五大五智周遍の義にして、高祖の所傳なり、兩部の大事此の義に極まる。而して大日經の

(一)止觀云云 止觀は兩手なり、兩手を以て未敷蓮の印を結び顯すなり。

(二)禪林 宗叡僧正なり。

(三)遍法界云云 大日經悉地出現品に、普遍一切法界、與虛空等、無所不至さあるより無所不至の名目あり、從て上句は無所不至の說明語なる故に遍法界さいふ。大日如來の功德の廣大無二なるを表す。

(四)二羽 二手なり。

本說は、[梵字]字周遍の理に約す、塔婆法界の義に非ず。故に經に云く、一音聲を以て四處に流出し、普ねく一切法界に遍して虛空に等ふして至らざる所なし。文 是れ(一)四[梵字]を以て四處流出といふなり。但し此の經の大宗は、或は五大を說いて要となし、或は[梵字]字を說いて體となす。是の故に一品に兩種の秘明あり、各〻一遍を取て淺深を得、是れ猶ほ理智の差別なり、深く金剛頂に瞬ることを致す、此れ等下に至て知んぬべし。

胎 外五股 [梵字]

金 大惠刀 歸命[梵字]

又 智拳 一字眞言

私に云く、此の說は、兼意阿闍梨の一樣。云云 觀音院僧正の正儀に非るか、彼の本傳に異るが故に。また說く、金剛界に就ての異義なり。此の事は先師の口授の中にあり、大同小異なり。

胎 內五股 [梵字]

金 塔印二頭二火一參許り相ひ去る [梵字]

(一)四[梵字] [梵字]四にして開・示・悟・入・を示す。

私に云く、是れまて一師の說か。胎の內五股は殊に此界に於て諸家の次第の中に之れを用ふ、傳法の印多く諸傳之れを傳ふ、是れ理具五智を表して此の界の印となす、內外の二傳は本母に依るなり。若し內證外用に約して二界を論せば、內五股を以て金剛界となす、自覺聖智の故に。外五股を以て胎藏となす、大悲の故に。また塔印の注は是れ開の義なるか。開心入智成身の大宗に依ることは、果德の現證開顯を示すなり。凡そ此の傳に二界因果を表するなり。

(二)遍照寺の一說

胎　外五股　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰

金　牽都婆(一)口傳にあり　(二)如法華の印　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰

蘇悉地　二拳、左を仰き右を覆せ相重ぬ。云云

金剛拳菩薩の眞言

私に云く、此の說は澤流通途の樣に異んするか。野流一門の中に此の趣きを傳ふ、若し是れ(三)深覺僧正の餘葉か。然らば廣澤の一說異論なし、法華の事の如き野流の輩は兩三義を以て之れを習ふ、文點に依て印の差別を存するなり。また悉蘇地の事は

(一)遍照寺　前に頭註ぜり。

(二)如法華の印　未敷蓮華合掌をいふ、細說に至ては種種の師傳あり。

(三)深覺僧正　常喜院の開山、宰相の阿闍梨といふ。

印明(一)一准ならず、東寺常に此の說を用ふ、金剛拳の眞言兩種あり、𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰また𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰なり。𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰は大軌羯磨會拳の言なり、𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰は同軌の合智、略出は合智磨羯會拳明なり。之れに依て兩種之れを通用す、法皇の御次第は、羯磨會の拳、略出に依て𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰の言を用ふ。凡そ傳法兩部の印可の外に、餘の印明を加へ用ふることは、本是れ他家相傳の許可灌頂の作法なり、大師の正流澤家の本傳には他の印明なし。往代宗叡、法全に受け、近右蓮臺、神日に受くる等、自他相承相雜の故に此の事あるか、粗〻上に分別するが如し、また下に至て知んぬべし。

金　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰

胎　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖰

(二)堅實合して、二頭指を以て二大頭を捻す、此の一印を以て兩界の種子眞言に通用す。私に云く、是れ芳源阿闍梨の一樣なり、此の傳は一印を以て兩部に通用す、專ら是れ野流同じく秘密灌頂の大事と稱するなり。此の芳源は澤流深覺の餘流にして野流異類の傳來なり、爾らば若し相濫の事あるか。凡そ此の一印の通用は略儀の一說にして如法各別の印可に非るなり。元より此の兩印規模の故に、何の印をなすと雖

(一)一准　蘇悉地の印は金剛拳菩薩を用ゆるも、拳菩薩の所座の異るに從て印を異にす、故に各流說を異にす、即ち金剛界の羯磨會は二金剛拳にして、臍の前に安き、三摩耶供養會は合掌の印、外縛して心に置き、又胎藏界にては、內縛して二大指を外に竪て、肩の邊に擧げて物を打つ勢をなす、然れども多くは三摩耶會の印を用ふ。

(二)堅實　堅く兩掌を合するをいふ

も、兩部に通用するに相違なし。自餘の諸印と雖も、實義に依らば然るべし、況んや普門の秘印に於てをや。而るに今兩部に於て殊に傳法の印契を立つることは、此れ等の意に似ざるなり。或る流は此の通用の說を以て不二の深位と稱するは、其の義不可なり、今通用一印の詞之れを思ふべし。又た此の二明は殊勝なりと雖も、傳法の兩部の密語に望むれば猶ほ是れ淺略なり。現流布の法曼荼羅を、二界五佛の種子となす、必ず師資口授の秘曲と謂ふべきに非ず、況んや是れ他家所傳の事なり、尤も許可の所存か。彼の神日他家之れを傳授する所、覺超所授の大事等之れに同ず。また芳源所傳の血脈は他家の說に同じ、恐くは是れ淺略の許可の分域なり。野流一印の稟承は吾が家は判じて許可となす、元杲印信の詞異論を成すべからず。然れば則ち野流の大事とは許可の淺位に在り、宜しく分別して吾が家の傳法に相ひ濫ずること勿るべし。

金　金剛合掌　歸命𑖀

胎　塔印　歸命𑖀

また說く、

金　外五股の印　𑖀𑖨𑖿𑖮𑖽𑖿𑖦

胎　塔の印　𑖀𑖨𑖿𑖮𑖽𑖿𑖦𑖽𑖿𑖦

私に云く、已上の兩說は共に釋王寺賴尋阿闍梨の說なり。此の人は(二)大御室御附法なり、定んで子細あるか。初說は金剛界三昧耶の印母を以て大事となす、明けし常途に異れり、秘藏記此の意あり、胎藏は其の意分明なり。後說は其の義相違なきなり。已上兩界の部別は本傳の上の異說なり。自下略儀●通用●合行の多說を出すべし。

外五古の印　𑖀𑖨𑖿𑖮𑖽𑖿𑖦　胎

歸命𑖀　金

私に云く、此の傳は粗〻不灌鈴の說に似たるか、但し彼の說は五股の內外を以て兩部の異となす、胎の外は是れ外用、金の內は是れ內證なり。凡そ此の記の文は前後義旨思ひ難し、是れ法三太王の御記、檜尾の口決圓成の記の意なり、今載する所の印可は法三親王の一樣なりと。云云

𑖀𑖨𑖿𑖮𑖽𑖿𑖦　胎

率都婆不開　歸命𑖀　金

國譯密教要秘鈔第七

(二)大御室　二品親王、長和帝の第四王子、故に長和親王ともいふ。喜多院僧正の付法なり。

奉都婆の印 不開　　[illegible]　胎

　　[illegible]　金

また合行

奉都婆の印 開　歸命[illegible]

私に云く、已上の三說は、高野の二品太王の御說云云此等みな通用の義なり。中に就て初め二種は、印契通ずと雖も明に依て改め作る可きか、後の一種の明は唯一の故に印改め作らず、二大指を開くを以て兩部の義を示す、是れ正しく合行の作法なり。此の第三番の樣は、彼の御附法兼助相傳の大事。云云是れ等兩部の傳法は、各〻印可を授け、直ちに一印通用の口決を示すなり、更に重位を立つべきに非す。而も正嫡の本傳は專ら兩部傳法ありて餘義を交へず、通用の義聊か正旨に違す。また通用勿論の故に之れを示さず、意を得て存すべき事なり。而るに今此の合行の兩部傳法の時、金剛界直ちに此の合行の印明を用ひ、兩部傳法の外此の合行を授くるに非ず、是れ先きに通用の義を示す、此の印此の如し、彼の印また同じきか。是れ兼助の餘流傳持する所、今之れを授與する如くして、其の義旨爾るべきなり、合行の意別義に非ず。凡そ野流の一印二明等の相承は、併ら此の習あり、而も近來不二と稱して之れを賞む、各別の本傳之れを簡ぶ、其の理尤も誤なり、是れまた許可の略儀、用心の合行、また佗家の名目專ら灌頂の別儀を行ふ。旁〻東寺傳法の正傳に非ず、能く之れを思ふべし。

外五古の印 五部塔印　[illegible]

已上

外五股の印　[illegible]

已上

私に云く、是の合行の二說は、五古の印を印て兩部に通ずるの傳なり、明或は五字を以て二界に通じ、或は一字を以て兩部に通ず、皆是れ玄極の密語なり、何んぞ通用を妨げん。彼の五字に五智の義あり、一字に水性平等の理あり、或は五智直ちに二界に通じ、一智專ら兩部に涉る等の重重の義、推して察すべし。中ん就く此の中習ふべきこと等之れあるや、今此の合行は殊に祖祖の秘旨を存す、五部灌頂是れ其

の大宗なり、胎藏の理に於て五智を具す、金剛の五智同體の印を開く、横竪の杵あり、尤も吾が家の要旨深く思ふべし。已上澤流數多の說說、舊記載する所才覺の爲めに之れを記す、正否知り難きか。然りと雖も先師授賜の本は、强ちに聊爾すべからず、思ひ出す所あらば後輩之を悉にすべし。若し此れ等の諸說相違なくんば、澤●野兩門の相承淺深の相論、執心を失するに似たり。大事の印明詮要一兩の傳來にあり、既に殘る所なし、何れをか是とし何れをか非とせん。縱ひまた少し遺漏ありと雖も、其の義理分齊、此れ等の印明に過ぐべからず、其の上義旨の邪正、凡情豈に覺知せんや。

妙拳士、手明

(二)惠●大●眞●源●聖●觀●淳●元●仁

私に云く、此の印明は石山の淳祐內供、延命院の元杲僧都に授く樣なり、仁海僧正

(一)惠云云　惠果、大師、眞雅、源仁、聖寶、觀賢、淳祐、元杲、仁海。

の記を見るに、血脈彼の記の文に同じ。野流また諸家ありと雖も、此の大事を以て骨髓となす。本傳此れに就て異說を存す、三重の極位を開く事等之れあるか、此の印明の義理芳源の傳の中に委細に之れを注す。所詮、塔婆を以て總印の大事となし、五股に於て其の習を傳へざるや否や是れ不審、或はまた此の位に於て、開閉を以て二界の異となす、爾らば二印と謂ふべしや。また無畏●金智●(一)互授の事は此の開閉を習ふか、殆んど信用に足らず。彼の師資の事は、海雲記の外之れを見ず、此の事猶ほ未だ決せず、況んや此の大事をや。また醐醍の一流は、三重に於て而二不二等の名を稱して、是を以て諸傳一流とするが故に、實に階級を存する義にして、俊勝等始めて結搆する所なり。然りと雖も、猶ほ傳法異說となす、別名を用ゐず、而も末流、氣味を添へ義旨を潤色す。凡そ灌頂の印可の師位の大事に於て、不二等の重位の本說曾て見及ばず、剩へ此の不二の義に於て野流の一類は、更に深義を思ひ邪義を存す。重重の口決無窮の稟受、尤も佛法の大魔、外道の大將なり、求學の輩深く恐るべし。是れ併ながら兩部各別如法の職位を傳へず、只だ略儀容易の印可を以て、法皇家の嫡傳を伺はず、猥りに習ひ來て心を以て師となすが故に、不二の詞に

(一)互授　無畏三藏は胎藏を持して開元四年唐に入り金剛智三藏は金剛を持して開元八年唐に入り、後相會して金胎を互相に傳授せるをいふ。之を金善授受といふ。

依て邪路の境に赴き、迷亂の源、本傳に遠きが致すところなり。其の謬解人ごとに之れを好み、彌〻邪徒の數を添ふ、顯密の教網を離れ多く苦海に沒す、豈に歎をなさゝらんや。宜しく意を得て、知て隨ふこと勿るべし、總じては佛法の惠眼を失ひ、別しては密藏の奥旨を損す、金剛天等の呵責、尤も以て恐るべし。潜かに冥衆の加被を仰ぎ、傳燈の久照を思ふ、彼の淺深の謗讀、海會の聖衆を以て證明となし、因便に近代の僻義を悲む、野流相承の要旨此の大事を出でず、淳公の所授を以て本とする故に、其の義然るべきことか

別有秘藏

私に云く、是れ一流の玄極にして第三重の最秘なり。此に於てまた開閉の不同尋ね習ふべし、或は五字共に空點ある等、異說往往なり。此の明に就て兩部不二の義之れを習ふ、當世種種の義を存して、是れ三種悉地眞言の隨一なり、彼の三種眞言本軌の說相濫あるか。また彼の軌大師の請來に非ず、然らば高祖の門流此の大事を存す可んや。但し彼の軌に依らずと雖も、此の明は大師の相傳疑ふ可からざるか。此の流の意は、六大法性を以て宗の玄極となす、即身義等の意爾る可きが故に。然

(一) 開閉　塔印の大指を開き、又は閉づること、即ち印の結び方をいふ

りと雖も猶ほ是れ悉地の軌を本とするに似たり、何んとなれば野流動もすれば他家に混ずる事之れあるが故に、三種悉地蘇悉地の大事許可習ふべし。況んや六大の種子即身の義に違す、澤家の所傳殊に子細あるか、下に至りて自ら知るべし。

別有歸命

私に云く、是れまた義旨前に之れを分別す、所詮二界の中、互ひに一界を取て第三重とするなり、此等殊に一流の意は秘義を存するか、其の義趣尋ね問ふべし。五字を以て兩部に配分す、一字を以て通用の意なり。

塔印

(二) **すあ不穢飛　引引引飛引**

引引引飛引　すあ不穢飛

私に云く、是れ一流の第三重、十字を以て金胎の差別となす。二種二十字を存するか、理智互ひに具足する義なり。之れを委にせず、此の上また第四重を存す、說說其の意甚だ別義なし。

(二) **す**　造る。一本に有

(一) 一本此の字なし。

(二) 一本責に造る

[illegible](一)[illegible] 開閉

金[illegible]

胎[illegible]

私に云く、是れ秘密灌頂の大事なり。淳祐の傳大に彼の印信の意に同じ、血脈を存する各別なり。然らば此の開閉を以て二印となす、此の相傳を存するなり。全一とは豈に然る可けんや、仍て一流の意强ちに不二の義を用ゐざるや。若し其の義を許さばまた思ひ難し、一印の上に二義を存せば兩部あり、別に之れを傳ふるが故に。無畏●金智此の流殊に沙汰あるか、之れを依用せず。謂く粗〻上に云ふが如し。

塔印　大日劒印の如く二大指を開く。

[illegible]

塔印　二大を並べて掌中に入る、二頭は本の如し、二火指少、二大を二火の本に付く

[illegible]

塔印　例の如し

(二)[illegible]　[illegible]已上三句の三印

(一) 合智　合智の印なり、之れ如來智を心内に邇入せしめ、散失せざるの義、印相は内縛して大指を并べ入縛して頭指を以て其の上を押す、是れ理智の本體を我心中に入れて堅く心門を鎖する意なり。

大日經疏に云く、心の佛國を開き、心の正覺を成じ、心の涅槃を證す、云云以上三句の意は三印を作す、三印即ち一印なり、一印二口を用ふ、併ら口にあり。

私に云く、此の文の秘密異說は常途に異る、但し彼の常說は此の初後を取て開閉をなすか。凡そ彼の疏に五點を明す、何んぞ三句を拔ひて本說となして三印を作すや、一流相傳定んで由あるか、況んや彼の本經三句の法門あり、尤も是れ大宗の實義の大事此の意あるや。而るに愚案に云く、此の三印の次第は專ら金剛界に依る大事なり。此の界は成身三昧耶の印にして三種の階次あり、是の一印の上の三重なり。法界種の本源に於て證入の次位を立を立つ、また五相成身此の義を出でず。彼の三印とは開入●入智●合智の三位なり、是れ拳印を以て圓塔に之れを作す。今は法界塔婆を以て三印を成ず、此の塔婆は則ち法界種圓塔の故に、彼此同一專ら宗の大事なり。故に相承の秘傳は第三位に於て、(一)合智の印儀を存し、殊に此の意を顯す。此の拳印の三種は、本體不變前後兩種を加へて五重を成ず。而るに初めを以て終りに通ずれば、始終拳印の三種なり、後を以て初めに通ずれば塔印の三重なり、此れ普賢三昧耶の塔印なり、其の趣義訣に見えたり、仍て一物となす。一義に大日經疏の五點に依て三

句を抜いて本據を傳へずして大事を習ふに似たり。また此の重の印明を以て、成尊不空再天の大事を存するか、其の理一且之れあり。彼の時龍智の曰く、吾が寶は心なり。文今の大事は殊に心を以て佛塔とするの意、故に彼の詞に符合するものか。

胎　如法華の印　㘝

金

一切衆生法然の道理の印なり、口傳重重あり。

私に云く、是れまた一說の第三重なり。印は未敷蓮、但し三角形即ち心の形なり。云云是れ即ち胎藏の(一)遍知院一切如來の智印の意なり、此の名字相應如り難し。また彼の心形は凡夫の心形、また是れ三部を表するか、心蓮心月等の形相に非す。凡そ此の傳は未敷蓮と三角形との二義の印相を存す。

(二)止觀　蓮未敷　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖽𑖨𑖿

十度　摩尼形　已上胎

止觀　蓮未敷　𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖽𑖨𑖿

十度　摩尼形　已上金

私に云く、是れまた秘密の異說なり、また第三重の異樣。云云此の印は前の二義を示す

(一)遍知院　胎藏界の上方第一の中央に三角ある院をいふ。遍知は一切遍知にして、如來の主屬を顯す也。

(二)止觀云云　止觀とは、兩手をふと前に出す、金剛頂界出經の說なり、右は止左は觀なり、十度は左右の十指なり。摩尼は如意寶珠の形を表す。

か、また一印の義か尋ね知るべし。また明の十字は表裏混合す、太だ自由に似たり、往代此の事あるか、凡そ知り難きことなり。已上數多の印明は、是れ野流諸傳の大途にして、各各の內證其の資に非ずんば之れを知り難し。故に具さに之れを擧げず、且つまた秘旨憚ることあるか。其の梗概を謂はゝ、淳祐、元杲に授くる一印二明の大事に過ぎず、彼の位を以て樣樣裏傳の別義を存す、然りと雖も殊なる子細なきなり、大綱を得て故實の口決を辨ずべし。

胎　大日劍印　明に曰く

𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖽𑖨𑖿

金　智拳印　明に曰く

(一)𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖽𑖨𑖿

蘇　二拳にして相ひ合す、

(二)𑖦𑖽𑖨𑖿𑖦𑖽𑖨𑖿

私に云く、是れ或說の灌頂の大事なり。寂極秘密法界躰、傳法許可灌頂阿闍梨位の印云云此の名字は淳祐印信の文に全く同じ、血脈また彼の說に同じ。若し是れ許可淺

(一)(二)一本等に造る。

位の印明か、是れ兼海上人の相傳なり。胎藏の明は五字の常說に異る、是の五大の種子は聊か淺略なるか。五字の明とは五智の義を兼ぬるが故に、自餘常の如く差別なし。

傳法灌頂の印明

胎藏界　外縛(ゲバク)五古の印　滿足一切智智の五字の明

[illegible]

金剛界　大率覩婆印(開合宜しきに隨ふ)普賢一字の明

[illegible]

阿闍梨位印　三股(瑜祇經の如し)　明に曰く、

[illegible]

又た樣

胎　外五股の印　[illegible]

金　率覩婆印　[illegible]

(一)雚頁〻

(一) 一本に蓄に造る。

(一) 一本鍔に造る、金剛界の略字なり、即ち金と剛の扁の岡を以て一字の鋼に爲し、界の上部の田を以て界となす。

(二) 台臣田　胎藏界の略字にして、各字の扁及び作りを取れり。

(三) 專　縛字の略なり。

(四) ササ　菩薩の略字。

(五) 羊石　羯磨會の略字なり、金剛界羯磨會なり、前に頭注せり。

(一) 鋼田　虛合して二風屈して頭を拄へ、二空竝べ申べ二風の甲の邊を押す、二空の間離塔の形。云云

[illegible]

[illegible]

(二) 台臣田　內(三)專五股の印

[illegible]

又前前金　前塔印云云

[illegible]

蘇悉地の印　金鋼田拳(四)ササなり、(五)羊石會

[illegible]

秘密灌頂　未だ兩部を分たざる時、不二の大日尊根本最極傳法密印また阿闍梨位印と名く、又た兩界に通ず

塔印　常の如し但し二[illegible]相ひ去るは是れ塔婆開扉の義なり。

[illegible]　また五字を改めて五阿となす

また　權僧正　和尙　和尙　和尙

塔印　兩界に通ず、但し頗る開く

國譯[illegible]要秘鈔第七

まだ胎金 刻刻刻刻彩 胎

また胎蔵座主

塔印 開ちて兩部に通ず 明 金 胎 刻 ㊀ 彩 ㊁

また胎蔵法印、胎蔵 刻 ㊀ 彩 ㊁ 並びに 𑖦𑖽𑖨𑖿 僧正に受く。

鈷印　また率都婆印と名く。開かず

また金 刻刻刻刻彩 胎

私に云く、已上の諸説是れ覺鍐上人の記なり、彼の自筆の灌頂印明集の中より之れを鈔出す、古賢の集むる所なるが故に殊に之れを載す。此の中猶ほ説説あり、大途強ちに違せず、仍て之れを畧す。此の中秘密灌頂𑖦𑖽𑖨𑖿（シンカク）權僧正の流は、二印二明を出す、胎の内五●五字、金の無所不至●五智なり。然りと雖も、多分一印二明此れを以て體となす、不二阿闍梨位等の名は、當世殊に此の重の灌頂に名く、此の上人の時代より、此の事あるか。先哲の所傳なりと雖も、大師相承の本説に違す、又た本據なきことなり。況んやまた上人所製の義趣に背く、其の義理和會甚だ以て思ひ難し。所詮、東寺の正傳に於て此の義を許す、尤も不可とせり、其の旨委くは上に分別するが如し。自下廣く許可の諸説を載す、諸家の印信は、文に臨んで淺深の義を察すべし。

傳法八印（ダンパウハッチン）　金剛界

一には金剛合掌　普通の印

唵嚩（ランバ）日囉（ランジャリ）惹里

二には佛眼の印言　常の如し

三には大日灌頂の印言　二羽金剛縛して忍願第一節を屈して鉤形の如くし、進力の端を以て忍願の第一節を捻し、頂を印す、明に曰く

唵、薩嚩怛他引誐多引　誐三冒地涅哩二合茶、嚩曰羅、底慧姹。

四には大日智拳印

唵、嚩曰羅、馱都鑁（ダトバン）。

五には無所不至の印　惠刀の印

阿上引阿去引暗惡　𑖦𑖽𑖨𑖿 を加ふ。

六には五股の印　内外に通ず。

阿尾羅吽欠

七には勝身三昧耶印　金剛合掌して直く忍願を立て、少し第三節を屈し、信力を以て忍願の上節に加ふ、謂く忍願を以て佛となし、智を師子座となし印を以て肩に等しふす、眞言に曰く、

唵僕欠（サンボクケン）

八には阿閦梨位の印 先づ虚心合掌して戒・忍・方・願を掌中に入れ、右を以て左を縛す、餘指は三股の形の如くす是れなり。眞言に曰く、

唵（ラン）、嚩曰羅（バザラ）、蘇乞志麼（ソキシマ）二麼訶薩怛嚩（カサトバ）、吽吽（ウンウン）。

胎藏

金剛合掌の印

阿尾羅吽欠、

無所不至印 刀印

歸命阿上聲去引暗惡第五の點を加ふ、

私に云く、此の印信は通途許可の印明なり、仍て彼の式に之れを載す。然らば是の根元は、他家の相傳にして東寺の正說に非るなり。然りと雖も、往代より東寺に習ひ來るの流なるか。此の印明は兩部の相配不審之れ多し、また水尾の傳法灌頂の式の中に、金剛界に於て此の八印を用ゐて傳法の印となす、許可の所用、傳法に同じき故か。彼の靜禪師は是れ天台の最圓の弟子なり、仍て他家の相承を以て傳法とするなり。凡そ彼の式の文等は、多く他家の事を引き用ふ、其の旨知んぬべし。

金剛界　外縛五古の印

唵嚩曰羅駄引都 ㄙㄚ ㄙㄚ ㄙㄚ ㄙㄚ

(一)佛眼（ブクン）の印●眞言常の如し後に定印。云云

次に胎藏界　合掌して二頭指を屈し、二大指の端を捻す。無所不至の印なり

歸命　ㄙㄚ ㄙㄚ ㄙㄚ ㄙㄚ

五古の印 或は外縛五古　或は內縛五古云云

歸命　ㄙㄚ ㄙㄚ ㄙㄚ ㄙㄚ 師傳に依つて之れを記す。云云

私に云く、此の印信は廣澤の所用にして、許可通途の樣か、澤流の右德等粗〻授け來るなり。中ん就く大御室の御時、殊に(二)授用せらる、隨て御付法の中に傳受の輩之れあり。所謂る敎王院の(三)快禪律師等傳へ來る、印明大いに同じ、兩部の印可を以て本となす、前後屢々印明を加ふ。是れ等他家を模すと雖も、許可の行儀八印等を用ゐず、吾が家の用心を授くるか、然して猶ほ今の所用は是れ他家の一說か。金剛界の明は、(四)圓成●法皇兩祖の次第に同じ、此の中他家の說を用ふる等、是れ亦た爾るべきか。凡そ許可は是れ他家の所用、殊に此れ等の相濫あるが故に、澤家必ず行

(一)佛眼　前に頭注せり。

(二)授用の上に一本「此の印信を」の句あり。

(三)快禪律師　或は雄尊とも云ふ。

(四)圓成　圓成寺の開祖益信僧正。

じ來らず、專ら大師の正傳を宗とする故なり。

先づ胎・入佛三昧耶　金剛・三昧耶薩埵鑁

次に內五古の印　口授

二拳左を仰げ右を覆ふ　歸命[梵字]或は羯磨會の拳菩薩の明

次に阿闍梨行位の印　合掌して風水を屈す。

明常の如し。

私に云く、此の說は兼意の一樣なり、是れまた大御室の御餘流、(一)寬意の說か、或はまた兼意、快禪に受く、是れまた彼の說か。是れ傳法の印に於て、初後二界要用の印明を加ひ、許可略儀の作法を莊嚴し、傳法職位受傳の時に於ては、此等の印明を用ゐざるなり。また此の印信一印を以て兩部通用の義となす、是れ則ち野流等執し思ふところ、一印二明の大事なり。此の許可は淺位の用心にして、傳法如說の儀には非ず。また野流更に必ず許可を行ず、其の印明の作法は、門門同じからざるか。

不灌鈴等の記に云く、

(二)三部總攝大阿闍梨の印

(一) 寬意　大御室の弟子にして、觀音院敦貞親王の子なり。

(二) 三部云云　佛部　金剛部　蓮華部をいふ。

定惠虛心合して二頭を開く、　歸命[梵字]

次に同印、二中指を開く、　歸命[梵字]

次に同印、二無名指を開く、　歸命[梵字]

八葉の蓮華に九尊座すと觀ず、即ち法界空なり

[梵字]

法界宮の中の壇場の上に[梵字]字あり、八葉の大蓮華となる、中央の花實の上に[梵字]字あり、

法身如來となる乃至

[梵字]　外縛五古の印

同じく[梵字]字あり、(一)五峰金剛杵となる、五部の諸尊を出生す、

所謂る三十七尊なり。

歸命[梵字]　內縛五古印

己上實惠僧都の秘口　益信の記

私に云く、法三親王の記なり、此の意は灌頂の印明は兩部の相配分明ならざるか。

先づ胎藏に於て二種を出す。また初の三部總攝の印とは檜尾の傳に非ず、若し是れ

(一) 五峰云云　金剛杵は五本の股あり、之れ五智を表す、又五峰といふ。

他家の意を以て記し加へらるか。八葉の印を以て灌頂の秘印となすの習ひは、他家に此の事あり、此の位は灌頂の名字義あるか、今記の文は彼の傳と叶ふなり。また近來の輩、高祖大師各別の印を以て實惠●眞雅の兩人に授け、一印兩部通用の義を示す、所謂る、檜尾には(一)[梵字](ハザラ)の契を以て之れに授け、貞觀には(二)[梵字](ソトウバ)の印を以て之れに許す、みな通用の旨を許す。今彼の兩傳を以て兩界の印可に用ふ云云若し彼の檜ノ尾の[梵字]の印の證據は此の記の意によるか。凡そ此の事分明の說を見ず、偏へに是れ口傳相承なるか、指南に足らず。況んや所傳の密語は其の說一准ならず、彌〻以て信じ難し、頗る胸臆の謬說なり。倩〻稟承の大旨を思ふに、兩部の印可相承を以て嫡嫡の本意となす、殊に其の義を示し、青龍●高祖の傳受、專ら此の事にあり。而も此の兩祖共に以て高祖委附の弟資なり、何んぞ祖承の正意に違せん。始め一印通用の說を以て之れを授く、更に誰れか是を以て兩部に分たん。圓成、兩界を以て各の秘印を授け上皇に進む、兩祖の傳受相違あるべからず、彼の說更に之れを用ゐず、師師兩部相ひ竝びて印可傳來す、尤も然るべき事なり。末代の流に及んで推して上古の儀を分別す、世人全く許す可からず、只だ相承の大旨を任すべし、分別の記無くんば誰れか邪師の謬說を信ぜん。今案の秘口其の類一に非ず、取捨して亂す勿れ。然れば則ち此の記の意は、是れ一箇の秘傳にして、嫡承の本傳を論ずるに非ず

(一)[梵字] 金剛と譯す、即五股の印。
(二)[梵字] 率都婆の印なり。

八家の印信

弘法

金剛界傳法灌頂阿闍梨職位極(一)密の印

兩手金剛拳にして、左の拳仰げて(二)齊上に置き、右の拳を以て上に覆ふ、眞言に曰く、

[梵字]

三身說法の印　私に之れを略す

胎藏傳法灌頂阿闍梨位の印

二手虛合掌、二地二水を屈して掌內に入れて脊相ひ拄へ、二風第二節を屈して二空の頭を捻するなり。

[梵字]

三身說法印　私に之れを略す

(一)密　一本に秘に造る。
(二)齊　一本に臍に造る。

(一)智證　台密三井寺の智證大師、在唐約五年。

(二)宗叡　眞言の弘法大師の孫弟、禪林寺の宗叡といふ在唐約三年。

傳教

胎藏傳法阿闍梨位の印

印は內縛五古の印　[illegible]

金剛界傳法の印

印は智拳の印　[illegible]

慈覺

胎藏　大日率覩婆の印 法全口決　[illegible]

金剛界　內縛五古の印 元靜口決　[illegible]

(一)智證

胎藏　大日率都婆印　[illegible]

金剛界　內縛五古の印　[illegible]

(二)宗叡

金剛界　大日率都婆の印　[illegible]

胎藏界　內縛五古の印　[illegible]

(一)東密　小栗栖の常曉といふ、元と三論宗の人、在唐約一年。

(二)惠運　東密安祥寺の慧運、在唐約五年。

(三)圓行　東密靈巖寺の圓行、在唐約一年。

是の印●眞言は、禪林寺の宗叡僧正、入唐して法全和尙に値ふて受學せるなり。

(一)常曉

胎藏　金剛合掌　[illegible]

金剛界　內縛五古の印　[illegible]

此の印●眞言は、常曉阿闍梨入唐して、大唐の義操和尙に値ふて受學す。

(二)惠運

胎　內縛五古の印　[illegible]

金　[illegible]

此の印●眞言は、安祥寺の惠運和尙入唐して、義眞阿闍梨に値ふて之れを傳ふ。

(三)圓行

金剛界　內縛五古の印　[illegible]

胎藏　金剛合掌　[illegible]

此の印●眞言は、圓行和尙入唐して、大唐の義操阿闍梨に値ふて傳ふるなり。

私に云く、已上八家の印信は、弘法の如く、自餘の七家も兩界部別各の三身の印明あ

り、種種の印明彼此交雑す、繁を恐れて具さに出さず、尋ね習ふべし。此の事他家專ら習ひ來ることなり、東寺の本傳曾て傳へ來らざる所、末資に及んで適〻傳習するの輩、彼の仁海・覺鑁等の祖の相承なり、凡そ眞僞知り難し。中ん就く三身の印は、東寺往古より此の義なし、而して三種の悉地の印明は、一流の中沙汰あるか。難じて云く、本傳他家專ら三身の印明を用て規模とするなり、是れまた顯家の餘習、五智眞旨を得ざるが故に、頻りに之れを得て之れを賞す。此の外また四家の密印の習あり、是れまた三身の印あり、同じく尋ね習ふべし、此れ等みな他家稟傳の事なり。

仁海僧正の記に曰く、

(二)容 四 五 滿足一切智智

(三)行 先づ定惠を以て定を覆ひ、次に定惠合して忍(三)願(四)月に入り境・惠・進・力(五)面相ひ立て、二頌を以て竝べ立つ。

次に金剛掌の明、前の印に同じ。

(一)一本に此字なし宗叡の傳を示す

(二)行 圓行の傳を示す。

(三)願 一本に頁に造る。

(四)月 掌のこと一本になし。

(五)面 一本になし。

仁 [illegible] 四五 [illegible]

參 仁の如し、唯三契あり、

定惠各の頌を捻す、上悉地なり。明に曰く [illegible]

各の頌を捻す、中悉地なり。明に曰く、 [illegible]

各の頌を捻す、下悉地なり。明に曰く、 [illegible]

各の定を仰げ惠を覆ひ、四指量を隔て、內縛二頌を竝べ立てゝを去る。

出現悉地化身の明 [illegible]

入悉地報身の明 [illegible]

秘密悉地法身の明 (二) [illegible]

惟馨

金剛、 胎藏、 [illegible]

私に云く、已上諸家の說說同異勘へ見るべし。また安然の說の如きは、傳法の印諸家不同之れあり、みな上來の異說を出でざるが故に之れを示さず、尋ね見るべきか。凡そ傳法兩部の印可の外に、或は八印を用ゐ、或は通じて一印を用ゐ、或は前後の

(一)一本に [illegible] 頌に造る。

印明を加へ、或は蘇悉地等の三身の印明を用ふ、みな他家の相傳、許可灌頂の義相なり。また許可とは蘇悉地の名を加ふるなり、故に用ふる所の印明は、多く彼の部にあり。彼の蘇悉地とは、兩部之れありと雖も、本經先づ胎藏數に屬す、初門とするが故に、現圖胎藏の曼荼羅の西門に之れを圖す、是れ此界初入門の故なり、西方の三院みな是れ同一に六度の菩薩を置く、此等顯乘分理密家の淺略を示す。仍て此の部多く世間の外相を說き、擇地造壇の儀を示す。また是れ諸の經法は釋迦所說の義にして殊に詮要となす。兩部の法門に望むれば是れ淺略なり、其の深淺次第三重の階級あり。先づ金剛頂宗は自證の智根本なり、灌頂授職の法門なるが故に第一となす。次に大悲胎藏敎は隨緣應物灌頂智を說かざるが故に第二となす。次に蘇悉地敎は、外儀外相に約して敎義を建立するが故に第三となす、自ら是れ三部の差異を准ずべし。今東寺の灌頂は、佛部金剛界に於て其の玄旨を極む、胎藏猶ほ及ばず、況んや蘇悉地に於てをや。而るに此の蘇悉地猶ほ金剛界に依て金剛拳を用ふ、彼の胎藏の傳法、五智を用ふるが如し、三部の精要みな金剛頂にあり。凡そ蘇悉地の大事に於て五重の分別あり、第一に三身說法の印、八家他家の意は之れを許すと雖も、東寺の正僧大師の門葉は習ひ來らず、他家專ら寂となす。第二は三種悉地、是れまた他家なり、本軌大師の請來に非ず。但し東寺の先德、惠什等の傳來か。第三は傳法の八印、自他の兩家傳來す、但し是れ猶ほ他家の傳なり。第四は印言の多種、是れ自他兩門往代許可に之れを用ふ。第五は金剛拳、今東寺の輩專ら之れを依用す、流之れ多し、當部重重の傳之れを以て辨ずべし。然るに傳法師位は正しく兩部にあり、當部明證なきが故に、澤家の傳受捨てゝ行せず、其の意斯にあるか。

國譯[illegible]要秘鈔第七終

國譯𑖨𑖪𑖽𑖨𑖽 要秘鈔第八

臨壇金剛弟子弘融　撰す

灌頂印可

兩部

𑖨𑖪𑖽𑖨𑖽 灌頂 𑖨𑖪𑖽𑖨𑖽 印 𑖨𑖪𑖽𑖨𑖽 明

本說義と者

已上此の卷殊に以て秘惜すべし、寫瓶の嫡弟たりとも、寂後閉眼の時これを與ふべし、一宗の最極源底、口決の秘旨を載す、兩部の聖衆を以て證明となす、敢てこの誡に違越すべからず。

(一)問ふ。傳法灌頂兩部の印可の本說義旨如何。

外縛五股印

(イ)𑖨𑖽

(ロ)𑖨𑖽

(ハ)𑖨𑖽

(一)自下傳法灌頂に於て金剛界と胎藏界に於て用ゆる印の相違を問ふ。

(二)𑖨𑖽云云　胎藏界なり。

(三)五叉の印　五股印、圖の如し。

(四)明　ア・ビ・ラ・ウン・ケン・の五字なり。(イ)一本に朱書すとあるも他には此等の梵字なし。

答ふ。(二)𑖨𑖽云云

印は(三)五叉の印、

(四)明は五字なり。

無所不至印

(一)𑖨𑖽云云　金剛界なり。(二)印　一峰とは無所不至の印なり(三)明　バンの一字の眞言なり。

(四)印契　密語を結び、眞言即ち密語するは三密の好行にして、眞言一宗の大事なり(五)二十萬頌　胎藏界の大日經、金剛界の金剛頂經、各二十萬頌なるを以て二十萬頌といふ。

(一)𑖨𑖽云云印は一峯、(二)明は一字なり。

(イ)𑖨𑖽

(ロ)𑖨𑖽

此の(四)印契密語とは、是れ兩部の本體一宗の肝腦なり。三世の諸佛職位に昇り、覺道を踏むの時、佛佛傳授して稟承斷せず。自利利他此の處に於て受用窮りなく、決定の法印誠實の密語なり。威儀ある此の契印に所說あるは此の秘明なり。此の威儀に住して此の道理を說く、世世更更暫くも息むことあることなし。其の常恒所說の法教は、此の印明を攝持して其の義門を遺漏せず。大日如來、古佛の指授に任せて(五)二十萬頌を說き、金剛薩埵は本師の附屬に隨つて三摩地を傳ふ、其の義豈に此の兩部を離れんや。是れ則ち常途の言辭を以て之れを論せば、定惠●理智●悲智●自他二利●眞俗●因果●

一多・同異・顯密・金剛・胎藏・等の恒沙三摩地門なり。此の(一)決定印可の上に、無邊の教門、理致の相應に隨て其の旨を得べし。凡そ兩部の本經は、此の(二)印璽(インヂ)を以て本體となし、彼の所說の文義を開出し演說するが中に、必ずしも別して本據を求む可からず。其の始終一一の文義は、此の道理を詮せざることなし。然りと雖も、先づ印明同一の義を示し、次に義便に因て文を引き義旨を成ずべきなり。此の兩部の印明は常途の義にあらず、此の理を知らざるが故に、(三)家家不定の說を傳へ深旨を思ふ。所以は何(いか)ん、胎藏の秘印とは、先づ印の(四)形相を取て𑖀字を方形となす、是れ總體本意なり。而もまた此の印は、左右の五指を以て五大の義を結成し、後に(五)五叉あり、是れ則ち五智の義なり。此の(六)三重を以て胎藏教の大宗となす。此の中に𑖀(ア)の一義を取ることは、淺略にして他家の用心なり秘印の體相を知らず、所表の意を盡さゞるが故に。此の上に(七)五大を見るとは深秘なり、漸く理を極むるが故に、經宗此の義を說く。(八)五智は猶ほ是れ深旨なり、五大は理にして覺知なく、五智は是れ如來果地の心智の故に。此の印に三義を兼ね結成す、然る間密語また此の義を含む、𑖀(ア)字は最初の字、此れを以て本となし、自餘の五大の字體は是れ五大なり。而るに今(九)五字の明は、五智の義を

(一)決定印可　兩部の印明を體得すること。
(二)印璽　決定せる印明を印璽といふ。
(三)家家　流派の岐れをいふ。
(四)形相　外五股印をいふ。
(五)五叉　五股の印は五の叉あるをいふ。
(六)三重　方形と五大と五叉となり
(七)五大　地・水・火・風・空
(八)五智　前に揭出。
(九)五字　ア・バ・ラ・カ・キヤ、の五字は地・水・火・風・空の五大を表す。

存して一切智智といふ、全く金剛五智の言の如し。相配して一義を取らば、五大の上の五智の明あり、故に密印と其の義全同なり、自餘の印明は此の義門を具せず、仍て胎藏の宗要を盡さず、此の義に翻じて諸家の說說未極の義理察すべし。重ねて其の義を明さば、此の印は字の形なり、是れ(一)五輪各印の時、地輪の印なり、五輪みな種子を以て形を表し、印を作るが故に。五大とは(二)二小二空相並んで動せずんば、是れ共に地・空は所依となりて遷移せざるの義なり。能依の萬法は去來動轉あり。(三)二水橫に外に相ひ叉ふるとは、水輪平等の相を表す、是れ相交一味の義なり。(四)二火高く竪つとは火性向上の義、尖とは三角形なり。(五)二風離して別に立つとは風輪散亂離動不安の義にして、火に隨て用を發すなり、是れ五輪五大の義なり。また五智とは、此の五字の明を以て金の五智に配す、自ら其の理同なり、相配二意あり。或は五字の逆、五智の順の相配、或は五字五智一具の相配、字字相當の義を沈思すべし、重重甚深の義旨あるなり。

次に(六)金剛界の秘印とは、印の形相を取て𑖀字の形とするなり、(七)風・空相取るは是れ(八)𑖀字形なり、先德は𑖀字形といふ、故に、大日經に開敷花王の印を合掌といふ、

(一)五輪　地・水・火・風・空・の五輪、阿字は地輪に當る
(二)二小二空　左右の小指と左右の大指となり、二小は地輪、二空は空輪なり。
(三)二水　左右の無名指、水輪なり
(四)二火　左右の中指、火輪なり。
(五)二風　左右の頭指、風輪なり。
(六)金剛界　自下金剛界の印を示す金剛界の印は、率都婆印なり、此の印は𑖀字を二つ并べたるが如し。
(七)風空に取る　左右の大指と頭指相取るなり、恰も𑖀字の形となる。
(八)一本に𑖀に造る。

乃至(一)風輪を屈し、虚空輪の上に在きて囀字形の如しと。文 此の文分明なり、是れ同印をす字の形といふ異論なし、空點同事有無相違せず、是れ圓滿の義なり。また水輪の意なり。而も五輪の印は水輪開蓮の印にして、圓滿の義なること(二)菩提場經に在り。今秘印とは空輪の印なり、是れまた團圓の義なり。然りと雖も、今の意は、圓滿の上に高勝の義あり、金剛界智法身灌頂の謂ひの故に、す字空點の理極成す。仍て空輪の印を用ひてす字形を表す、印明全一なり。自餘の諸傳は此の界に五智を用ゐ、或は印、五股を用ふる等、灌頂の秘要に背く。此の水●空二輪團圓の義は、之れに通ずるが故に。或は今の印を用ふ、彼の開敷華王の名は今の印を用ふ、其の義相ひ稱(かな)へり、況んや此の尊は寶生尊と同一なるか。然らば灌頂尊主の深旨相ひ通ずるなり。また[illegible]すの義は同にして共に大日の種子となす、空輪の印彌〻相應なり、兩部傳法の印明の義旨此の如し。之れに依て各部印契明と相應す、異傳の印明を用ゐず。また本部法敎に相應して異路なし、是の故に祖祖嫡傳餘家に散せざるなり。若し印明の大義を論せば、(三)胎藏とは理の故に差別の事法を以て宗となす、仍て地輪の四角を以て表示となす。また俗諦門は外相の下地を以て、(四)無明住地生死泥中を顯す、此に住して情機のため

(一) 風輪 頭指なり。

(二) 菩提場經 具には菩提場莊嚴陀羅尼經といふ、不空の譯。

(三) 胎藏 眞理を攝在する故なり、金剛界の智界を表するに反す、理と智は金胎兩部を詮す。

(四) 無明住地云云 無明煩惱に纏縛せらるゝ生死海の凡夫の境界をいふ。

に大悲胎藏法門を說き、煩惱の泥中より本淨の心蓮を開出す、是れ則ち蓮華曼荼羅なり。また無明に依りて差別の義あり、[illegible]字なり餘輪生起す。五字とは色法、五大法性なり、圓明の上の五字是れなり。金剛界とは智身の故に、平等事法を以て義となす、智性無(一)礙の故に、仍て水●空二輪團圓無礙を以て表示となす。又た眞諦第一義空の故に、空輪上界を以て智德最上圓滿無礙を顯す、是れ(二)月輪曼荼羅なり。水●空共に萬像依持の功あり、照了無礙の用あり、專らすの一字を以て多差別を存せず。智體平等を示す、所依の法界三昧心月輪なり。彼の即身義はあを以てすに替へて秘となす。傳法の印璽は金剛同一の義を以て蹔く之れに替ふ、是れ則ち兩部瑜伽の玄旨秘妙最極の大事なり、傳法の時に非ずんば之れを許さず。(三)胎同金、また或は此の胎藏の大事は是れ金剛界の義を顯す、其の宗要の最極同一の故に、祖祖の風儀、此の事に依る、彼の菩提心の相は、金剛頂を以て胎藏の實義を示す、此の心は是れ三昧戒なり、(四)戒相既に然り、灌頂また同じ。印可決定の大事豈に爾らざらんや。五部灌頂は通じて兩部を授く此の意か。之れに依て印契の五股は五智を表し、五字の智智金剛の字句之れを思ふべし。漫荼の中胎に此の字あり、胎界に金の五智の種言を用ふ等、此の旨に

(一) 一本に无の字あり、或はいふ墨の字かと。

(二) 月輪云云 金剛界は智を詮す、爲めに盈虧ある月輪を以て之を喩ふ、胎藏は前述の蓮花の喩を以て表す、之れ理なる故なり、清淨蓮花は淤泥に染せざるが如し。

(三) 胎同金 一本に傍註の朱書とす。

(四) 一本に戒の字なし。

非ずや。但し(二)因位在纓の五智を表して暫く胎藏となす、其の智體とは金剛の五智なり、大日經に五字の明を說く。文に云く、金剛戲三昧とは金剛界の名なり、金剛界を以て金剛界自在といふ、此の自在は則ち遊(ユダ)戲の義なり。凡そ此の品に二明を說く、其の中に、一切智智の明を取りて(三)五阿を殘す、其の意識に深意あり、東寺相承の所存分明なり。(三)而るに他家、五阿を賞して所傳となす。野流此の言を以て秘旨となす、常途に混ずるか。之れに依て大師の釋の中に、五字を以て秘旨を得る等此の事なり。結護の中に此れ有り、金剛智の正傳は澤流にあるなり。(四)また金剛界に一字を用ふることは、五智差別なりと雖も、同じく是れ圓滿一體の義なり、(五)此の字圓形の故に、五部みな一輪に居す、(六)二十五位同じく圓相に住す、また法水の義を兼ね灌頂の要となす。また是れ上界諸佛甘露灌頂の義にして、今の言は同意なり、(七)空點の大空の義は、法雨自ら是れ降注すべし。然らば灌頂の即體是れ字なり、或は字の水輪の上に大空之れあり、即ち空上の水なり、此の水に灌灑の功あり、地底の水に於ては此の義なし。また是れ上界諸佛甘露灌頂の義にして、今の所受彼此同一の理を顯す、全く此の一字の秘旨に依る、凡聖二位別異ならず。之れを以て灌頂の要となす。(一)或は智身說法の義は、(二)無點の字は無說法の義、既に是字を示す。(二)無點云云字は金剛界の種子にして、言說の不可得の意義となす之を大日經には語言道を出過すと稱す。

(一) 因位云云 因位即ち凡夫は煩惱に繫縛せらるゝ故に在纓といふ。胎界に金の五智を用ゐ、因位に胎界を表するは兩部不二を示す。(二)五阿 胎藏の五字を示す。(三)而るに 自下二師の傳を示す。(四) また云云 金剛界の一字を示す (五) 此の字云云 自下圓滿の義を述ぶ。(六) 二十五位 台密に尤も多く行はるゝ瑜祇灌頂の大位を示す。(七) 空點云云 字の上部の圓點をいふ これ又空點ともいふ

(一) 或は云云 智身を示す。(二) 無點云云 字は金剛界の種子にして、言說の不可得の意義となす之を大日經には語言道を出過すと稱す。(三) 自ら 自下大日の身に理身即ち胎藏界を示す。(四) 龍猛 龍猛菩薩出現のこと、釋迦經に懸記ぜり。(五) 五智 自下金剛智の傳を述ぶ。(六) 結護 降三世五重結護なり、印を結び加持を行ふに五重の別あり、第一立印、第二成身、第三辟除、第四結界、第五護身の順序なり。(七) 縛に二云云 自下大日經開題の文意。

れ理智に約して粗〻上の二義を存す、無言は智に依り生智を以て縛とするか。或は無言は義を取り、縛は形相をとる、(一)彼の[梵字]字の法界種相形如圓塔とは、金剛縛を以て(二)合智を成ず、此の印の形相は則ち[梵字]字なり、空を以て掌に入れ。風を以て心門を閉づ、是れ[梵字]を以て封閉する義なり。(三)略出に此の義を記す、全く是れ今の印義にして、總體圓形なり、二風二空相ひ取り、[梵字]の義殊に秘印の義に依る、金剛拳縛の[梵字]なるが故に、縛の義を以て今の種子となす。軌の文に於て煩惱の縛と印相の縛と相ひ亂交して說く、之れを思ふべし。餘處の釋の中に兩義に涉て之れを得、此の中に言說の義は常途に通ず。縛の義は深秘にあり、秘印の形相を顯すが故に、是れ印明一致の意なり。況んや言說は尖にして、圓形に非ず、字體相應せずして今の宗要に非ず、彼の空點を置いて金剛頂最上の義を表す、言說ありと雖も、猶ほ圓滿を以て頂の義を示すべきか。(四)但し二字共に義理形相を以て取捨を存せず。また此の明の名字は、大師の記には只だ(五)一字心と云て普賢の詞なし。瑜祇(ユギ)の說に依て之れに名く。故に經文に云く、時に金剛界の如來復た率都婆法界普賢一字の心密言を說いて曰く[梵字]。文 此の文の率都婆は則ち今の傳法印を說くか。また此の明を以て共に二名を得るか。然るに普賢と名くるは是れ無所不至(ムショフシ)の義なり、遍一切處の故に。義述に普賢の釋に此の名あり、但し經の次下の文に、五股を以て率都婆印といふか。また勘へて云く、敎王經の第三に云く、婆伽梵普賢、是の如きの說を作す。文 此の文は大日を指すか、已上兩部傳法の印明正傳の義分別し訖れり。

次に異說を判せん。

蓮臺の授くる所の元杲の印信に就きて、(一)胎藏五字の中の[梵字]字空點は、或は舊記の中に法皇の圓成寺御傳に此の點を加ふることあり、先德常に之を用ふ。眞然僧正次第の中に、假名を以て五字の明に付す、[梵字]良武(ラム)、[梵字]幾也武(キヤム)等と之れを點す、明かに知んぬ上古の所用なり。凡そ[梵字]字に點を加ふれば法界心の字となる故に、尤も之れを加ふべし。金の五智を以て此の(二)五字に宛つるの時、[梵字]字は彼の五智の一說なり、尤も是れ然るべし。而るに常に之れなきは、今五字は五智法性の上の垢染なるが故に、必ず此の點を加へず、彼の(三)不染にして群生を利すの染なり。また彼の[梵字]字は是れ寂滅の理、如如無相なり、自ら是れ無空[梵字]字の義なり、有無強ちに差なし。次に金剛界の(四)歸命の句の事は、是れまた往代これあり、彼の不灌鈴檜ノ尾の秘口に之れあり、是れ高祖

(一) 彼の云云 圓塔を示す。
(二) 合智 如來の智を心內に遍入せしめ散失せざる義 此印は內縛して大指を幷べ入縛し頭指を以て其の上を押すなり、見れ理智の本體を我心中に入れて堅く心門を鎖すの意なり。
(三) 略出 略出經なり。
(四) 但し云云 金剛名を示す。
(五) 一字心 [梵字]は一字心なり。

(一) 胎藏五字 [梵字]・[梵字]・[梵字]・[梵字]・[梵字]の五字なり。
(二) 五字 金剛界の五智は[梵字]・[梵字]・[梵字]・[梵字]・[梵字]の字にして、次の如く大日・阿閦・寶生・彌陀・釋迦の五佛なり、五佛又五智となす
(三) 不染云云 大樂金剛不空眞實三摩耶經の百字の頌の文なり。
(四) 歸命云云 金剛界の印の眞言の上句に歸命即ち曩謨三曼駄沒多南の句あるをいふ。

大師の御相承に非るか。凡そ歸命の義は、灌頂の大宗の故に加へ用ふるに義として苦無きか、今諸眞言通相の義に依て用ひ加ふるに非ざるなり。(一)此の歸命の義に於て二意あり、一には行者の身を以て諸佛に歸す、是れ常の說の如し、(二)灌頂は是れ凡身を以て佛身に至り、生死有漏(ウロ)の身命を捨て法身無漏の體相に歸す、是れ捨身の義、即ち歸命なり。凡夫の理身を以て諸佛の智身に歸す、金剛界智身の灌頂の故に。殊に此の界に於て之れを加へ用ふ。廣く此の理を云はゞ、未知の凡愚、最初に佛陀に歸向す、是れ灌頂の要門なり、初後の一致は宗の大事を顯す、略出の四禮に灌頂の品號を立つるは此の意なり。一には佛身を以て衆生に歸す、是れ有漏無常の身中に、三世常住の法身の身命依住する義なり。今灌頂とは、行者頂上に諸佛の智冠を(三)載せ智水に沐する等皆な此の義なり。歸命の句義は普佛とは是れ諸佛降赴の義なり、是れ等は灌頂の大宗なり。疏の第八に云く、諸佛を憶念、乃至法王子灌頂の位、乃至一切諸佛に歸命す、即ち是れ此の意なり。文 又た甘露灌頂の義に依て此の明を用ふ。彼の施餓鬼の軌に、すの明を歸命し以て甘露眞言の明となす、此れ灌頂の秘明なり、但し印と明との一體の義、疏なる故に傍傳となす。凡そ此の大事は元杲の蓮臺に受くるの後、彼の門葉を

(一) 此の歸命 自下歸命に二義あるを示す。
(二) 灌頂云云 衆生の佛身に歸入するを述ぶ。
(三) 載 或はいふ戴の字か。

恒規となす、最初潛かに此の秘旨を受け、自ら此の事を談じて云く、是れ則ち重宦裁の義なり。凡そ此の印明に於ては、淺深口を閉ぢ長短論せざる事。云云 而るに自餘の末流等、淺略初位の義を成ず、太だ然る可らず、尤も恐れある事なり。

朱五股 朱二十六丁

略出經の第二に云く、持誦師、一切佛の旨を承け、其の(一)五叉股の契を以て、想へ其の杵中に置き。乃至(二)次に契を結ぶ法を說く。先づ(三)金剛縛し已て、(四)忍・願・度を竪て相ひ著け、(五)進・力・度を以て忍・願の傍に於て曲叉の如く竪て、相去ること兩の大麥許り、又た定の智度及び(六)檀・慧・度を以て兩兩相合して竪つること叉股の如し、是れを五金剛契と名く。文 此の經の宗は五股の印を以て傳法と爲すの旨之れを習ふ。三摩地軌は(七)制底(セイテイ)を以て宗となし、傍らに五叉を以て大事とすること之れあり。敎王にすれ拳を以て大事となす。爾れば三經の秘旨此の分あり、是れまた一宗の綱要なり、但し略出に制底(セイテイ)の義を存すべきか、彼の封閉の明と印となり。(八)瑜祇經に云く、率都婆の印を結び明を誦し四處に加ふ。普賢三昧耶は進・力を屈し鈎の如し、檀・惠・禪・智合す、是れを彼の大印と名く 文 此の文は五股を以て率都波と爲すか。但し彼れ是れ別となすべきや、已上五古の印文なり。(九)聖觀音軌に云く、次に大日如來の劒印は、

(一) 五叉股 五股の印契なり。
(二) 次に契云云 眞言は底瑟吒跋折羅なり。
(三) 金剛縛 外五股なり、即ち堅實合掌なり。
(四) 忍願 左右の中指なり、度とは十度の略にして、十指を十度といふ。
(五) 進力 左右の頭指なり。
(六) 檀慧 左右の小指なり。
(七) 制底 率塔婆なり。
(八) 瑜祇經 五股を率都婆と同一なりと示すの文。
(九) 聖觀音軌 自下大日の劒印は率都婆印なるを示す

二手を以て心に當て合掌し、二頭指の中節を屈し、横に相跓へ、二大拇指を以て並べて二頭指の上節を押し劒形の如くす。文

攝大軌の下に云く、正覺甚だ深密にして、語言の道を出過するを大率都婆と爲す。四處流出の句に、止觀は蓮の未敷なり、阿●尾●羅は(一)峰合し、(二)雙佉は羅の本に依り、二訶は其の端を横にし、遍身に四明を布き、自ら花胎の上に處く。文 此の軌等は率都波(三)の說文なり。上の軌に依て閉の義を習ひ、(四)下の軌に依て開の義を習ふ。或は又た只だ常途の如く此の兩說を存せざるか、已上塔印の說文なり。凡そ此の印の說文は、五股は金剛頂に說き、塔婆は胎藏部にあり、是れ五智五大次での如く金胎の義なり、此の樣は兩部所宗の故に爾るべし。但し今(五)傍來の義は此の義に翻ず、其の意は、五智は兩部にあり、塔婆は二界に涉る、(六)而も五智は不變金剛の義、因位在纏に約するが故に、五智と雖も胎藏となす、是の故に印形横に五方に開く。而るに今本又の五股は直ちに智體を說いて、因の義に同じからず。(七)また塔婆に因果あり、五輪とは因塔なり、偏へに五大の形色に約す、是れ非情等の義なり、世間の制底とは、果塔なり、心相顯出を表する故に。此の印の形相は竪に開示を示す、仍て金剛現證の塔となし、胎藏五輪

(一) 峰 指の端なり。
(二) 雙佉云云 左右の大指なり、羅は中指なり。
(三) 波の下に一本印の字あり。
(四) 下の軌 自下開閉の互說を述ぶ
(五) 傍 一本に傳に造る。
(六) 塔婆云云 自下胎の塔婆の印に因果の二種あるを說く。
(七) また塔婆云云 自下塔婆印に因果の二種あるを說く。

の義に異る。然らば五股と雖も胎藏にあり、塔婆と雖も金剛界に用ふるなり。是の故に金剛界に於て此の傳法の印を說き、名字を指さず、或は業障除と云ひ、或は秘密印といふ、(一)眞意尤も深く習知すべき者なり。

菩提場經の第三に云く、曩莫(二)乃至南引阿引尾囉吽欠、此れは是れ一切如來の心印(私に云く上說の印)の眞言、秘密主此れを大勤勇心眞言と名く。一切如(三部護身の印併說)來眞實法、(三)能能く地獄●傍生●夜摩の惡趣を解脫し、能く一切有情をして如來の事を作さしむ。文 此の文の功能の說は大日經に同じ。又た十一面軌に云く、一切の佛●菩薩の(四)密言は誠に功能甚深にして、自餘の明呪に同じからず、更に之れを出さず。

(五)大波羅蜜經の第二に云く、爾の時に曼荼羅諸天菩薩、皆な悉く集會したまふ。(私に云く十六大菩薩、四波、八供、四攝等を擧げ、一一の名字、常說に違せざるか) 金剛阿尾奢等、異口同音共に法身種子陀羅尼を說いて曰く、唵(チンボツ)幕欠(ケンア)阿(引聲)四吽(ウン)怛闌(ラン)二合六紇里(キリク)二合七惡(アク)。文 此れ金剛界五智の眞言なり、常說に異なる。唵等の三字は、時處の軌には大日の明となす。又た阿吽の阿は常說すなり。但し此の界の大日は、[梵字]を以て種となす、必ず種子に於て兩部の別意を存す可からざる事か。また怛闌(タラン)とは(六)理趣經等に[梵字]字を用ふべき義これあり、[梵字]を以て此界の種子となすこと

(一) 眞意 一本に其意に造る。
(二) 乃至薩薩沒駄冒地薩怛薩二合引を乃至す。
(三) 能能 一本に能の字一字を存す
(四) 密言 曩莫薩縛沒駄冒地薩怛薩二合引南引阿引尾引囉吽欠平聲
(五) 六波羅蜜經 自下金剛界の明を說く。
(六) 理趣經 大樂金剛不空實三摩耶經、不空の譯なり。